環境物品等の調達の推進に関する基本方針

令和８（２０２６）年２月

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

目　　次

１. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向 1
２. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項 3
３. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項 6

別　記 8
定　義 8
１. 共通の判断の基準及び配慮事項 9
２. 紙類 10
３. 文具類 19
４. オフィス家具等 32
５. 画像機器等 37
５－１　コピー機等 37
５－２　プリンタ等 45
５－３　ファクシミリ 53
５－４　スキャナ 56
５－５　プロジェクタ 59
５－６　カートリッジ等 62
６. 電子計算機等 68
６－１　電子計算機 68
６－２　磁気ディスク装置 79
６－３　ディスプレイ 81
６－４　記録用メディア 85
７. オフィス機器等 87
７－１　シュレッダー 87
７－２　デジタル印刷機 89
７－３　掛時計 92
７－４　電子式卓上計算機 93
７－５　電池 94
８. 移動電話等 96
９. 家電製品 100
９－１　電気冷蔵庫等 100
９－２　テレビジョン受信機 103
９－３　電気便座 106
９－４　電子レンジ 108
10. エアコンディショナー等 110
10－１　エアコンディショナー 110
10－２　ガスヒートポンプ式冷暖房機 114
10－３　ストーブ 115
11. 温水器等 117
11－１　電気給湯器 117
11－２　ガス温水機器 119
11－３　石油温水機器 122
11－４　ガス調理機器 124
12. 照明 127

12－１　照明器具 127
12－２　ランプ 131
13. 自動車等 133
13－１　自動車 133
13－２　タイヤ 140
13－３　エンジン油 142
14. 消火器 143
15. 制服・作業服等 145
16. インテリア・寝装寝具 149
16－１　カーテン等 149
16－２　カーペット 152
16－３　毛布等 155
16－４　ベッド 158
17. 作業手袋 162
18. その他繊維製品 164
18－１　テント・シート類 164
18－２　防球ネット 167
18－３　旗・のぼり・幕類 170
18－４　モップ 173
19. 設備 175
20. 災害備蓄用品 188
20－１　災害備蓄用品（飲料水） 188
20－２　災害備蓄用品（食料） 189
20－３　災害備蓄用品（生活用品・資材等） 191
21. 公共工事 199
22. 役務 231
22－１　省エネルギー診断 231
22－２　印刷 232
22－３　食堂 240
22－４　自動車専用タイヤ更生 243
22－５　自動車整備 244
22－６　庁舎管理等 246
22－７　輸配送 261
22－８　旅客輸送（自動車） 265
22－９　小売業務 268
22－10　クリーニング 271
22－11　自動販売機設置 273
22－12　引越輸送 278
22－13　会議運営 282
22－14　印刷機能等提供業務 284
23. ごみ袋等 286

【参考】国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

特定調達品目の分野及び品目一覧　【22 分野 291 品目】

紙類	・コピー用紙　・フォーム用紙　・インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・塗工されていない印刷用紙　・塗工されている印刷用紙 ・トイレットペーパー　・ティッシュペーパー
文具類	・シャープペンシル　・シャープペンシル替芯　・ボールペン ・マーキングペン　・鉛筆　・スタンプ台　・朱肉　・印章セット　・印箱 ・公印　・ゴム印　・回転ゴム印　・定規　・トレー　・消しゴム ・ステープラー（汎用型）　・ステープラー（汎用型以外）　・ステープラー針リムーバー ・連射式クリップ（本体）　・事務用修正具（テープ）　・事務用修正具（液状） ・クラフトテープ　・布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）　・両面粘着紙テープ ・製本テープ　・ブックスタンド　・ペンスタンド　・クリップケース ・はさみ　・マグネット（玉）　・マグネット（バー）　・テープカッター ・パンチ（手動）　・モルトケース（紙めくり用スポンジケース）　・紙めくりクリーム ・鉛筆削（手動）　・ＯＡクリーナー（ウエットタイプ）　・ＯＡクリーナー（液タイプ） ・ダストブロワー　・レターケース　・メディアケース　・マウスパッド ・ＯＡフィルター（枠あり）　・丸刃式紙裁断機　・カッターナイフ ・カッティングマット　・デスクマット　・ＯＨＰフィルム　・絵筆　・絵の具 ・墨汁　・のり（液状）（補充用を含む。）　・のり（澱粉のり）（補充用を含む。） ・のり（固形）（補充用を含む。）　・のり（テープ） ・ファイル（クリアーホルダー及びクリアーファイルを除く。） ・クリアーホルダー　・クリアーファイル　・バインダー ・ファイリング用品　・アルバム（台紙を含む。）　・つづりひも ・カードケース　・事務用封筒（紙製）　・窓付き封筒（紙製） ・けい紙　・起案用紙　・ノート　・パンチラベル　・タックラベル ・インデックス　・付箋紙　・付箋フィルム　・黒板拭き ・ホワイトボード用イレーザー　・額縁　・テープ印字機等用カセット ・テープ印字機等用テープ　・ごみ箱　・リサイクルボックス ・缶・ボトルつぶし機（手動）　・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型）　・鍵かけ（フックを含む。） ・チョーク　・グラウンド用白線　・梱包用バンド
オフィス家具等	・いす　・机　・棚　・収納用什器（棚以外）　・ローパーティション ・コートハンガー　・傘立て　・掲示板　・黒板　・ホワイトボード ・個室ブース　・ディスプレイスタンド
画像機器等	・コピー機　・複合機　・拡張性のあるデジタルコピー機 ・プリンタ　・プリンタ複合機　・ファクシミリ　・スキャナ ・プロジェクタ　・トナーカートリッジ　・インクカートリッジ
電子計算機等	・電子計算機　・磁気ディスク装置　・ディスプレイ ・記録用メディア
オフィス機器等	・シュレッダー　・デジタル印刷機　・掛時計 ・電子式卓上計算機　・一次電池又は小形充電式電池
移動電話等	・携帯電話　・ＰＨＳ　・スマートフォン
家電製品	・電気冷蔵庫　・電気冷凍庫　・電気冷凍冷蔵庫 ・テレビジョン受信機　・電気便座　・電子レンジ
エアコンディショナー等	・家庭用エアコンディショナー　・業務用エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機　・ストーブ
温水器等	・ヒートポンプ式電気給湯器　・ガス温水機器　・石油温水機器 ・ガス調理機器
照明	・LED 照明器具　・LED を光源とした内照式表示灯　・電球形 LED ランプ
自動車等	・乗用車　・小型バス　・小型貨物車　・バス等　・トラック等 ・トラクタ　・乗用車用タイヤ　・２サイクルエンジン油
消火器	・消火器
制服・作業服等	・制服　・作業服　・帽子　・靴
インテリア・寝装寝具	・カーテン　・布製ブラインド　・金属製ブラインド

	・タイルカーペット　・ニードルパンチカーペット ・タフテッドカーペット　・織じゅうたん ・毛布　・ふとん　・ベッドフレーム　・マットレス
作業手袋	・作業手袋
その他繊維製品	・集会用テント　・ブルーシート　・防球ネット ・旗　・のぼり　・幕　・モップ
設備	・太陽光発電システム（公共・産業用）　・太陽熱利用システム（公共・産業用） ・燃料電池　・エネルギー管理システム　・生ゴミ処理機　・節水器具 ・給水栓　・日射調整フィルム　・低放射フィルム ・テレワーク用ライセンス　・Web 会議システム　・地中熱利用システム
災害備蓄用品	・災害備蓄用飲料水　・アルファ化米　・保存パン　・乾パン ・レトルト食品等　・栄養調整食品　・フリーズドライ食品 ・備蓄用作業服　・非常用携帯燃料　・携帯発電機　・非常用携帯電源 ＊毛布　＊作業手袋　＊テント　＊ブルーシート　＊一次電池 （＊は他の分野と同品目）
公共工事	【資材】 ・建設汚泥から再生した処理土　・土工用水砕スラグ ・銅スラグを用いたケーソン中詰め材　・フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 ・地盤改良用製鋼スラグ　・高炉スラグ骨材 ・フェロニッケルスラグ骨材　・銅スラグ骨材　・電気炉酸化スラグ骨材 ・再生加熱アスファルト混合物　・鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 ・中温化アスファルト混合物　・鉄鋼スラグ混入路盤材 ・再生骨材等　・間伐材　・高炉セメント　・フライアッシュセメント ・エコセメント　・透水性コンクリート　・鉄鋼スラグブロック ・フライアッシュを用いた吹付けコンクリート　・下塗用塗料（重防食） ・低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料　・高日射反射率塗料 ・高日射反射率防水　・再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） ・再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） ・バークたい肥　・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） ・LED 道路照明　・再生プラスチック製中央分離帯ブロック ・セラミックタイル　・断熱サッシ・ドア　・製材　・集成材　・合板 ・単板積層材　・直交集成板　・フローリング　・パーティクルボード ・繊維板　・木質系セメント板　・木材・プラスチック再生複合材製品 ・ビニル系床材　・断熱材　・照明制御システム　・変圧器 ・吸収冷温水機　・氷蓄熱式空調機器 ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機　・送風機　・ポンプ ・排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管　・自動水栓 ・自動洗浄装置及びその組み込み小便器　・大便器 ・再生材料を使用した型枠　・合板型枠 【建設機械】 ・排出ガス対策型建設機械　・低騒音型建設機械 【工法】 ・低品質土有効利用工法　・建設汚泥再生処理工法 ・コンクリート塊再生処理工法　・路上表層再生工法 ・路上再生路盤工法　・伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 ・泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 【目的物】 ・排水性舗装　・透水性舗装　・屋上緑化
役務	・省エネルギー診断　・印刷　・食堂　・自動車専用タイヤ更生 ・自動車整備　・庁舎管理　・植栽管理　・加煙試験　・清掃 ・タイルカーペット洗浄　・機密文書処理　・害虫防除 ・輸配送　・旅客輸送（自動車）　・庁舎等において営業を行う小売業務 ・クリーニング　・飲料自動販売機設置　・引越輸送　・会議運営 ・印刷機能等提供業務
ごみ袋等	・プラスチック製ごみ袋

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

この基本方針は、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第２条第２項の法人を定める政令（平成12年政令第556号）に規定される法人（以下「独立行政法人等」という。）が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい。

なお、国がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

１．国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会の在り方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講ずることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成５年法律第91号）第24条［環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進］及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第19条［再生品の使用の促進］の趣旨に則るものである。

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとして認識されており、我が国においても令和２年10月に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す旨を宣言したところである。また、地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチックごみ問題への対応等を図ることも喫緊の課題となっている。このため、地球温暖化対策や資源循環の重要性に鑑み、「地球温暖化対策計画」（令和７年２月18日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和７年２月18日閣議決定）並びに「循環型社会形成推進基本計画」（令和６年８月２日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、国等は環境物品等を率先して調達する必要がある。さらに、国等が率先してプラスチックの資源循環を推進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第60号）第７条第１項に規定するプラスチック使用製品設計指針（令和４年１月19日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第１号）に適合していると認定された設計に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）については、国等の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。加えて、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換するグリーントランスフォーメーション（以下「GX」という。）に向けた「GX2040ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂」（令和７年２月18日閣議決定）では、公共部門が自ら率先してGX製品を始めとした先端的な環境物品・サービスを調達することは初期需要を創出する上で重要であるとされていることから、GXに資する見直しを積極的に行うものとする。

⑵ 環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関（以下「各機関」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第７条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

① 物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が考慮事項となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者の更なる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を

行うものとする。

② 環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

③ 各機関は、環境物品等の調達に当たっては、再使用品（リユース品）の積極的な利用を図るとともに、調達総量をできるだけ抑制するよう、レンタル、リース、シェアリングの活用等の物品等の合理的な使用に努めるものとし、法第11条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。なお、近年は環境負荷の低減を図る観点及び新しい生活様式への対応等から、情報通信技術を活用したテレワークやWeb会議システムの導入による非対面業務への切替が積極的に試みられている。こうした非対面業務への切替に当たっては、物品等の調達総量やエネルギー消費量の増大を招かないよう適切に検討することが重要である。

また、環境物品等の調達を推進するに当たっては、ＷＴＯ政府調達協定（特に同協定第10条技術仕様書及び入札説明書の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

２．特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア．特定調達品目の基本的事項

特定調達品目は、国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類であり、国等による一定の調達があり、かつ、国等が環境物品等の調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込める場合に設定するものである。また、国等の率先調達により初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等についても、特定調達品目への位置づけを検討することが必要である。

イ．判断の基準等の基本的事項

特定調達品目の判断の基準は、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするための要件として定められるもので

ある。

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。当該事項の設定に当たっては、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、必要に応じ、より高い環境性能を示すものとして「基準値１」、最低限満たすべきものとして「基準値２」の２段階の判断の基準を設定するものとする。

また、全ての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものであり、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。２段階の判断の基準が設定されている品目については、脱炭素社会等の実現を目指す観点からも、「基準値１」及び「基準値２」それぞれの調達目標を調達方針に位置づけた上で「基準値１」による調達を積極的に推進するものとする。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであることから、環境負荷の低減に直接的又は間接的に関連しない品質、機能、価格等の調達される物品等に期待される事項については規定しないものとする。

ウ．特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実、調達実績等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。２段階の判断の基準の見直しに当たっては、「基準値１」が常に市場を牽引できるようにより高い環境性能を示す基準とするとともに、併せて「基準値２」の水準の引き上げを図るものとする。また、国等の率先調達により初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等については「基準値１」への位置づけを検討するものとする。

さらに、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ．特定調達物品等の調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとに定められたそれぞれの目標の立て方に従って、毎年度、特定調達物品等に係る調達目標を設定するものとする。２段階の判断の基準が設定されている品目の調達目標の設定に当たっては、「基準値１」及び「基準値２」それぞれについて定量的な調達目標を設定するものとし、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値１」により調達するものとする。

オ．公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

⑵ 各特定調達品目及びその判断の基準等

別記のとおり。

⑶ 特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進していくものとする。

特に、役務については、本基本方針において特定調達品目として定められていない場合であっても、特定調達物品等を用いて提供されているものについては環境負荷の低減に潜在的に大きな効果があると考えられることから、各機関におい

て積極的に調達方針で取り上げていくよう努めるものとする。

また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

さらに、各機関において直接調達する物品等にとどまらず、調達した物品等を輸送する際に、低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を求めること、可能な範囲で提出書類を簡素化すること等、調達に伴い発生する環境負荷についても、可能な限り低減を図るよう努めるものとする。

３．その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

⑴ 調達の推進体制の在り方

各機関において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境物品等の調達を統括できる者（各省庁等にあっては局長（官房長）相当職以上の者）とするとともに、体制には全ての内部組織が参画することとする。なお、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。各機関は、具体的な環境物品等の調達の推進体制を調達方針に明記する。

⑵ 調達方針の適用範囲

調達方針は原則として、各機関の全ての内部組織に適用するものとする。ただし、一律の環境物品等の調達推進が困難である特殊部門等については、その理由を調達方針に明記した上で、別途、個別の調達方針を作成する。各機関は、調達方針の具体的な適用範囲を調達方針に明記する。

⑶ 調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

調達方針の公表を通じた毎年度の環境物品等の調達目標の各機関内への周知及び公表は、事業者による環境物品等の供給を需要面から牽引することとなる。また、環境物品等の調達を着実に推進していくためには、各機関は「基準値１」の調達実績を含めて的確に把握し、調達方針の作成に反映させていくとともに、分かりやすい形で調達実績の概要を公表することにより、環境物品等の調達の進展状況が客観的に明らかにされることが必要である。

また、国は、各機関の調達方針及び調達実績をとりまとめ、必要に応じ、「基準値１」及び「基準値２」による調達の取組状況を比較して公表することなどにより、「基準値１」による更なる調達の推進を図るものとする。

⑷ 関係省庁等連絡会議の設置

環境物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討などを行う関係省庁等連絡会議を設置する。

(5) 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施

調達実務担当者を始めとする職員に対して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、研修や講演会その他の普及啓発などの積極的な実施を図る。

(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。また、認定プラスチック使用製品については、主務大臣がその情報を公表することとされている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、エコマークや、環境製品宣言（EPD：Environmental Product Declaration）などの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図るとともに、温室効果ガス削減のための取組であるカーボン・オフセットの認証に関するラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。

さらに、物品等の定量的環境情報は、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減を促進する観点から、経済産業省・環境省が策定した「カーボンフットプリントガイドライン」に整合して、可能な限り実績値を使用して算定され、適切に開示がなされたものが適当であると考えられる。各機関は、このガイドラインに則した定量的環境情報が整備された品目から先行して、温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努めることとする。

また、国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。加えて、事業者、各機関その他関係者は、特定調達物品等の調達に係る信頼性の確保に努めることとする。

(7) 環境物品等の更なる普及に向けた取組

国は、環境物品等の更なる普及に向け、地方公共団体、事業者及び国民等の理解を深められるように適切な情報提供・普及啓発に取り組むとともに、必要に応じ、地方公共団体等による取組の実態を把握した上で、特定調達品目に位置づけられていない環境物品等について、その選択に寄与する環境性能の考え方を提供するなどの措置を講ずるよう努めることとする。

別　記

定　義

この別記において、「判断の基準」、「基準値１」、「基準値２」及び「配慮事項」の定義は、それぞれ下記のとおりとする。

「判断の基準」	：	法第６条第２項第２号に規定する特定調達物品等であるための基準
「基準値１」	：	判断の基準において２段階の判断の基準を設定している場合に、当該品目におけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すもの
「基準値２」	：	判断の基準において２段階の判断の基準を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
「配慮事項」	：	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

１．共通の判断の基準及び配慮事項

下記のとおり共通の判断の基準及び配慮事項を設定し、個別の特定調達品目に係る判断の基準と合わせて適用する。※

原材料に鉄鋼が使用された物品	【判断の基準】 〇基準値１は、当該品目に係る判断の基準を満たし、次の要件を満たす鉄鋼が使用されていること。 ①削減実績量が付されていること。 ②原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 【配慮事項】 〇温室効果ガス削減に係る追加費用が一定以上の非化石電力を活用した鋼材が使用されていること。

備考）１　「削減実績量が付されていること」とは、一般社団法人日本鉄鋼連盟作成の「GX スチールガイドライン」の手続に従って削減実績量が付されていることをいう。

２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

３　定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044)、経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」又は一般社団法人日本鉄鋼連盟作成の「鉄鋼製品に関するカーボンフットプリント製品別算定ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

４　共通の判断の基準について、製造事業者において当該基準値１を満たす製品を製造する時期と同製品が販売される時期に差が生じることにより判断の基準を満たす鉄鋼の使用が困難な場合はこの限りではない。

５　配慮事項の鋼材は、一般社団法人日本鉄鋼連盟・普通鋼電炉工業会作成の「非化石電力鋼材のカーボンフットプリント算定ガイドライン」に記載の「タイプ１」に当たる鋼材であって、同ガイドラインの手続に従ったものをいう。

６　調達を行う各機関は、環境省及び製造事業者等がウエブサイト等に公表する情報提供を踏まえ、調達を行うこと。

※　２段階の判断の基準が設定されている品目については、当該品目に係る基準値１を満たす場合、又は共通の判断の基準の基準値１を満たし当該品目に係る基準値２を満たす場合は基準値１となる。また、共通の判断の基準の基準値１、当該品目に係る基準値１のいずれも満たさずに当該品目に係る基準値２を満たす場合は基準値２となる。

２段階の判断の基準が設定されていない品目については、共通の判断の基準の基準値１を満たし当該品目に係る判断の基準を満たす場合は基準値１となる。また、共通の判断の基準の基準値１を満たさずに当該品目に係る判断の基準を満たす場合は適合となる。

なお、個別の品目において当該品目に係る判断の基準（２段階の判断の基準が設定されている場合は基準値２）を満たさない場合は、共通の判断の基準の適合状況によらず適合しない。

２．紙　類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考５の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウエブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア．森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ．資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

２　「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

３　「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

４　「総合評価値」とは備考５に示されるＹの値をいう。

「指標値」とは、備考５に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、

備考５に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考５の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値をいう。

５　総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$

$y_1 = x_1 - 20$　（$70 \leqq x_1 \leqq 100$）

$y_2 = x_2 + x_3$　（$0 \leqq x_2 + x_3 \leqq 30$）

$y_3 = 0.5 \times x_4$　（$0 \leqq x_4 \leqq 30$）

$y_4 = - x_5 + 75$　（$60 \leqq x_5 \leqq 75$，$x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60$，$x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75$）

$y_5 = - 2.5x_6 + 170$　（$62 \leqq x_6 \leqq 68$，$x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62$，$x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68$）

Y 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y（総合評価値）：y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2：森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_5：坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1：最低保証の古紙パルプ配合率（%）

x_2：森林認証材パルプ利用割合（%）

x_2 ＝（森林認証材パルプ／バージンパルプ）×（$100 - x_1$）

x_3：間伐材等パルプ利用割合（%）

x_3 ＝（間伐材等パルプ／バージンパルプ）×（$100 - x_1$）

x_4：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%）

x_4 ＝（その他の持続可能性を目指したパルプ／バージンパルプ）×（$100 - x_1$）

x_5：白色度（%）

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x_6：坪量（g/㎡）

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

６　調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。

７　調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウエブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

８　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

９　紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年２月）」に準拠して行うものとする。

１０　紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年２月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

フォーム用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/㎡以下であること。 【配慮事項】 ①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

インクジェットカラープリンター用塗工紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工量が両面で20g/㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/㎡とする。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

【印刷用紙】

塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．塗工されていないものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び白色度を備考６の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 イ．塗工されているものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び塗工量を備考６の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ及びその他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ以外のパルプを原料として使用しないこと。 ③バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ④製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウエブサイト等で容易に確認できること。 ⑤再生利用しにくい加工が施されていないこと。 【配慮事項】 ①総合評価値がより高いものであること。 ②古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ③バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率が可能な限り高いものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「管理木材パルプ」とは、森林認証材とは異なるが、森林認証制度により容認されない分類に属さない木材であって、認証取得組織間のみで取り引きされ、その適格性について第三者認証機関によって検証された木材を原料とするパルプをいう。

２　「その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ（以下「その他の持続可能性を目指したパルプ」という。）」とは、次のいずれかをいう（森林認証材パルプ、間伐材等パルプ及び管理木材パルプに該当するものを除く。）。

ア．森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ．資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残

材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

3　「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

4　「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指したパルプ配合率、白色度及び塗工量をいう。

5　「総合評価値」とは備考６に示される Y_1 又は Y_2 の値をいう。

「指標値」とは、備考６に示される x_1, x_2, x_3, x_4, x_5 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考６に示される x_6, x_8 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考６の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

6　総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$Y_1 = y_1 + y_2 + y_3 + y_4$

$Y_2 = y_1 + y_2 + y_3 + y_5$

$y_1 = x_1 + x_2 + x_3$　（$0 \leqq x_1 + x_2 + x_3 \leqq 100$）

$y_2 = 0.75 \times x_4$　（$0 \leqq x_4 \leqq 100$）

$y_3 = 0.5 \times x_5$　（$0 \leqq x_5 \leqq 70$）

$y_4 = - x_6 + x_7$　（$x_7 - 15 \leqq x_6 \leqq x_7$，$x_6 < x_7 - 15 \rightarrow x_6 = x_7 - 15$，$x_6 > x_7 \rightarrow x_6 = x_7$）

$y_5 = - 0.5x_8 + 20$　（$0 < x_8 \leqq 10 \rightarrow x_8 = 10$，$10 < x_8 \leqq 20 \rightarrow x_8 = 20$，$20 < x_8 \leqq 30 \rightarrow x_8 = 30$，$x_8 > 30 \rightarrow x_8 = 40$）

Y_1, Y_2 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6, x_7, x_8$ は次の数値を表す。

Y_1（塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）：y_1, y_2, y_3, y_4 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y_2（塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）：y_1, y_2, y_3, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1：古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率の合計値に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2：管理木材パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3：その他の持続可能性を目指したパルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値（ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。）

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準（「印刷」参照）に示されたＡランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は5、それ以外の紙である場合は0

y_5：塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1：古紙パルプ配合率（%）

x_2：森林認証材パルプ配合率（%）

x_3：間伐材等パルプ配合率（%）

x_4：管理木材パルプ配合率（%）

x_5：その他の持続可能性を目指したパルプ配合率（%）

x_6：白色度（%）

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内に

ついては許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x_7：白色度の基準値（%）

白色度の基準値は古紙パルプ配合率（x_1）及びバージンパルプ配合率（$x_2 + x_3 + x_4 + x_5$）に対応した基準値であって、古紙パルプ配合率 100%の場合の基準値は 70%、バージンパルプ配合率 100%の場合の基準値は 90%として次式により算定。

$$x_7 = 0.7 \times x_1 + 0.9 \times (x_2 + x_3 + x_4 + x_5)$$

x_8：塗工量（g/㎡）

塗工量（両面への塗布量）は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

7　調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウエブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

8　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

9　紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年２月）」に準拠して行うものとする。

１０　紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年２月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材及び管理木材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材、間伐材等などとそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材、間伐材等などが等しく使われているとみなす方式をいう。

【衛生用紙】

トイレットペーパー ティッシュペーパー	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①古紙パルプ配合率 100%であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①トイレットペーパーにあっては、製品の長尺化及び狭幅化が図られていること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.108「衛生用紙 Version2」に係る認定基準をいう。

２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

３　配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

(2) 古紙及び古紙パルプ配合率

各品目において判断の基準となっている古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義は、以下のとおりとする。

【古紙及び関連する用語の定義】

古紙	市中回収古紙及び産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの（商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。）。
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。 ただし、紙製造事業者等（当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。）の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者に加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない（当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。）。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 ・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの（いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドライブローク）。 ・製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの（いわゆる「仕込損紙」）。 ・上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	「日本標準産業分類」（平成 21 年総務省告示第 175 号）の中分類に掲げる「紙製造業（142)」であり、小分類の「洋紙製造業（1421)」「板紙製造業（1422)」「機械すき和紙製造業（1423)」及び「手すき和紙製造業（1424)」をいう。

子会社、関連会社及び関係会社	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第８条の各項に定めるものをいう。

【古紙パルプ配合率の定義】

$$古紙パルプ配合率＝\frac{古紙パルプ}{（バージンパルプ＋古紙パルプ）}\times 100（\%）$$

パルプは含水率 10%の重量とする。
上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。

(3) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総重量（kg）に占める基準を満たす物品の重量（kg）の割合とする。

３．文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。 ②金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア．紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が 50%以上であること。 イ．紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ④大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。ただし、すべての材料が金属の場合はイの要件を除く。 ア．原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。 イ．使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要な部品を除く。 ⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林か

	ら産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑤間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑦製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は使用する素材の種類が少なくなるよう配慮されていること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑨製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 注）文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、大部分の材料が金属類に該当しない場合であって、個別の特定調達品目について判断の基準（●印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみに上記の判断の基準を適用する。
シャープペンシル	【配慮事項】 〇残芯が可能な限り少ないこと。
シャープペンシル替芯	〔判断の基準は容器に適用〕
ボールペン	【判断の基準】 ●文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。
マーキングペン	【配慮事項】 〇消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆	
スタンプ台	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 〇インク又は液が補充できること。
朱肉	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイ

	オマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 〇インク又は液が補充できること。
印章セット	【配慮事項】 〇液が補充できること。
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	〔判断の基準は巻紙（スリーブ）又はケースに適用〕
ステープラー（汎用型）	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（機構部分を除く。）。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 〇再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー（汎用型以外）	【配慮事項】 〇再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー針リムーバー	【配慮事項】 〇再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
連射式クリップ（本体）	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
事務用修正具（テープ）	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが

	使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 〇消耗品が交換できること。
事務用修正具（液状）	〔判断の基準は容器に適用〕
クラフトテープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 〇粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	【判断の基準】 ●テープ基材（ラミネート層を除くことができる。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
両面粘着紙テープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
製本テープ	〔判断の基準はテープ基材に適用〕
ブックスタンド	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
ペンスタンド	

クリップケース	
はさみ	【配慮事項】 〇再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テープカッター	
パンチ（手動）	
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
紙めくりクリーム	〔判断の基準は容器に適用〕
鉛筆削（手動）	【配慮事項】 〇再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
ＯＡクリーナー（ウェットタイプ）	【判断の基準】 〔判断の基準は容器に適用〕 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 〇内容物が補充できること。
ＯＡクリーナー（液タイプ）	〔判断の基準は容器に適用〕 【配慮事項】 〇内容物が補充できること。
ダストブロワー	【判断の基準】 ●フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。
レターケース	
メディアケース	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②CD、DVD及びBD用にあっては、厚さ5㎜程度以下のスリムタイプケースであること。

	③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
マウスパッド	
ＯＡフィルター（枠あり）	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。
丸刃式紙裁断機	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
カッターナイフ	
カッティングマット	【配慮事項】 ○マットの両面が使用できること。
デスクマット	
ＯＨＰフィルム	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ②インクジェット用のものにあっては、上記①の要件を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
絵筆	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
絵の具	〔判断の基準は容器に適用〕
墨汁	〔判断の基準は容器に適用〕
のり（液状）（補充用を含む。）	〔判断の基準は容器に適用〕
のり（澱粉のり）（補充用を含む。）	【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
のり（固形）（補充用を含む。）	〔判断の基準は容器・ケースに適用〕
のり（テープ）	【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
ファイル（クリアーホルダ	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、

ー及びクリアーファイルを除く。）	森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 〇表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
クリアーホルダー クリアーファイル	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、基準値１はアを、基準値２はイを満たすこと。 ア．認定プラスチック使用製品であること。 イ．再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 20%以上使用されていること。 ②金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③上記①及び②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 〇表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
バインダー	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、基準値１はアを、基準値２はイを満たすこと。 ア．認定プラスチック使用製品であること。 イ．再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラス

	チック重量の 20%以上使用されていること。 ②金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③上記①及び②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 〇表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
ファイリング用品	
アルバム （台紙を含む。）	
つづりひも	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ③上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
カードケース	
事務用封筒（紙製）	【判断の基準】 ●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・

	小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
窓付き封筒（紙製）	【判断の基準】 ●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕 ●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
けい紙 起案用紙 ノート	【判断の基準】 ●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
パンチラベル	【配慮事項】 〇粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
タックラベル インデックス 付箋紙	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 〇粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
付箋フィルム	【配慮事項】 〇粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。

黒板拭き	
ホワイトボード用イレーザー	
額縁	
テープ印字機等用カセット	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②次の要件を満たすこと。 ア．使用済み製品にテープ部分（リボンを含む。）を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること。 イ．通常の使用条件により、5回以上繰り返して使用することが可能であること。 ウ．工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。 エ．工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率（使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の重量の割合をいう。）が製品全体の重量（インクを除く。）の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。
テープ印字機等用テープ	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること。
ごみ箱	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
リサイクルボックス	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
缶・ボトルつぶし機（手動）	

名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	
鍵かけ （フックを含む。）	
チョーク	【判断の基準】 ●再生材料が10%以上使用されていること。
グラウンド用白線	【判断の基準】 ●再生材料が70%以上使用されていること。
梱包用バンド	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率100%であること。 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ステープラー（汎用型）」とは、JIS S 6036 の 2.に規定するステープラつづり針の種類 10 号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー（汎用型以外）」とは、ステープラー（汎用型）以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。

２　「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Ｚ式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

３　「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。

４　「クリアーホルダー」とは、主に透明のシートからなる書類を挟み込んで保管するためのファイルをいい、スライド付きのものは含まない。

５　「クリアーファイル」とは、何枚かの透明ポケットを一冊にまとめ、それに表紙がついたファイルをいい、名刺ファイル、はがきファイル等用途が限定されたものを含み、バインダー型のものを除く。

６　「認定プラスチック使用製品」とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号）第８条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品をいう。

７　「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

８　「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「２．紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。

９　「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

１０　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１１　「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

１２　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１３　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１４　「主要材料」とは、製品の構成材料として、消耗品、粘着部分を除いた製品重量の50%以上を占める材料をいう。なお、再生材料等に係る判断の基準は、金属を除く主要材料に適用する。

１５　「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分全てを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウエイ）は、当該部分（インク等）のみ当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。

１６　「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。

１７　「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が消耗品、粘着部分を除いた製品全体重量の95%以上であるものをいう。

１８　文具類共通の判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質及び紙を使用している場合並びに大部分の材料が金属類である場合について定めたものであり、大部分の材料が金属類に該当しない場合かつ金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

１９　文具類共通の判断の基準④アについては、自社の同等の機能を有する従来品と比較して原材料の使用量の削減及び軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること又は自社で定めた製品の機能に関連する重量原単位が削減されるよう設計がなされていることとする。

２０　文具類共通の判断の基準⑤の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.112「文具・事務用品 Version2」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準を満たす製品については備考１４に示す主要材料の定義によらず、判断の基準を満たすものとみなす。

２１　ダストブロワーに係る判断の基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第１項に定める物質をいう。判断の基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234ze）等。

２２　ダストブロワーに係る判断の基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第２項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

２３　本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、CD、DVD及びBD用とする。

２４　塗工されている印刷用紙に係る判断の基準は、本基本方針「２．紙類」の「塗工されている印刷用紙」による。

２５　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

２６　文具類共通の配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

２７　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

ただし、平成 18 年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年１回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

２８　紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年２月)」に準拠して行うものとする。

２９　紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年２月 13 日)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

(2) 目標の立て方

クリアーホルダー、クリアーファイル及びバインダーについては、当該年度の各品目の調達総量（点数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

上記以外の場合は、各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

４．オフィス家具等

(1) 品目及び判断の基準等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	【判断の基準】 〇次の①から④のいずれかの要件及び⑤の要件を満たすこと、又は⑥の要件を満たすこと。ただし、①から④について主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、イ及びウを、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器であって、表１に示された区分の製品は、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合及び大部分の材料が金属類であるディスプレイスタンドにあっては、イ及びウの要件を満たすこと。 ア．区分ごとの基準を上回らないこと。 イ．単一素材分解可能率が 90%以上であること。 ウ．表２の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 ②金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上使用されていること。 イ．バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の 25%以上使用されていること、かつ､バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。 ③金属を除く主要材料が木質の場合は、次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア．間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ．間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ．上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 エ．材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/㎡ h 以下又はこれと同等のものであること。 ④金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア．紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ．紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ．上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後 5 年以

	上とすること。 ⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ④材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。 ⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑦ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑨包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

２　「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の 95%以上であるものをいう。

３　判断の基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。

単一素材分解可能率（%）＝単一素材まで分解可能な部品数／製品部品数×100

次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

① 盗難、地震や操作上起こり得る転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等）

②部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等）

③日本産業規格（以下「JIS」という。）又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ

４　「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「２．紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。

５　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

６　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

７　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

８　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、プラスチック重量に占める、バイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とするプラスチックの割当率はプラスチック重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

９　放散速度が0.02mg/㎡h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア．対応したJIS又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、Ｆ☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1031に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S 1032に適合するオフィス用いす、JIS S 1039に適合する書架・物品棚、及びJIS S 1033に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。

イ．上記 ア．以外の木質材料については、JIS A 1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

１０　判断の基準③イについては、クリーンウッド法の対象物品に適用することとする。

１１　判断の基準④ウについては、クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しないこととする。

１２　判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.130「家具 Version2」に係る認定基準をいう。

１３　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１４　配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１５　「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下

本項において「オフセット」という。）製品をいう。

１６　オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

１７　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。

ア．クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

イ．クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。

ただし、平成 18 年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年 1 回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表１　大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区　　分	基準
収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

備考）棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

機能重量の基準＝棚板重量（kg）÷棚耐荷重（kg）

表２　大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目　　的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。
		材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

⑵ 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

５．画像機器等

５－１ コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	【判断の基準】 ＜共通事項＞ 〇基準値１は、次の①から⑤の要件を、基準値２は、次の②から⑤の要件をそれぞれ満たすこと。 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ③次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。 イ．特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ④少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ⑤使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ＜個別事項＞ ①コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含む。） ア．モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表１－１に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ．カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表１－２に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ．大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては、表１－３に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②複合機（インクジェット方式を除く。） ア．モノクロ複合機（大判機を除く。）にあっては、表２－１、表３及び表４に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ．カラー複合機（大判機を除く。）にあっては、表２－２、表３及び表４に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ．大判複合機にあっては、表５に示された区分ごとの基準を満たすこと。 エ．リユースに配慮したモノクロ複合機又は業務用モノクロ複合機（大判機を除く。）にあっては、表６－１に示された区分ごとの基準を満たすこと。 オ．リユースに配慮したカラー複合機又は業務用カラー複合機（大判機を除く。）にあっては、表６－２に示された区分ごとの基準を満

	たすこと。 カ．リユースに配慮した大判複合機にあっては、表１－３に示された区分ごとの基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ③資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1 以上の機能を有する機器をいう。

２　「業務用複合機」とは、以下のアからカの項目を全て満たし、かつ、製品の標準又は付属品を含め、以下のキからスの機能の項目のうち、カラー製品の場合は５項目以上、モノクロ製品の場合は４項目以上を満たす複合機をいう。

ア．坪量 141g/㎡以上を有する用紙のサポート

イ．A3 判用紙の処理可能

ウ．製品がモノクロの場合、製品速度 86 枚/分以上（製品速度については後述表１－１の備考１参照）

エ．製品がカラーの場合、製品速度 50 枚/分以上

オ．各色に対するプリント解像度 600×600 ドット/インチ（dpi）以上

カ．ベースモデルで 180kg を超える重量

キ．紙容量 8,000 枚以上

ク．デジタルフロントエンド

ケ．パンチ穴開け

コ．無線綴じ又はリング綴じ（若しくは類似のテープ若しくはワイヤ綴じ。ステープル綴じを除く。）

サ．DRAM1,024MB 以上

シ．第三者による色認証

ス．塗工紙対応

３　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

４　判断の基準＜共通事項＞①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の

「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

５　「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築･維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。

ア.「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。

イ.「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。

６　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

７　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

８　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

９　判断の基準＜共通事項＞④については、資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する機器に適用する。

１０　「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。

１１　「大判機」とは、幅が 406㎜ 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

１２　「希少金属類」とは、昭和 59 年８月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を１鉱種として考慮）の金属をいう。

１３　リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準＜共通事項＞③ア及びイについて併記すること。

１４　コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準①オの「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

１５　判断の基準＜共通事項＞②については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。

１６　リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、判断の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、表１－１、表１－２、表６－１及び表６－２の該当する要件を満たすことで対応する判断の基準を満たすものとみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

１７　「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項

において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。

１８　オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

表１－１　モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦5	≦0.3	要件なし
5＜ipm≦20	≦0.04×ipm＋0.1	
20＜ipm≦24	≦0.06×ipm－0.3	
24＜ipm≦30		基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
30＜ipm＜37	≦0.11×ipm－1.8	
37≦ipm≦40		基本製品に内蔵されている
40＜ipm≦65	≦0.16×ipm－3.8	
65＜ipm≦90	≦0.2×ipm－6.4	
90＜ipm	≦0.55×ipm－37.9	

備考）１　「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。１ipm（分当たりの画像数）とは、１分間に A4 判又は 8.5″×11″の用紙１枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5″×11″用紙とで異なる場合は、その２つの速度のうち速い方を適用する。以下表７を除く全ての表において同じ。

２　A3 判の用紙に対応可能な製品（幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。以下表１－２、表６－１及び表６－２において同じ。

３　標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表１－２、表６－１及び表６－２において同じ。

表１－２　カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦10	≦1.3	要件なし
10＜ipm≦15	≦0.06×ipm＋0.7	
15＜ipm≦19	≦0.15×ipm－0.65	
19＜ipm≦30		基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
30＜ipm＜35	≦0.2×ipm－2.15	
35≦ipm≦75		基本製品に内蔵されている
75＜ipm	≦0.7×ipm－39.65	

表１－３　大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機（リユースに配慮した大判コピー機及び大判複合機等を含む。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30 分	≦8.2W	≦0.5W
30＜ipm	60 分		

備考）１　「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表３、表４、表５及び表７において同じ。

２　スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表７の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

３　消費電力の測定方法については､「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。

表２－１　モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦20	≦0.263	要件なし
20＜ipm≦24	≦0.018×ipm－0.115	
24＜ipm≦40		基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
40＜ipm≦60	≦0.016×ipm－0.033	
60＜ipm≦80	≦0.037×ipm－1.314	
80＜ipm	≦0.086×ipm－5.283	

備考）１　A3 判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に 0.05kWh を加えたものを基準とする。表２－２において同じ。

２　Wi-Fi が出荷時にセットされた製品については、区分ごとの基準に 0.1kWh を加えたものを基準とする。表２－２において同じ。

３　標準消費電力量の測定方法については､「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成 30 年 12 月改定)」による。表２－２において同じ。

表２－２　カラー複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦19	≦0.254	要件なし
ipm＝20		基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
20＜ipm≦40	≦0.024×ipm－0.250	
40＜ipm≦60	≦0.011×ipm＋0.283	
60＜ipm≦80	≦0.055×ipm－2.401	
80＜ipm	≦0.118×ipm－7.504	

表３　リカバリー時間に係る基準

製品速度（ipm）	短い初期設定		長い初期設定	
	スリープ移行時間　Ts（分）	リカバリー時間（秒）	スリープ移行時間　Ts（分）	リカバリー時間（秒）
0＜ipm≦5	0＜Ts≦5	≦min(0.42×ipm+5,30)	5＜Ts	≦min(0.51×ipm+15,60)
5＜ipm≦10	0＜Ts≦10		10＜Ts≦15	
10＜ipm≦20	0＜Ts≦10		10＜Ts≦20	
20＜ipm≦30	0＜Ts≦10		10＜Ts≦30	
30＜ipm≦40	0＜Ts≦10		10＜Ts≦45	
40＜ipm	0＜Ts≦15		15＜Ts≦45	

備考）１　「リカバリー時間」とは、スリープモード又はオフモードから稼働準備状態になるまでの時間をいい、算定方法は、以下の式による。

リカバリー時間（秒）＝$T_{act1}-T_{act0}$

T_{act1}：スリープモードから最初のシートが当該装置を出るまでの時間（秒）

T_{act0}：稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間（秒）

２　本表においてmin(A,B)は最小関数であり、AとBの小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリー時間の基準のmin(0.42×ipm+5,30)は、「0.42×ipm+5秒」又は「30秒」のいずれかのうち小さい値。

３　長い初期設定のスリープ移行時間（Ts）を超える製品については、リカバリー時間に関する規定はない。

表４　モノクロ複合機又はカラー複合機に係るスリープ移行時間の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
ipm≦10	≦15分	≦60分
10＜ipm≦20	≦30分	
20＜ipm≦30	≦45分	
30＜ipm		≦120分

備考）　「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。表５において同じ。

表５　大判複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力		オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
ipm≦10	≦15分	≦60分	≦5.4W	≦8.7W	≦0.3W
10＜ipm≦20	≦30分				
20＜ipm≦30	≦45分				
30＜ipm		≦120分			

備考）１　「他マーキング技術」とは、インパクト方式及びインクジェット方式以外のマーキング技術をいう。

２　スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表７の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし、表７の追加機能の種類のうち、スキャナ及び内部ディスクドライブについては、スリープモード消費電力許容値の加算は適用しない。

３　消費電力の測定方法については､「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成 30 年 12 月改定)」による。

表６－１　リユースに配慮したモノクロ複合機又は業務用モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦5	≦0.4	要件なし
5＜ipm≦24	≦0.07×ipm＋0.05	
24＜ipm≦30		基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
30＜ipm＜37	≦0.11×ipm－1.15	
37≦ipm≦50		基本製品に内蔵されている
50＜ipm≦80	≦0.25×ipm－8.15	
80＜ipm	≦0.6×ipm－36.15	

表６－２　リユースに配慮したカラー複合機又は業務用カラー複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦10	≦1.5	要件なし
10＜ipm≦15	≦0.1×ipm＋0.5	
15＜ipm≦19	≦0.13×ipm＋0.05	
19＜ipm≦30		基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
30＜ipm＜35	≦0.2×ipm－2.05	
35≦ipm≦70		基本製品に内蔵されている
70＜ipm≦80	≦0.7×ipm－37.05	
80＜ipm	≦0.75×ipm－41.05	

表７　追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度ｒ（Mbit/秒）	詳細	追加機能許容値（W）
インターフェース	有線	ｒ＜20	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		20≦ｒ＜500	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		ｒ≧500	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	複合機のみに適用	0.2
	無線、無線周波数（RF）	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線（IR）	任意	例：IrDA	0.1

コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ（CCFL）あるいは、発光ダイオード（LED)、ハロゲン、熱陰極蛍光管（HCFT)、キセノン又は管状蛍光灯（TL）技術等の CCFL ではない他の技術（ランプの大きさ、又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、1 回のみ適用される)。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02×（Pout－10.0）
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考）追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は２以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－２ プリンタ等

(1) 品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ複合機	【判断の基準】 〇次の①から⑦の要件を満たすこと、又は⑧の要件を満たすこと。 ①プリンタ又はプリンタ複合機（大判機を除く。）にあっては、次の基準を満たすこと。 ア．モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表１－１、表２及び表３－１に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ複合機にあっては、表１－２、表２及び表３－２に示された区分ごとの基準。 イ．カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表２、表３－１及び表４－１に示された区分ごとの基準。カラープリンタ複合機にあっては、表２、表３－２及び表４－２に示された区分ごとの基準。 ウ．インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタにあっては、表５－１に示された区分ごとの基準。インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ複合機にあっては、表５－２に示された区分ごとの基準。 エ．業務用モノクロプリンタにあっては、表６－１に示された区分ごとの基準。業務用モノクロプリンタ複合機にあっては、表６－２に示された基準。 オ．業務用カラープリンタにあっては、表６－３に示された区分ごとの基準。業務用カラープリンタ複合機にあっては、表６－４に示された区分ごとの基準。 ②大判プリンタにあっては、表７－１に示された区分ごとの基準、大判プリンタ複合機にあっては、表７－２に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ⑤少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ⑥ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が5g以上使用されていること。 ⑦ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品がプラスチック重量の1%以上使用されていること。 ⑧エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

	③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ④紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑤製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1 以上の機能を有する機器をいう。

２　「業務用プリンタ」又は「業務用プリンタ複合機」とは、以下のアからカの項目を全て満たし、かつ、製品の標準又は付属品を含め、以下のキからスの機能の項目のうち、カラー製品の場合は５項目以上、モノクロ製品の場合は４項目以上を満たすプリンタ又はプリンタ複合機をいう。

ア．坪量 141g/㎡以上を有する用紙のサポート

イ．A3 判用紙の処理可能

ウ．製品がモノクロの場合、製品速度 86 枚/分以上（製品速度については後述表１－１の備考１参照）

エ．製品がカラーの場合、製品速度 50 枚/分以上

オ．各色に対するプリント解像度 600×600 ドット/インチ（dpi）以上

カ．ベースモデルで 180kg を超える重量

キ．紙容量 8,000 枚以上

ク．デジタルフロントエンド

ケ．パンチ穴開け

コ．無線綴じ又はリング綴じ（若しくは類似のテープ若しくはワイヤ綴じ。ステープル綴じを除く。）

サ．DRAM1,024MB 以上

シ．第三者による色認証

ス．塗工紙対応

３　「大判機」とは、幅が 406㎜ 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

４　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

５　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。

６　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

７　プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体又はインク容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針の「５－６　カートリッジ等」に示した判断の基準①オの「トナーの化学安全性が確認されていること」又は「インクの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとする。

８　判断の基準③については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。

９　判断の基準⑤、⑥及び⑦については、インパクト方式のプリンタ及びプリンタ複合機には適用しない。

１０　判断の基準⑥については、令和７年３月以前に販売されている製品には適用しない。

１１　判断の基準⑦については、プリント基板、ラベル、ケーブル、プラグ、電機部品及び光学部品を除くすべてのプラスチックの重量を対象とし、令和８年３月以前に販売されている製品には適用しない。

１２　判断の基準⑧の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」に係る認定基準をいう。

１３　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１４　配慮事項⑤の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

表１－１　モノクロプリンタ（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦20	≦0.226	要件なし
20＜ipm≦24	≦0.018×ipm－0.152	
24＜ipm≦40		基本製品に内蔵し、初期設定されていること
40＜ipm≦60	≦0.025×ipm－0.439	
60＜ipm≦135	≦0.049×ipm－1.903	
135＜ipm	≦0.183×ipm－20.127	

備考）１　「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。１ipm（分当たりの画像数）とは、１分間に A4 判又は 8.5″×11″の用紙１枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5″×11″用紙とで異なる場合は、その２つの速度のうち速い方を適用する。以下表８を除く全ての表において同じ。

２　A3 判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に 0.05kWh を加えたものを基準とする。以下表１－２、表４－１及び表４－２において同じ。

３　Wi-Fi が出荷時にセットされた製品については、区分ごとの基準に 0.1kWh を加えたものを基準とする。以下表１－２、表４－１及び表４－２において同じ。

４　標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成 30 年 12 月改定)」による。以下表１－２、表４－１、表４－２及び表６－１から表６－４において同じ。

表１－２　モノクロプリンタ複合機（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦20	≦0.263	要件なし
20＜ipm≦24	≦0.018×ipm－0.115	
24＜ipm≦40		基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
40＜ipm≦60	≦0.016×ipm－0.033	
60＜ipm≦80	≦0.037×ipm－1.314	
80＜ipm	≦0.086×ipm－5.283	

表２　リカバリー時間に係る基準

製品速度（ipm）	短い初期設定		長い初期設定	
	スリープ移行時間　Ts（分）	リカバリー時間（秒）	スリープ移行時間　Ts（分）	リカバリー時間（秒）
0＜ipm≦5	0＜Ts≦5	≦min(0.42×ipm+5,30)	5＜Ts	≦min(0.51×ipm+15,60)
5＜ipm≦10	0＜Ts≦10		10＜Ts≦15	
10＜ipm≦20	0＜Ts≦10		10＜Ts≦20	
20＜ipm≦30	0＜Ts≦10		10＜Ts≦30	
30＜ipm≦40	0＜Ts≦10		10＜Ts≦45	
40＜ipm	0＜Ts≦15		15＜Ts≦45	

備考）１　「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表３－１、表３－２、表５－１、表５－２、表７－１、表７－２及び表８において同じ。

２　「リカバリー時間」とは、スリープモード又はオフモードから稼働準備状態になるまでの時間をいい、算定方法は、以下の式による。

リカバリー時間（秒）＝T_{act1}－T_{act0}

T_{act1}：スリープモードから最初のシートが当該装置を出るまでの時間（秒）

T_{act0}：稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間（秒）

３　本表においてmin(A,B)は最小関数であり、AとBの小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリー時間の基準のmin(0.42×ipm+5,30)は、「0.42×ipm+5秒」又は「30秒」のいずれかのうち小さい値。

４　長い初期設定のスリープ移行時間（Ts）を超える製品については、リカバリー時間に関する規定はない。

表３－１　モノクロプリンタ又はカラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）に係るスリープ移行時間の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
ipm≦10	≦5分	≦60分
10＜ipm≦20	≦15分	
20＜ipm≦30	≦30分	
30＜ipm	≦45分	≦120分

備考）　「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。以下表３－２、表５－１、表５－２、表７－１及び表７－２において同じ。

表３－２　モノクロプリンタ複合機又はカラープリンタ複合機（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）に係るスリープ移行時間の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
ipm≦10	≦15 分	≦60 分
10＜ipm≦20	≦30 分	
20＜ipm≦30	≦45 分	
30＜ipm		≦120 分

表４－１　カラープリンタ（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦19	≦0.275	要件なし
ipm＝20		基本製品に内蔵し、初期設定されていること
20＜ipm≦40	≦0.032×ipm－0.397	
40＜ipm≦60	≦0.002×ipm＋0.833	
60＜ipm	≦0.100×ipm－5.145	

表４－２　カラープリンタ複合機（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦19	≦0.254	要件なし
ipm＝20		基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
20＜ipm≦40	≦0.024×ipm－0.250	
40＜ipm≦60	≦0.011×ipm＋0.283	
60＜ipm≦80	≦0.055×ipm－2.401	
80＜ipm	≦0.118×ipm－7.504	

表５－１　インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
ipm≦10	≦5 分	≦60 分	≦0.6W	≦0.3W
10＜ipm≦20	≦15 分			
20＜ipm≦30	≦30 分			
30＜ipm	≦45 分	≦120 分		

備考）１　スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表８の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表５－２、表７－１及び表７－２において同じ。

２　消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成 30 年 12 月改定）」による。以下表５－２、表７－１及び表７－２において同じ。

表５－２　インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ複合機（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
ipm≦10	≦15 分	≦60 分	≦1.1W	≦0.3W
10＜ipm≦20	≦30 分			
20＜ipm≦30	≦45 分			
30＜ipm		≦120 分		

表６－１　業務用モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
85＜ipm≦90	≦0.2×ipm－6.4	基本製品に内蔵されている
90＜ipm	≦0.55×ipm－37.9	

備考）　A3 判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。以下表６－２、表６－３及び表６－４において同じ。

表６－２　業務用モノクロプリンタ複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
85＜ipm	≦0.6×ipm－36.15	基本製品に内蔵されている

表６－３　業務用カラープリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
49＜ipm≦75	≦0.2×ipm－2.15	基本製品に内蔵されている
75＜ipm	≦0.7×ipm－39.65	

表６－４　業務用カラープリンタ複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
49＜ipm≦70	≦0.2×ipm－2.05	基本製品に内蔵されている
70＜ipm≦80	≦0.7×ipm－37.05	
80＜ipm	≦0.75×ipm－41.05	

表７－１　大判プリンタに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力		オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
ipm≦10	5 分	60 分	≦4.9W	≦2.5W	≦0.3W
10＜ipm≦20	15 分				
20＜ipm≦30	30 分				
30＜ipm	45 分	120 分			

備考）　「他マーキング技術」とは、インクジェット方式以外のマーキング技術をいう。表７－２において同じ。

表７－２　大判プリンタ複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力		オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
ipm≦10	≦15 分	≦60 分	≦5.4W	≦8.7W	≦0.3W
10＜ipm≦20	≦30 分				
20＜ipm≦30	≦45 分				
30＜ipm		≦120 分			

表８　追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度ｒ（Mbit/秒）	詳細	追加機能許容値（W）
インターフェース	有線	ｒ＜20	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		20≦ｒ＜500	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		ｒ≧500	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	複合機のみに適用	0.2
	無線、無線周波数（RF）	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線（IR）	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02×（Pout－10.0）
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2

備考）追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数はファクシミリ機能を含め２以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ複合機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－３ ファクシミリ

(1) 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては、表１に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ．カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては、表２に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ．インクジェット方式のファクシミリにあっては、表３に示された基準を満たすこと。 エ．特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 オ．少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考） １　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

２　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。

３　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

４　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」に係る認定基準をいう。

５　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

６　配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

表１　モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）
ipm≦5	≦0.3
5＜ipm≦20	≦0.04×ipm＋0.1
20＜ipm≦30	≦0.06×ipm－0.3
30＜ipm≦40	≦0.11×ipm－1.8
40＜ipm≦65	≦0.16×ipm－3.8
65＜ipm≦90	≦0.2×ipm－6.4
90＜ipm	≦0.55×ipm－37.9

備考）１　「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。１ipm（分当たりの画像数）とは、１分間に A4 判又は 8.5″×11″の用紙１枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5″×11″用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。表２において同じ。

２　A3 判の用紙に対応可能な製品（幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。表２において同じ。

３　標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表２及び表３において同じ。

表２　カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）
ipm≦10	≦1.3
10＜ipm≦15	≦0.06×ipm＋0.7
15＜ipm≦30	≦0.15×ipm－0.65
30＜ipm≦75	≦0.2×ipm－2.15
75＜ipm	≦0.7×ipm－39.65

表３　インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
5 分	≦0.6W	≦0.5W

備考）１　「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

２　スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表４の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

表４　追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度ｒ（Mbit/秒）	詳細	追加機能許容値（W）
インターフェース	有線	ｒ＜20	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		20≦ｒ＜500	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		ｒ≧500	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	ファクシミリに適用	0.2
	無線、無線周波数（RF）	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線（IR）	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02×（Pout－10.0）
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考）追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は２以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－４ スキャナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキャナ	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．表１に示された基準を満たすこと。 イ．特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ウ．少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考） １　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

２　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。

３　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

４　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」に係る認定基準をいう。

５　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

６　配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

表１　スキャナに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
ipm≦10	≦15 分	≦60 分	≦2.5W	≦0.3W
10＜ipm≦20	≦30 分			
20＜ipm≦30	≦45 分			
30＜ipm		≦120 分		

備考）１　「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

２　「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。

３　スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表２の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

４　消費電力の測定方法については､｢国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成 30 年 12 月改定)｣による。

表２　追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度ｒ（Mbit/秒）	詳細	追加機能許容値（W）
インターフェース	有線	r＜20	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		20≦r＜500	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		r≧500	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	無線、無線周波数（RF）	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線（IR）	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB

電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02×（Pout－10.0）
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2

備考）追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数は２以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－５ プロジェクタ

(1) 品目及び判断の基準等

プロジェクタ	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．製品本体の重量が備考３に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 イ．消費電力が備考４に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ウ．待機時消費電力が0.4W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 エ．光源ランプに水銀を使用している場合は、水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること、かつ、使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 オ．保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後５年以上とすること。 カ．特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。 ②光源ランプには、可能な限り固体光源が使用されていること。 ③可能な限り低騒音であること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ⑥製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑦筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑧筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑨製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。 ⑩製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑪包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考） １　本項の判断の基準の対象となる「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の機器であって、会議室、教室、講堂等で使用するものをいい、1m 以内の距離で横幅 1.2m 以上のスクリーンに投写できるプ

ロジェクタ（以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に 0.5m 以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。）を含むものとする。

２　「固体光源」とは、発光ダイオード（LED）、半導体レーザ（LD）等の固体（物質）に電気などのエネルギーを供給し、励起されたときに物質特有の光放射をする固体デバイスをいう。

３　製品本体の重量の基準の算定方法は、有効光束に応じて次式による。

製品本体重量の基準（kg）＝0.0012×Φ×α×β　（Φ＜5,000）

製品本体重量の基準（kg）＝0.0030×Φ×α×β　（Φ≧5,000）

Φ：有効光束（lm）

α：超短焦点プロジェクタの場合は 1.5、短焦点プロジェクタの場合は 1.2、それ以外の場合は 1.0

β：固体光源の場合は 2.0、それ以外の場合は 1.0

４　消費電力の基準の算定方法は、次式による。

消費電力の基準（W）＝0.070×Φ×α×β＋85

Φ：有効光束（lm）

α：超短焦点プロジェクタの場合は 1.2、短焦点プロジェクタの場合は 1.1、それ以外の場合は 1.0

β：固体光源の場合は 1.5、それ以外の場合は 1.0

５　「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、外部機器に接続しない状態で不定時間保たれる可能性のある最低消費電力をいう。待機（スタンバイ）は、製品の最低消費電力モードである。

６　判断の基準①ウについては、AC 遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品には適用しない。

７　判断の基準①エの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。

８　判断の基準①エの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）がユーザに見やすく記載されていること。

ウ．光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。

９　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

１０　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950

に準ずるものとする。

１１　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型 No.145「プロジェクタ Version2」に係る認定基準をいう。

１２　「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の 50%まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。

１３　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１４　配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１５　「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

１６　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

イ. マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。

エ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。

(2) 目標の立て方

当該年度のプロジェクタの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量の割合とする。

５－６ カートリッジ等

(1) 品目及び判断の基準等

トナーカートリッジ	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 イ. 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く。）の60%以上であること。 ウ. 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く。）の95%以上であること。 エ. 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 オ. トナーの化学安全性が確認されていること。 カ. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 キ. 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。 ②各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ③個々のプラスチック製筐体部品は、それぞれ１種類のポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。また、筐体部品に使用されるすべての25gを超えるプラスチック製部品は、４種類以下の互いに分離可能なポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。 ④定量的環境情報の算定及び開示については、次のいずれかであること。 ア. 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ. 本体機器において当該機器の消耗品であるトナーカートリッジを含めて、製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が当該カートリッジと同一事業者により開示されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
インクカートリッジ	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。

	①次の要件を満たすこと。 ア．使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 イ．回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く。）の40%以上であること。 ウ．回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く。）の95%以上であること。 エ．回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 オ．インクの化学安全性が確認されていること。 カ．使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ②個々のプラスチック製筐体部品は、それぞれ１種類のポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。また、筐体部品に使用されるすべての25gを超えるプラスチック製部品は、４種類以下の互いに分離可能なポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。 ③定量的環境情報の算定及び開示については、次のいずれかであること。 ア．製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ．本体機器において当該機器の消耗品であるインクカートリッジを含めて、製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が当該カートリッジと同一事業者により開示されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」（以下「カートリッジ等」という。）は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。

２　「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか２つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は、トナーカートリッジには含まれないものとする。

ア．「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。

イ.「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。

3　「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品は、インクカートリッジには含まれないものとする。

ア.「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。

イ.「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。

4　「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。

5　「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。

6　「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。

7　トナーカートリッジに係る判断の基準①ア及びインクカートリッジに係る判断の基準①アの「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。

ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。

8　トナーカートリッジに係る判断の基準①エ及びインクカートリッジに係る判断の基準①エの「適正処理」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。ただし、その対象から、ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。

9　トナーカートリッジに係る判断の基準②及びインクカートリッジに係る判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、前者が商品類型 No.132「トナーカートリッジ Version2」に係る認定基準を、後者が同じく商品類型 No.142「インクカートリッジ Version2」に係る認定基準をいう。

10　トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。

ア. トナー及びインクは、以下の①～④を満たすこと。ただし、②及び③に該当する物質の使用が技術的に不可避であり、かつ直ちに代替えが困難である場合は、適用免除に関する根拠資料等の情報が開示され、容易に確認できる場合はその限りではない。

①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物が処方構成成分として添加されていないこと。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。

②規則(EC)No.1272/2008 の Annex Ⅵ、の表 3.1 の CMR カテゴリ 1A、1B 又は 2（別表１）に分類される各物質が処方構成成分として添加されていないこと。

別表１　使用を制限する危険有害性カテゴリ

危険有害性クラス	危険有害性 カテゴリコード	CLP 規則(EC)No.1272/2008 H フレーズ
発がん性	Carc.1A 及び 1B	H350：発がんのおそれ
発がん性	Carc.1A 及び 1B	H350i：吸入による発がんのおそれ
発がん性	Carc.2	H351：発がんのおそれの疑い
生殖細胞変異原性	Muta.1A 及び 1B	H340：遺伝性疾患のおそれ
生殖細胞変異原性	Muta.2	H341：遺伝性疾患のおそれの疑い
生殖毒性	Repr.1A 及び 1B	H360：生殖能または胎児への悪影響のおそれ
生殖毒性	Repr.2	H361：生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い

REACH 規則第 59 条第１項に記載のリスト（いわゆる SVHC 候補リスト）に掲げられた物質は対象に含まれる。

③トナー及びインクは、混合物として、規則(EC)No.1272/2008 の Annex Ⅰに定められた危険有害性カテゴリ STOT SE1、SE2、RE1、RE2（別表２）に分類されないこと。

別表２　対象となる危険有害性カテゴリ

危険有害性クラス	危険有害性 カテゴリコード	CLP 規則(EC)No.1272/2008 H フレーズ
特定標的臓器有害性、単回暴露	STOT SE1	H370：臓器の障害
特定標的臓器有害性、単回暴露	STOT SE2	H371：臓器の障害のおそれ
特定標的臓器有害性、反復暴露	STOT RE1	H372：長期にわたる、または反復暴露により臓器の障害
特定標的臓器有害性、反復暴露	STOT RE2	H373：長期にわたる、または反復暴露により臓器の障害のおそれ

④REACH 規則(EC)No.1097/2006 の Annex ⅩⅦ　Appendix8（別表３）にリストされた発がん性芳香族アミンを生成するアゾ着色料（染料または顔料）が処方構成成分として添加されていないこと。

別表３　アゾ基の分解により生成してはならないアミン

	化学物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ-*o*-トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	*o*-アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	*p*-クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9

10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	*p*-クレシジン	120-71-8
15	4,4'-メチレンービスー（２ークロロアニリン）	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	*o*-トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	*o*-アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

イ．トナー及びインクに殺虫・殺菌性物質を使用する場合には、「殺生物製品の市場での入手と使用を可能とすることに関する 2012 年５月 22 日付の欧州議会及び理事会規則(EU)No528/2012」の Annex Ⅰ にリストされ、製品分類６に該当する成分のみを処方構成成分として添加していること。ただし、リストされていない物質を使用する場合には、当該指令に基づいて承認申請が提出されていれば添加は許されるが、不認可が決定された場合にはその限りでない。

ウ．トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。

エ．トナー及びインクの SDS（安全データシート）を備えていること。

１１　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１２　トナーカートリッジに係る配慮事項④及びインクカートリッジに係る配慮事項③の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１３　調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア．以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

①自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証（使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等）がなされていること（一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い。）。

②本項の判断の基準を満たす製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報（製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等）及び発生した問題を記録するよう努めること。

イ．使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

①写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。

②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

１４　調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確

保の観点から、事業者が次の書類を備えていること（例えば、事業者の判断で公開するウエブサイト等で確認できることなど）に十分留意すること。

ア. トナー又はインクに関する Ames 試験に係る報告書等

イ. トナー又はインクに関する SDS（安全データシート）

ウ. 配慮事項に示された各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

(2) 目標の立て方

当該年度のトナーカートリッジ及びインクカートリッジの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

６．電子計算機等

６－１ 電子計算機

⑴ 品目及び判断の基準等

電子計算機	【判断の基準】 ①サーバ型電子計算機にあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②クライアント型電子計算機にあっては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。 ア．表２に示されたエネルギー消費効率が区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 イ．デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、備考５アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考５イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ウ．ワークステーションの場合は、備考６アの算定式により算定した加重消費電力が備考６イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。 エ．シンクライアントの場合は、備考５アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考７の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ④一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 ⑤筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池（バッテリ）の駆動時間が必要以上に長くないこと。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り高い配合率で使用されていること。 ⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ⑥製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

①演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの

②入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が１秒につき 10 ギガビット以上のものに限る。）が 512 本以上のもの

③4 を超える中央演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの

④サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの

⑤サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、64 ビットのコンピュータアーキテクチャ専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの

⑥サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計されている中央演算処理装置以外の中央演算処理装置を用いたもののうち、十進浮動小数点演算を実行する機構を備えていない中央演算処理装置を搭載したもの

⑦専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるもの

２　「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。

３　「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。

４　判断の基準②イ、ウ及びエ、備考５から備考８において使用するコンピュータの種類及び動作モードは、以下のとおり。

ア．コンピュータの種類

1.「デスクトップコンピュータ」とは、主要装置（本体）が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであって、携帯用には設計されておらず、外付けのモニタ、キーボード、マウス等を使用するものをいう。

2.「一体型デスクトップコンピュータ」とは、１つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける単一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。

3.「ノートブックコンピュータ」とは、携帯用に設計され、交流電力源への直接接続有り又は無しのいずれかで長時間動作するように設計されたコンピュータであって、一体型ディスプレイを装備しているものをいう。

4.「ワークステーション」とは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能単一ユーザコンピュータをいう。

5.「シンクライアント」とは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう（回転式記憶媒体のない機器に限る。）。また、ハードウェアとディスプレイが１つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける一体型シンクライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンクライアント及びノートブックコンピュータの定義をともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。

イ．動作モード

1.「 オフモード」とは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従って使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者は電源をオフにしていない（影響を与

えていない）状態をいう。

2.「スリープモード」とは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。

3.「アイドル状態」とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読込が終了し、ユーザプロファイルが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、スリープモードではない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの２つのモードにより構成される。

4.「長期アイドルモード」とは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。

5.「短期アイドルモード」とは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。

6.「代替低電力モード」とは、コンピュータが一定時間使用されないときに自動的又は手動選択により入る低電力状態であり、ディスプレイがオフになりコンピュータが機能低下状態に入ることをいう。

各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則（令和３年４月施行）　別表第２－１」による。

５　デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントに係る標準年間消費電力量の算定方法、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。

ア．標準年間消費電力量

$E = (8,760/1,000) \times (P_{OFF} \times T_{OFF} + P_{SL} \times T_{SL} + P_{LI} \times T_{LI} + P_{SI} \times T_{SI})$

E：標準年間消費電力量（単位：kWh/年）

P_{OFF}：オフモード消費電力（単位：W）

P_{SL}：スリープモード消費電力（単位：W）

P_{LI}：長期アイドルモード消費電力（単位：W）

P_{SI}：短期アイドルモード消費電力（単位：W）

T_X：表３－１及び表３－２に規定するモード別比率（年間の時間割合）（単位：%）

スリープモードに替わり、代替低電力モード（10W 以下の場合に限る。）を用いるデスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータについては、上記算定式において、スリープモード消費電力（P_{SL}）及び長期アイドルモード消費電力（P_{LI}）の代わりに代替低電力モードを、独立したシステムのスリープモードを持たないシンクライアントについては、上記算定式において、スリープモード消費電力（P_{SL}）の代わりに長期アイドルモード消費電力（P_{LI}）をそれぞれ使用することができる。

イ．最大年間消費電力量

$E_{MAX} = (1 + A_{PSU} + A_{PRXY}) \times (TEC_{BASE} + TEC_{MEM} + TEC_{GR} + TEC_{ST} + TEC_{DIS} + TEC_{SW} + TEC_{MBWS} + TEC_{1G10G} + TEC_{10G})$

E_{MAX}：最大年間消費電力量（単位：kWh/年）

A_{PSU}：表３－３に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値

A_{PRXY}：プロキシ許容値。デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータであり、表３－１の備考に示す条件１を満たす場合の許容値は 0.12、条件２を満たす場合は表３－４に規定する代替低電力モードの許容値

TEC_{BASE}：表３－５（デスクトップコンピュータ）、表３－６（一体型デスクトップコ

ンピュータ）又は表３－７（ノートブックコンピュータ）に規定する基本許容値（単位：kWh）

TEC_{MEM}：表３－８に規定するシステム搭載メモリの追加許容値（単位：kWh/ギガバイト）

TEC_{GR}：表３－８に規定する独立型グラフィックス追加許容値（単位：kWh）

TEC_{ST}：表３－８に規定する内部記憶装置（ストレージ）の追加許容値（単位：kWh）

TEC_{DIS}：表３－８に規定する性能強化ディスプレイの追加許容値（単位：kWh）

TEC_{SW}：表３－８に規定する切替可能グラフィックスの追加許容値（単位：kWh）

TEC_{MBWS}：表３－８に規定するモバイルワークステーションの追加許容値（単位：kWh）

TEC_{1G10G}：表３－８に規定するスループット 1GB/秒以上 10GB/秒未満のイーサネットポートを有する場合の追加許容値（単位：kWh）

TEC_{10G}：表３－８に規定する 10GB/秒イーサネットポートを有する場合の追加許容値（単位：kWh）

６　ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は、以下の式による。

ア．加重消費電力

加重消費電力（W）＝$0.10\times P_{OFF}+0.35\times P_{SL}+0.20\times P_{LI}+0.35\times P_{SI}$

P_{OFF}：オフモード消費電力（単位：W）

P_{SL}：スリープモード消費電力（単位：W）

P_{LI}：長期アイドルモード消費電力（単位：W）

P_{SI}：短期アイドルモード消費電力（単位：W）

イ．最大加重消費電力

最大加重消費電力（W）＝$0.28\times(P_{MAX}+N_{HDD}\times 5)$

P_{MAX}：最大消費電力測定値（単位：W）

N_{HDD}：HDD（ハードディスクドライブ）又は SSD（半導体ドライブ）の搭載数

７　シンクライアントに係る最大年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$E_{TMAX}=TEC_{BASE}+TEC_{GR}+TEC_{WOL}+TEC_{DIS}$

E_{TMAX}：最大年間消費電力量（単位：kWh/年）

TEC_{BASE}：基本許容値 31kWh

TEC_{GR}：独立型グラフィックス許容値 36kWh

TEC_{WOL}：ウェイクオンラン（WOL）許容値 2kWh

TEC_{DIS}：表３－８に規定する一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスプレイ許容値（単位：kWh）

ただし、TEC_{GR}、TEC_{WOL} 及び TEC_{DIS} の許容値の加算については、出荷時に初期設定で有効にされている場合に限る。

８　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

９　判断の基準③については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものと

する。

１０　「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものを除く。）をいう。

１１　「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。

ア．内蔵モデム、CD/DVD、BD 等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。

イ．周辺機器を接続するための USB インターフェイスを複数備えていること。

１２　一般行政事務用ノートパソコンの「二次電池（バッテリ）に必要な駆動時間」とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。

１３　「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１４　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１５　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１６　判断の基準⑤の筐体又は部品には本体機器に付属する AC アダプタ等を含む。また、判断の基準⑤については、サーバ型電子計算機には適用しない。

１７　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

イ．調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

ウ．マニュアルやリカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

１８　判断の基準②アのエネルギー消費効率に係る基準については、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表１　サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

区　　分		基準エネルギー消費効率
中央演算処理装置の種別	中央演算処理装置のソケット数	
x86	1	8.9
	2	11.9
	4	8.9
SPARC	1	6.3

	2	4.2
	4	3.5
Power	1	4.6
	2	4.9
	4	4.2

備考）１　「x86」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置のうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置以外のものであって、32 ビットのアーキテクチャと互換性をもった 64 ビットのものをいう。

２　「SPARC」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置のうち、十進浮動小数点演算を実行する機能とレジスタ制御機能を備えたものをいう。「レジスタ制御機能」とは、レジスタの内容を中央演算処理装置内に退避及び復元する機構をもつことで、主プログラムで使用中のレジスタの内容をメモリに退避及び復元することなくサブルーチンプログラムでそのレジスタを使用可能とする機能をいう。

３　「Power」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置のうち、十進浮動小数点演算を実行する機能を備えているが、レジスタ制御機能は備えていないものをいう。

４　エネルギー消費効率の算定法については、「電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 31 年経済産業省告示第 69 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(1)」による。

表２　クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分						基準エネルギー消費効率の算定式
製品形態の種別		Pスコア	画面サイズ	筐体容量	区分名	
ノートブックパーソナルコンピュータ		8 未満	15 型未満	―	A	$E=5.21+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
			15 型以上	―	B	$E=7.75+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
		8 以上	―	―	C	$E=11.34+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
デスクトップパーソナルコンピュータ	一体形	8 未満	―	―	D	$E=39.87+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
		8 以上	―	―	E	$E=53.32+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
	分離型	―	―	5L 未満	F	$E=29.59+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
		―	―	5L 以上 20L 未満	G	$E=31.33+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}+TEC_{PW}$
		―	―	20L 以上 35L 未満	H	$E=28.45+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}+TEC_{PW}$
		―	―	35L 以上	I	$E=40.47+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}+TEC_{PW}$

備考）１　「一体形デスクトップパーソナルコンピュータ」とは、コンピュータ本体とディスプレイが一つの交流電源ケーブルを介して交流電力を受け単一機器として機能するデスクトップコンピュータをいう。

２　「分離型デスクトップパーソナルコンピュータ」とは、ディスプレイを有さないコンピュータ本体と外部ディスプレイからなるデスクトップコンピュータをいう。

３　「Pスコア」とは、中央演算処理装置のコア数に中央演算処理装置のクロック周波数（単位：ギガヘルツ）を乗じた数値とする。

４　「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点第 2 位以下を四捨五入した数値とする。

５　「筐体容量」とは、電子計算機においてハードウェアを構成する部品を収納する筐体の容量をリットルで表した数値とする。

６　E は次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

7　TEC_{MEM}の数値は次の式により算出するものとする。

$TEC_{MEM}=M_{MAX}\times\alpha_M$

M_{MAX}：キャッシュメモリを除いた最大記憶容量（単位：ギガバイト）

α_Mの数値は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とする。

区　　分	α_M
区分A、B及びC	0.186
区分D、E、F、G、H及びI	0.248

8　TEC_{DIS}は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる算定式により算出するものとする。

区　　分	画面サイズ	TEC_{DIS}
区分A、B及びC	―	$TEC_{DIS}=(8.76\times0.30)\times((S\div2.54^2)\times 0.0300+r\times0.244)$
区分D及びE	17.4型未満	$TEC_{DIS}=(8.76\times0.35)\times((S\div2.54^2)\times 0.0300+r\times0.244)$
	17.4型以上	$TEC_{DIS}=(8.76\times0.35)\times((S\div2.54^2)\times 0.0393)$

S：表示画面の縦寸法に横寸法を乗じて小数点2位以下を四捨五入した数値（単位：平方センチメートル）

r：画面に表示される総画素数（単位：メガピクセル）

9　TEC_{ST}は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とし、2.5型磁気ディスク装置及び3.5型磁気ディスク装置のいずれも有さない場合は0とする。

区　　分	磁気ディスク装置の種別	TEC_{ST}
区分A、B及びC	―	2.510
区分D、E、F、G、H及びI	2.5型磁気ディスク装置を有するもの	3.140
	3.5型磁気ディスク装置を有するもの	20.380

１０　TEC_{GR}は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる算定式により算出するものとし、独立型GPUを有さない場合は0とする。

区　　分	TEC_{GR}
区分A、B及びC	$TEC_{GR}=4.198$
区分D、E、F、G、H及びI	$TEC_{GR}=0.587\times FB+30.463$

FB：画面に表示する画像データを一時的に保管するメモリ領域（単位：ギガビット/秒）

ただし、上記の算定式の結果、TEC_{GR}が130以上の場合は130の数値を用いるものとする。

１１　TEC_{PW}の数値は次の式により算出するものとする。

$TEC_{PW}=P_{AC}\times0.0543$

P_{AC}：内部電源装置の定格入力（単位：W）

１２　エネルギー消費効率の算定法については、「電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成31年経済産業省告示第69号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(2)」による。

表３－１　デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びシンクライアントのモード別比率

モード	デスクトップ及び一体型デスクトップ	シンクライアント
T_{OFF}	15%	45%
T_{SL}	45%	5%
T_{LI}	10%	15%
T_{SI}	30%	35%

備考）　プロキシ対応型のモード別比率又はプロキシ許容値を適用する製品は、以下の条件１又は条件２のいずれかを満たしていること。表３－２において同じ。

【条件１】

・ECMA393 の規格を満たしていること。

・ノートブックコンピュータは表３－２のプロキシ対応型の能力を出荷時の初期設定で有効にしていること。

・デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータは、ECMA393 のフルキャパシティ（プロキシ対応型・全対応）の規格を満たす場合に限り、本項の判断の基準の備考５イの最大年間消費電力量の算定式において適切なプロキシ許容値適用すること。

【条件２】

・ノートブックコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータは、スリープモード又は 2.5W 以下の電力でネットワーク接続を維持する代替低電力モードを可能にすること。

・デスクトップコンピュータは、スリープモード又は 3.0W 以下の電力でネットワーク接続を維持する代替低電力モードを可能にすること。

表３－２　ノートブックコンピュータのモード別比率

モード	従来型	プロキシ対応型			
		基本能力	遠隔復帰	サービス検知 ネームサービス	全対応
T_{OFF}	25%	25%	25%	25%	25%
T_{SL}	35%	39%	41%	43%	45%
T_{LI}	10%	8%	7%	6%	5%
T_{SI}	30%	28%	27%	26%	25%

表３－３　内部電源装置許容値（A_{PSU}）

電源装置	対象機器	負荷条件別最低効率				電源装置許容値
		10%	20%	50%	100%	
内部電源装置（IPS）	デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.89	0.015
		0.90	0.92	0.94	0.90	0.03
	一体型デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.89	0.015
		0.90	0.92	0.94	0.90	0.04

表３－４　代替低電力モードの測定電力量に対するプロキシ許容値（A_{PRXY}）

対象機器	代替低電力モード又はスリープにおける最大測定電力量（W）	プロキシ許容値（A_{PRXY}）
デスクトップ	2.5	0.12
	3.0	0.06
一体型デスクトップ	2.0	0.06
	2.5	0.03

備考）　許容値はネットワークの常時接続性を維持する代替低電力モード又はスリープモードを有する製品に適用できる。

表３－５　デスクトップコンピュータに対する基本許容値（TEC_{BASE}）

区分	グラフィックス性能	デスクトップコンピュータ	
		性能	基本許容値
I1	一体型又は切替可能グラフィックス	P≦8	26.0
I2		P＞8	46.0
D1	独立型グラフィックス	P≦8	35.0
D2		P＞8	45.0

備考）　P の算定方法は、次式による。表３－６及び表３－７において同じ。

P＝CPU のコア数×CPU クロック周波数（GHz）

コア数は物理的な CPU のコア数を表し、CPU クロック周波数（GHz）は、最大 TDP 周波数を表し、ターボブースト周波数ではない。

表３－６　一体型デスクトップコンピュータに対する基本許容値（TEC_{BASE}）

区分	一体型デスクトップコンピュータ	
	性能	基本許容値
1	P＜8	9.0
2	P≧8	27.0

表３－７　ノートブックコンピュータに対する基本許容値（TEC_{BASE}）

区分	ノートブックコンピュータ	
	性能	基本許容値
0	P≦2	6.5
1	2＜P＜8	8.0
2	P≧8	14.0

表３－８　デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントにおける追加許容値

機　能		デスクトップ	一体型デスクトップ	ノートブック
TEC_{MEM}（kWh）		1.7＋(0.24×GB)		2.4＋(0.294×GB)
TEC_{GR}（kWh）		50.4×tanh(0.0038×FB_BW－0.137)＋23		29.3×tanh(0.0038×FB_BW－0.137)＋13.4
TEC_{SW}（kWh）		14.4		適用なし
TEC_{ST}（kWh）	3.5”HDD	16.5		適用なし
	2.5”HDD	2.1		2.6

	ハイブリッド HDD/SSD	0.8		
	SSD（M.2 接続を含む）	0.4		
TEC_{DIS}（kWh）	A＜190	適用なし	[(3.43×r)＋0.148×A＋1.30]×(1＋EP)	8.76×0.30×(1＋EP)×(0.43×r＋0.0263×A)
	190≦A＜210		[(3.43×r)＋0.018×A＋26.1]×(1＋EP)	
	210≦A＜315		[(3.43×r)＋0.078×A＋13.2]×(1＋EP)	
	A≧315		[(3.43×r)＋0.156×A－11.3]×(1＋EP)	
TEC_{MBWS}（kWh）		適用なし		4.0
TEC_{1G10G}（kWh）		4.0		適用なし
TEC_{10G}（kWh）		18.0		適用なし

備考）１　TEC_{MEM}は、システム搭載メモリの GB 毎に適用するものとする。

２　TEC_{GR}は、システムに搭載した独立型グラフィックスに適用するものとする。切替可能なグラフィックスには適用しない。

３　FB_BW は、ギガバイト毎秒（GB/s）によるディスプレイフレームバッファ幅であり、算定方法は、次式による。

FB_BW＝データレート（MHz）×フレームバッファ幅／（8×1000）

４　切替可能グラフィックス（TEC_{SW}）には、独立型グラフィックス許容値（TEC_{GR}）を適用することはできないものとする。ただし、切替可能グラフィックスを提供し、初期設定で自動切替の場合、デスクトップコンピュータ及び一体型デスクトップコンピュータについては、許容値 14.4 を適用することができる。

５　TEC_{ST}は、製品に追加内部記憶装置（ストレージ）が存在する場合に１回のみ適用することができる。

６　TEC_{DIS}における EP は、性能強化ディスプレイに関する許容値であり、次のとおり。

EP＝0：性能強化ディスプレイなし

EP＝0.3：性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が 27 インチ未満

EP＝0.75：性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が 27 インチ以上

r はスクリーン解像度（メガピクセル）

A は可視スクリーン面積（平方インチ）。出荷時及び測定時に複数のディスプレイがある場合はディスプレイごとに許容値を適用する

７　TEC_{MBWS}は、モバイルワークステーションの定義を満たす場合に１回のみ適用することができる。

８　TEC_{1G10G}は、スループット 1GB/秒以上 10GB/秒未満のイーサネットポートをシステムに有する場合に１回のみ適用することができる。

９　TEC_{10G}は、10GB/秒イーサネットポートをシステムに有する場合に１回のみ適用することができる。

⑵ 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

６－２ 磁気ディスク装置

(1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	【判断の基準】 〇エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 【配慮事項】 ①特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥製品の梱包又は包装にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

備考） １　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

①記憶容量が１ギガバイト以下のもの

②電子計算機に接続した通信ケーブルを通じた電力供給のみを受けて動作するもの

２　特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

３　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

５　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

６　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

表　磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区分			基準エネルギー消費効率又は算定式
磁気ディスク装置1台当たりのディスクドライブ搭載可能数	ディスクドライブの外形寸法	ディスク枚数	
1台		1枚	E＝exp(2.98×ln(N)-30.8)
		2枚又は3枚	E＝exp(2.98×ln(N)-31.2)
		4枚以上	E＝exp(2.11×ln(N)-23.5)
2台以上11台以下	－	－	E＝exp(1.56×ln(N)-17.7)
12台以上	3.5型（幅75mm超）を含む構成	－	0.00213
	2.5型（幅75mm以下）のみの構成	－	E＝exp(0.952×ln(N)-14.2)/0.5

備考）１　E及びNは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率

N：ディスクドライブの定常回転数（単位：回毎分）

２　lnは底をeとする対数を表す。

３　回転数の異なるディスクドライブが混載される場合にあっては、回転数（N）は、各ディスクドライブの回転数を搭載台数で加重平均した値とする。

４　幅はディスクドライブ外形の３つの辺のうち、長さが中間であるものとする。

５　エネルギー消費効率の算定法については、「磁気ディスク装置のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 22 年経済産業省告示第 75 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

６－３ ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	【判断の基準】 ①コンピュータモニタにあっては、備考３の算定式により算定した年間消費電力量が備考４アの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ②サイネージディスプレイにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 備考６アの算定式に示したオンモード消費電力の要件を満たすこと。 イ. スリープモード消費電力が備考７の算定式により算定したスリープモード消費電力基準以下であること。 ③オフモード消費電力が0.5W以下であること。 ④動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。 ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考） １　本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、ディスプレイスクリーン及び関連電子装置を有する製品であって、主な機能として、一つ以上の入力を介したコンピュータ、ワークステーション又はサーバ、外部ストレージ、若しくはネットワーク接続からの視覚情報を表示するもの（コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ）とする。

コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることを想定したものである。また、サイネージディスプレイ（タイルドディスプレイシステム構成されたものを含む。）は、通常、卓上の使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から⑤の要件のうち、３つ以上を満たすものとする。

①対角線画面サイズが 30 インチを超えるもの

②最大公表輝度が 1 平方メートル当たり 400 カンデラ（400cd/㎡）を超えるもの

③画素密度が 1 平方インチ当たり 7,000 ピクセル（7,000 ピクセル/in^2）以下であるもの

④搭載スタンドなしで出荷されるものであって、デスクトップ上のディスプレイを支えるよう設計される又は壁に垂直に取り付けるように構成されているもの

⑤RJ45 又は RS232 ポートを有するもの

２　判断の基準②、判断の基準③及び備考３から備考７までにおいて使用する動作モードは、以下のとおり。ただし、オフモードを備えていない製品の場合は、判断の基準③は適用しない。

①「オンモード」とは、ディスプレイが稼働し、主な機能を提供しているモードをいう。

②「スリープモード」とは、ディスプレイが一つ以上の主要ではない保護機能又は継続機能を提供する低電力モードをいう。なお、スリープモードは、以下の機能を有している。

・遠隔スイッチ、タッチ機能、内部センサー又はタイマーを経由してオンモードにする。

・時計を含む情報を提供する又は状態を表示する。

・センサー機能を維持する。

・ネットワークの存在を維持することができる。

③「オフモード」とは、ディスプレイが電力源に接続され、視覚情報を提供せず、かつ遠隔装置、内部信号又は外部信号により他のいかなるモードへも切り替えができないモードをいう。なお、ディスプレイは、使用者による統合型電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ、本モードを抜け出ることができる。また、一部の製品については、オフモードを持たないこともある。

3　コンピュータモニタに係る年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$E_{TEC}=8.76\times(0.35\times P_{ON}+0.65\times P_{SLEEP})$

E_{TEC}：年間消費電力量（単位：kWh）

P_{ON}：オンモード消費電力（単位：W）

P_{SLEEP}：スリープモード消費電力（単位：W）

4　コンピュータモニタに係る最大年間消費電力量、自動明るさ調節許容値及びタッチ機能許容値の算定方法は、次式による。

ア．最大年間消費電力量

最大年間消費電力量（kWh）＝$(E_{TEC_MAX}+E_{EP}+E_{ABC}+E_N+E_T+E_C+E_{HDR}+E_{USB})\times eff_{AC_DC}$

E_{TEC_MAX}：表１により算定された最大消費電力量基準（単位：kWh）

E_{EP}：下記イにより算定された性能強化ディスプレイに適用される許容値（単位：kWh）

E_{ABC}：下記ウにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値（単位：kWh）

E_N：完全なネットワーク接続性に適用される許容値　$E_N=2.9$（kWh）

E_T：下記エにより算定されたタッチ機能に適用される許容値（単位：kWh）

E_C：下記オにより算定された曲面ディスプレイに適用される許容値（単位：kWh）

E_{HDR}：表２により算定された HDR ディスプレイに適用される許容値（単位：kWh）

E_{USB}：USB Type-C を有するディスプレイに適用される許容値　$E_{USB}=2.75$（kWh）

eff_{AC_DC}：ディスプレイの給電で発生する交流・直流変換損失の標準補正係数であり、交流給電ディスプレイは 1.0、 標準直流ディスプレイは 0.85

イ．性能強化ディスプレイ許容値

次の全ての要件を満たすコンピュータモニタについては、次式により算定された性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値を最大年間消費電力量に用いることができる。

・画面カバーガラスの有無にかかわらず、平面画面においては少なくとも 85° から直角の水平視野角度において、曲面画面においては少なくとも 83° から直角の水平視野角度において、最低 60 対 1 のコントラスト比であること

・基本解像度は 2.3 メガピクセル以上であること

・色域は CIE LUV の 32.9%以上であること

$E_{EP}=((1.70\times((G/100\%)-0.52)\times E_{TEC_MAX}$

G：色域であり CIE LUV を百分率で表したもの

E_{TEC_MAX}：最大消費電力量基準（単位：kWh）

ウ．自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なコンピュータモニタの場合、オンモード電力低減率 R_{ABC} を算定し、R_{ABC} が 20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値 E_{ABC} を適用する。オンモード電力低減率 R_{ABC} 及び自動明るさ調節許容値 E_{ABC} の算定方法は、次式による。

$R_{ABC}=100\times((P_{300}-P_{12})/P_{300})$

P_{300}：300lx の周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力（単位：W）

P_{12}：12lx の周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力（単位：W）

E_{ABC}（kWh）$=0.05\times E_{TEC_MAX}$

E_{TEC_MAX}：最大消費電力量基準（単位：kWh）

エ．タッチ機能許容値

E_T（kWh）$=0.17\times E_{TEC_MAX}$

E_{TEC_MAX}：最大消費電力量基準（単位：kWh）

オ．曲面ディスプレイ許容値

E_C（kWh）$=0.15\times E_{TEC_MAX}$

E_{TEC_MAX}：最大消費電力量基準（単位：kWh）

5　サイネージディスプレイに係る最大オンモード消費電力の算定方法は、次式による。

$P_{ON_MAX}=(4.0\times10^{-5}\times L\times A)+120\times\tanh(0.0005\times(A-140.0)+0.03)+20$

P_{ON_MAX}：最大オンモード消費電力（単位：W）

A：可視画面面積（単位：平方インチ）

L：最大測定輝度（単位：cd/㎡）

6　サイネージディスプレイに係るオンモード消費電力の要件及び自動明るさ調節許容値の算定方法は、次式による。

ア．オンモード消費電力の要件

オンモード消費電力（W）$\leqq P_{ON_MAX}+P_{ABC}+P_{Module}$

P_{ON_MAX}：最大オンモード消費電力（単位：W）

P_{ABC}：下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値（単位：W）

P_{Module}：組み込み又はプラグインモジュールを有するディスプレイに適用される許容値

$P_{Module}=2.5$（W）

イ．自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なサイネージディスプレイの場合、備考４ウによりオンモード電力低減率 R_{ABC} を算定し、R_{ABC} が 20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値 P_{ABC} を適用する。自動明るさ調節許容値 P_{ABC} の算定方法は、次式による。

P_{ABC}（W）$=0.05\times P_{ON_MAX}$

P_{ON_MAX}：最大オンモード消費電力（単位：W）

7　サイネージディスプレイに係るスリープモード消費電力基準の算定方法は、次式による。なお、最大スリープモード消費電力及び各許容値は、下表による。

スリープモード消費電力基準$=P_{SLEEP_MAX}+P_N+P_{OS}+P_T$

P_{SLEEP_MAX}：最大スリープモード消費電力（単位：W）

P_N：完全なネットワーク接続性に適用される許容値（単位：W）

P_{OS}：占有センサーに適用される許容値（単位：W）

P_T：タッチ機能に適用される許容値（単位：W）

表　画面サイズによるスリープモード消費電力基準及び各許容消費電力

画面サイズ（インチ）	P_{SLEEP_MAX}（W）	P_N（W）	P_{OS}（W）	P_T（W）
画面サイズ≦30	0.5	3.0	0.3	0.0
画面サイズ＞30				1.5

８　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

９　判断の基準⑤については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

１０　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１１　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

１２　消費電力等の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則（令和３年４月施行）　別表第２－２（令和３年４月発効）」による。

表１　コンピュータモニタに係る最大消費電力量基準

可視画面面積（平方インチ）	最大消費電力量基準（kWh）
A＜190	（4.00×r）＋（0.172×A）＋1.50
190≦A＜210	（4.00×r）＋（0.020×A）＋30.40
210≦A＜315	（4.00×r）＋（0.091×A）＋15.40
A≧315	（4.00×r）＋（0.182×A）－13.20

備考）rは画面解像度（メガピクセル）を、Aは可視画面面積（平方インチ）をそれぞれ表す。

表２　コンピュータモニタに係るHDRディスプレイの消費電力量の許容値

VESA Display HDR 適合	許容値（kWh）
HDR600	$0.05 \times E_{TEC_MAX}$
HDR1000	$0.10 \times E_{TEC_MAX}$

備考）１　HDR ディスプレイの消費電力量の許容値は Display HDR600 又は 1000 を満たすモデルに適用される。

２　E_{TEC_MAX} は最大消費電力量基準（kWh）を表す。

(2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

６－４ 記録用メディア

(1) 品目及び判断の基準等

記録用メディア	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。 ②厚さ 5㎜ 程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ④紙製にあっては、古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考） １　本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-RE とする。

２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

３　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

４　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

５　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

(2) 目標の立て方

当該年度の記録用メディアの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

７．オフィス機器等

７－１ シュレッダー

(1) 品目及び判断の基準等

シュレッダー	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．待機時消費電力が1.5W以下であること。 イ．低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。 ウ．特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考） １　次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。

①裁断モーターの出力が 500W 以上のもの

②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの

２　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

３　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。

４　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型 No.161「シュレッダー Version1」に係る認定基準をいう。

５　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

６　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

７　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

８　「待機時消費電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。ただし、低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードにおける消費電力をいう。

９　「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。

１０　「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のシュレッダーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

７－２ デジタル印刷機

(1) 品目及び判断の基準等

デジタル印刷機	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ①インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤低電力モード（一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に５分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考） １　「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。

２　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

３　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表　デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率（W）			
		A3 対応機		B4 対応機，A4 対応機	
		プリンタ機能作動時	プリンタ機能非作動時	プリンタ機能作動時	プリンタ機能非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

備考）１　「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。

２　「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。

３　「A3 対応機」、「B4 対応機」、「A4 対応機」とは、次による。

A3 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm、409mm 以上のもの

B4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm、353mm 以上のもの

A4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm、288mm 以上のもの

４　エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$E = (A+7\times B) / 8$

A：機械立ち上げ時の 1 時間における消費電力量（Wh）

- 電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- 電源投入後速度変更はしない。

B：通常時の 1 時間における消費電力量（Wh）

- Ａの測定終了後 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A、B の測定条件

① 1 版当たりの印刷枚数　200 枚／版

② 1 時間の製版枚数　2 版／時

③ 1 時間の印刷枚数　400 枚／時

④ 印刷速度　工場出荷時に設定された電源投入時の速度

⑤ テストチャート　A4、画像面積比率 4～7%

⑥ 標準印刷用紙　64g/㎡の上質紙

⑦ 測定時の環境条件　温度：21±3℃／湿度：65±10%

測定前に 12 時間以上放置

⑧ プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。

⑨ 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は 5 分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。

⑩ プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

(2) 目標の立て方

当該年度のデジタル印刷機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

７－３ 掛時計

(1) 品目及び判断の基準等

掛時計	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。 ②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が５年以上使用できるものであること。 ③一次電池のみで使用される場合には、電池が５年以上使用できるものであること。 【配慮事項】 ①使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。

２　「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態をいう。

３　判断の基準③における一次電池の電池寿命の求め方は JIS B 7026 による。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

当該年度の掛時計の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

７－４ 電子式卓上計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子式卓上計算機	【判断の基準】 ①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 【配慮事項】 〇製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。

２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

３　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

４　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

５　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

６　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Ｂに準ずるものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子式卓上計算機の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

７－５ 電池

(1) 品目及び判断の基準等

一次電池又は小形充電式電池	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②小形充電式電池（二次電池）であること。 【配慮事項】 ①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考） １　本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単 1 形」「単 2 形」「単 3 形」又は「単 4 形」とする。

２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

３　配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

４　「最小平均持続時間」は JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。

表　一次電池に係る最小平均持続時間

通称	主な用途など	放電試験条件			最小平均持続時間
		放電負荷	1日当たりの放電時間	終止電圧	初度
単1形	携帯電灯	2.2Ω	注１	0.9V	750分
	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V	16時間
	ポータブルステレオ	600mA	2時間	0.9V	11時間
単2形	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	14時間
	携帯電灯	3.9Ω	注１	0.9V	790分
	ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9V	8時間
単3形	高負荷機器	1,500mW 650mW	注２	1.05V	40回
	携帯電灯（LED）	3.9Ω	注３	0.9V	230分
	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	5時間
	玩具（モーターなし）	250mA	1時間	0.9V	5時間
	CDプレーヤ・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9V	15時間
	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注４	1.0V	30時間
単4形	携帯電灯	5.1Ω	注３	0.9V	130分
	モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8V	120分
	デジタルオーディオ	50mA	注５	0.9V	12時間
	リモコン	24Ω	注６	1.0V	14.5時間

備考）初度の最小平均持続時間に対する12か月貯蔵後の最小平均持続時間の比率は90%以上であること。

注１：4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注２：5分放電（1,500mWの2秒放電・650mWの28秒放電の交互放電）・55分放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注３：4分放電・56分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注４：1時間放電・7時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注５：1時間放電・11時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注６：15秒放電・45秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

(2) 目標の立て方

当該年度の電池（単1形から単4形）の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

８．移動電話等

(1) 品目及び判断の基準等

携帯電話 ＰＨＳ スマートフォン	【判断の基準】 〇次の①から⑩の要件を満たすこと、又は⑪の要件を満たすこと。 ①携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。 ア．搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ．機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 ②スマートフォンにあっては、製品出荷時に搭載されたオペレーティングシステムの更新（セキュリティ、修正、機能）が可能であること。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウエブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウエブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ⑤回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ⑥バッテリーの初期容量の残容量80%を満たす充電サイクル数が、携帯電話にあっては500サイクル以上、スマートフォンにあっては800サイクル以上であること。 ⑦バッテリーの長寿命化機能を搭載していること。 ⑧バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後６年以上保有）。 ⑨特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ⑩製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及びバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、当該情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ⑪エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。 ②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可

	能な限り減量または代替する取組がなされていること。 ③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。 ④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑤筐体又は部品（充電器を含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑨製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「携帯電話」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。

２　本項の判断の基準の対象とする「ＰＨＳ」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用 PHS 基地局に接続されずに内線等として、通常の行政事務の用に供するものをいう。

３　本項の判断の基準の対象とする「スマートフォン」とは、携帯電話又は PHS に携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウエブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。

４　「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。

５　判断の基準③については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。

６　判断の基準④の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。

ウ．製品の包装、同梱される印刷物、製品本体の取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。

マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。

エ．金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。

オ．部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。

７　判断の基準⑦の「バッテリーの長寿命化機能」とは、満充電しないことでバッテリー負荷を低減し、充電サイクル数を増やすなどのバッテリーの管理機能をいい、例えばバッテリーが全容量の 80%まで充電されると自動的に充電を終了することをオプションでユーザが選択できる機能などを指す。

８　判断の基準⑧の「製品製造終了後６年以上保有」については、スマートフォンにあっては、当該基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、「製品製造終了後３年以上保有」とする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。また、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合には適用しないものとする。

９　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

１０　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

１１　「希少金属類」とは、昭和 59 年８月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を１鉱種として考慮）の金属をいう。

１２　「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１３　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１４　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１５　「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。マスバランス方式によりバイオマス由来特性が割り当てられたプラスチックを原料とする場合にあっては、当該割当率をもってバイオベース合成ポリマー含有率に代えて適用するものとする。

１６　判断の基準⑪の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.166「スマートフォン・携帯電話 Version1」に係る認定基準をいう（PHS は除く）。

１７　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１８　配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１９　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。

イ．マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

ウ．物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。

エ．移動電話等端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。

オ．環境負荷低減に寄与するスマートフォン用の携帯型充電器に係るシェアリングサービスの活用可能性について検討すること。

表　移動電話等に係る環境配慮設計項目

目　　的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	製品等の省資源化（小型化、軽量化）	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。
リユース配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
リサイクル配慮設計	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。
		複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。
		異種材料の分離が容易な構造であること。
		リサイクルのための分離・分解が容易であること。
	分別の容易性	リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。
		製品の筐体に使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。

(2) 目標の立て方

当該年度の携帯電話、ＰＨＳ及びスマートフォンの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

９．家電製品

９－１ 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	【判断の基準】 ①電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア．基準値１は、基準エネルギー消費効率に100/105を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。 イ．基準値２は、基準エネルギー消費効率の数値。 ②電気冷凍庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア．基準値１は、基準エネルギー消費効率に100/110を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。 イ．基準値２は、基準エネルギー消費効率の数値。 ③冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次の①から④のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

①業務の用に供するために製造されたもの

②熱電素子を使用するもの

③吸収式のもの

④ワイン貯蔵が主な用途であるもの

また、上記①から③のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷凍庫」に含まれないものとする。

２　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。

３　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

４　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含

有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。ただし、判断の基準④については、電気冷凍庫には適用しない。

５　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

６　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表　電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫に係る基準エネルギー消費効率算定式

区　分			基準エネルギー消費効率の算定式
種　別	冷却方式	定格内容積	
電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	―	$E_1=0.735\times V_1+122$
	冷気強制循環法式のもの	375 リットル以下	$E_1=0.199\times V_1+265$
		375 リットル超	$E_1=0.281\times V_1+112$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの	―	$E_2=0.589\times V_2+74$
	冷気強制循環法式のもの	―	$E_2=1.328\times V_2+80$

備考）１　E_1、V_1 及び E_2、V_2 は、次の数値を表すものとする。

E_1：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_1:調整内容積(各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

$V_1 = \Sigma(Kc\,i\times V\,i)$（$i$=1,･･･,n）

$Kc\,i$：調整内容積係数（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値）

$V\,i$：定格内容積（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値）（単位：L）

n：電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数（$Kc\,i$）
パントリー	0.38
セラー	0.62
冷蔵	1
チラー	1.1
ゼロスター	1.19
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

E_2：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_2:調整内容積(各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

$V_2 = \Sigma(Kc\,i\times V\,i)$（$i$=1, ･･･,n）

$Kc\,i$：調整内容積係数（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値）

$V\,i$：定格内容積（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値）（単位：L）

n：電気冷凍庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数（Kc i）
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

２　電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 34 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(3)」による。

３　電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 35 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(3)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

９－２ テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	【判断の基準】 〇次の①から⑥の要件、又は⑦の要件を満たすこと。 ①液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）のうち、2K未満のものにあっては、エネルギー消費効率が次の数値を上回らないこと。 ア．基準値１は、表１に示された区分の算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率（以下「当該区分の基準エネルギー消費効率」という。）の数値。 イ．基準値２は、当該区分の基準エネルギー消費効率に133/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値。 ②液晶テレビのうち、2K以上4K未満のものにあっては、エネルギー消費効率が当該区分の基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。 ③液晶テレビのうち、4K以上のものにあっては、エネルギー消費効率が次の数値を上回らないこと。 ア．基準値１は、当該区分の基準エネルギー消費効率の数値。 イ．基準値２は、当該区分の基準エネルギー消費効率に125/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値。 ④有機ELパネルを有するテレビジョン受信機（以下「有機ELテレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が次の数値を上回らないこと。 ア．基準値１は、当該区分の基準エネルギー消費効率の数値。 イ．基準値２は、当該区分の基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値。 ⑤リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。 ⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ⑦エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑥製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。若しくは、プラス

	チック代替素材の活用等により、プラスチック使用の削減が図られていること。

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

①産業用のもの

②ブラウン管方式のもの

③テレビジョン放送による国内基幹放送を受信することができないもの

④映像を表示する装置であって直視型でないもの

⑤プラズマディスプレイ方式のもの

⑥受信機型サイズが 10 型若しくは 10V 型以下のもの

⑦ワイヤレス方式のもの

⑧電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの

⑨垂直方向の画素数が 4,320 かつ水平方向の画素数が 7,680 のもの（以下「8K」という。）

２　「2K」とは、垂直方向の画素数が 1,080 かつ水平方向の画素数が 1,920 のものをいう。以下同じ。

３　「4K」とは、垂直方向の画素数が 2,160 かつ水平方向の画素数が 3,840 のものをいう。以下同じ。

４　判断の基準⑤については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。

５　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

６　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

７　「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

８　判断の基準⑦の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.152「テレビ Version1」に係る認定基準をいう。なお、判断の基準①ア、判断の基準③ア又は判断の基準④アを満たし、かつ、判断の基準⑦を満たす場合は基準値１とする。

９　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１０　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１１　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１２　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１３　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表１　液晶テレビ又は有機ELテレビに係る基準エネルギー消費効率の算定式

区　分		基準エネルギー消費効率の算定式
パネル種類	画素数	
液晶	2K未満	E＝0.00407×A＋30.08
	2K以上4K未満	E＝0.00605×A＋56.13
	4K以上	E＝0.00728×A＋62.99
有機EL	－	E＝0.02136×A－16.40　（A＜4,258の場合75.0）

備考）１　E及びAは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

A：画面面積（単位：平方センチメートル）

２　表２に掲げる付加機能を有するものについては、エネルギー消費効率から表２の右欄の想定消費電力量の数値を減じた数値で判断するものとする。

３　エネルギー消費効率の算定方法については、「テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成22年経済産業省告示第24号）の「２　エネルギー消費効率の測定方法　２－２」による。

表２　液晶テレビ又は有機ELテレビに係る付加機能に対する想定消費電力量

付　加　機　能	想定消費電力量（kWh/年）
2Kチューナーを２つ以上内蔵	2.8
4Kチューナーを２つ以上内蔵	5.5
録画装置内蔵（HDD3.5インチ）	11.0
録画装置内蔵（HDD2.5インチ）	4.8
録画装置内蔵（SSD）	3.7
ブルーレイディスクレコーダー又はDVDレコーダー内蔵（4K以上に対応）	23.9
ブルーレイディスクレコーダー又はDVDレコーダー内蔵（4K未満に対応）	16.7
動画倍速表示（4K以上に対応）	18.3
動画倍速表示（4K未満に対応）	17.0

備考）「動画倍速表示」とは、1秒間に120コマ以上の静止画を表示するものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

９－３ 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	【判断の基準】 〇エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考） １　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの

②温水洗浄装置のみのもの

③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの

④専ら鉄道車両等において用いるためのもの

⑤幼児用大便器において用いるためのもの

⑥暖房用の便座のみを有するもの

２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

３　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表　電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区　　分		基準エネルギー消費効率
温水洗浄便座（洗浄機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）	172
	瞬間式（貯湯タンク無し）	87

備考）１　「温水洗浄便座」とは、暖房用の便座に温水洗浄装置を組み込んだものをいう。

２　エネルギー消費効率の算定法については、「電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 19 年経済産業省告示第 288 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

９－４ 電子レンジ

(1) 品目及び判断の基準等

電子レンジ	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ②待機時消費電力が0.05W未満であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考） １　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。

①ガスオーブンを有するもの

②業務の用に供するために製造されたもの

③定格入力電圧が 200 ボルト専用のもの

④庫内高さが 135 ミリメートル未満のもの

⑤システムキッチンその他のものに組み込まれたもの

２　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

３　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

４　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

５　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

６　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表　電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
機能	加熱方式	庫内容積	
オーブン機能を有するもの以外（単機能レンジ）			60.1
オーブン機能を有するもの（オーブンレンジ）	ヒーターの露出があるもの（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L 未満のもの	73.4
		30L 以上のもの	78.2
	ヒーターの露出があるもの以外（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L 未満のもの	70.4
		30L 以上のもの	79.6
	熱風循環加熱方式のもの		73.5

備考）１　「庫内容積」とは、家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）に基づく電気機械機具品質表示規程で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。

２　エネルギー消費効率の算定法については、「電気レンジのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 18 年経済産業省告示第 63 号）の「２　エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子レンジの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１０．エアコンディショナー等

１０－１ エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー	【判断の基準】 ①家庭用エアコンディショナーにあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 ②業務用エアコンディショナーにあっては、基準値１はアの要件を、基準値２はイの要件を満たすこと。ただし、ビル用マルチエアコンディショナーについては、アの要件を満たすこと又はイの要件及び③の要件を満たすことで基準値１の要件とする。 ア．エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 イ．エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値に88/100を乗じて小数点以下１桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ③冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。 ④業務用エアコンディショナーにあっては、常時監視システムを使用したものであること。 ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

①冷房能力が 28kW（マルチタイプのものは 50.4kW）を超えるもの

②冷房の用にのみに供するもの、窓に設置される構造のもの及び壁を貫通して設置される構造のもの

③水冷式のもの

④圧縮用電動機を有しない構造のもの

⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの

⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制

御機能又は除じん性能を有する構造のもの

⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

⑧スポットエアコンディショナー

⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの

⑩高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの

⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの

⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの

⑭分離熱源型のマルチタイプのもののうち冷房によって吸収された熱を暖房の熱源として用いるもの

２　「マルチタイプのもの」とは、１の室外機に２以上の室内機を接続するものをいう。

３　「ビル用マルチエアコンディショナー」とは、分離型であってマルチタイプのもののうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるものをいう。

４　判断の基準③については、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 27 年経済産業省令第 29 号）第３条に規定する家庭用エアコンディショナー及び業務用エアコンディショナーのうち、「エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項」（平成 27 年経済産業省告示第 50 号）により目標値及び目標年度が定められる製品に適用するものとする。なお、業務用エアコンディショナーのうち、ビル用マルチエアコンディショナーの基準値２の場合は、本項の判断の基準を適用しない。

５　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

６　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。

７　「常時監視システム」とは、「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号）第二１（２）①に規定するフロンの漏えい又は機器の故障等を常時監視するシステムをいう（本体に内蔵・搭載されているタイプと別売りの専用機器を本体に接続するタイプの両方を含む。）。本体の使用開始時点において、当該システムの利用に必要な機器の設置・接続（サービス契約を要する場合には当該契約の締結を含む。）が完了して、当該システムが利用可能な状態となっていることをもって適合となる。

８　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

９　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

１０　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１１　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

イ．家庭用エアコンディショナーとして製造・販売されている製品を買い換える場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）の適用対象となることを踏まえて、買換後の新しい製品を購入する事業者に廃棄する古い製品の引取を依頼し、当該事業者から特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しを受け取ること。

表１　家庭用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区分			基準エネルギー消費効率又は算定式
ユニットの形態	冷房能力	仕様	
直吹き形で壁掛け形のもの	2.8kW 以下	寒冷地仕様以外のもの	6.6
		寒冷地仕様のもの	6.2
	2.8kW 超 28.0kW 以下	寒冷地仕様以外のもの	E＝6.84－0.210×(A－2.8) ただし、E＝6.6 を上限、E＝5.3 を下限とする。
		寒冷地仕様のもの	E＝6.44－0.210×(A－2.8) ただし、E＝6.2 を上限、E＝4.9 を下限とする。
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2kW 以下	－	5.4
	3.2kW 超 4.0kW 以下	－	5.0
	4.0kW 超 28.0kW 以下	－	4.5
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	－	5.6
	4.0kW 超 7.1kW 以下	－	5.6
	7.1kW 超 28.0kW 以下	－	5.5

備考）１　「寒冷地」とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 265 号)」別表第 10 に規定する地域の区分のうち、１、２、３又は４の地域をいう。

２　「寒冷地仕様のもの」とは、寒冷地での使用を想定したものであって、次の①から③までの仕様をすべて満たすものをいう。

①積雪、低温に起因する故障を防止するように設計・製造されたもの。

②JIS B 8615-1:2013　暖房極低温（-7℃）で定格暖房標準能力以上を発揮するもの。

③JIS C 9612:201　解説表に記載されている地域の寒冷地最低外気温度（-15℃以下）で JIS B 8615-1:2013　6.3.5 の運転性能要求事項を満たすもの。

３　E 及び A は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

４　エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 21 年経済産業省告示第 213 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(3)」による。

表２　業務用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区分			基準エネルギー消費効率又は算定式
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW 未満	E=6.0
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	E=6.0-0.083×(A-3.6)
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	E=6.0-0.12×(A-10)
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=5.1-0.060×(A-20)
	四方向カセット形以外	3.6kW 未満	E=5.1
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	E=5.1-0.083×(A-3.6)
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	E=5.1-0.10×(A-10)
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.3-0.050×(A-20)
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW 未満	E=5.7
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	E=5.7-0.11×(A-10)
		20.0kW 以上 40.0kW 未満	E=5.7-0.065×(A-20)
		40.0kW 以上 50.4kW 以下	E=4.8-0.040×(A-40)
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW 未満	E=4.9
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.9
	ダクト形	20.0kW 未満	E=4.7
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.7

備考）１　「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

２　E 及び A は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

３　エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 21 年経済産業省告示第 213 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(2)」による。

(2) 目標の立て方

家庭用エアコンディショナーにあっては、当該年度の家庭用エアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

業務用エアコンディショナーにあっては、当該年度の業務用エアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１０－２ ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機	【判断の基準】 ①期間成績係数が1.07以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。

２　期間成績係数については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。

３　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

４　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

５　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

６　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１０－３ ストーブ

(1) 品目及び判断の基準等

ストーブ	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考） １　本項の判断の基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

①開放式のもの

②ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）第 25 条第３項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの

③半密閉式ガスストーブ

④最大の燃料消費量が 4.0L/h を超える構造の半密閉式石油ストーブ

⑤最大の燃料消費量が 2.75L/h を超える構造の密閉式石油ストーブ

２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

３　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表１　ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区　　分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

備考）　エネルギー消費効率の算定法については、「ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 14 年経済産業省告示第 432 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表２において同じ。

表２　石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区　　分		基準エネルギー消費効率又はその算定式
給排気方式	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	83.5
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	69.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5L/h 以下のもの	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5L/h を超えるもの	E＝－3.0×L＋71.5

備考）　E 及び L は、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：%）

L：最大燃料消費量（単位：L/h）

(2) 目標の立て方

当該年度のストーブの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１１．温水器等

１１－１ 電気給湯器

(1) 品目及び判断の基準等

ヒートポンプ式電気給湯器	【判断の基準】 ①家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、表２に示された加熱能力に対応した年間加熱効率を下回らないこと。 ③冷媒にフロン類が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　暖房の用に供することができるものは、本項の判断の基準の対象とする「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。

２　「業務用ヒートポンプ式電気給湯器」とは、業務の用に供する温水最高出口温度が 65℃以上の一過式の給湯器をいう。

３　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。

４　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

５　配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

６　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

７　判断の基準③は、業務用ヒートポンプ式電気給湯器については適用しないものとする。ただし、冷媒にオゾン層を破壊する物質は使用されていないこととする。

表１　家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

想定世帯	貯湯缶数	貯湯容量	仕様	基準エネルギー消費効率
少人数	―	―	寒冷地仕様以外のもの	3.0
			寒冷地仕様	2.7
標　準	一缶	320リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.1
			寒冷地仕様	2.7
		320リットル以上550リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.5
			寒冷地仕様	2.9
		550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	3.2
			寒冷地仕様	2.7
	多缶	―	寒冷地仕様以外のもの	3.0
			寒冷地仕様	2.7

備考）１　「貯湯容量」とは、JIS C 9220 に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量をいう。

２　「寒冷地仕様」とは、JIS C 9220 に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様をいう。

３　エネルギー消費効率の算定法については、「電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 38 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法」による。

表２　業務用ヒートポンプ式電気給湯器に係る年間加熱効率の基準

加熱能力	年間加熱効率
20kW以下	4.0
20kW超	3.5

備考）１　加熱能力は、測定条件が中間期で乾球温度が 16℃DB 及び湿球温度 12℃WB における能力とする。

２　年間加熱効率は、JRA 4060 に規定する年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率の算出方法による。

(2) 目標の立て方

当該年度のヒートポンプ式電気給湯器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１１－２ ガス温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス温水機器	【判断の基準】 ①電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（以下「ハイブリッド給湯器」という。）にあっては、年間給湯効率が108%以上であること。 ②ガス瞬間湯沸器のうち、自然通気式のものにあっては、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値２の数値を下回らないこと。 ③ガス瞬間湯沸器のうち、強制通気式のものにあっては、次の要件を満たすこと。 ア．基準値１は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値１の数値を下回らないこと。 イ．基準値２は、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値２の算定式に97/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。 ④ガスふろがまにあっては、次の要件を満たすこと。 ア．基準値１は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値１の数値を下回らないこと。 イ．基準値２は、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値２の算定式に94/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。 ⑤ガス暖房機器にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．基準値１は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値１の数値を下回らないこと。 イ．基準値２は、エネルギー消費効率が表の基準値２に示された基準エネルギー消費効率に92/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考） １　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

①貯蔵式湯沸器

②JIS S 2109:2019 又は JIS S 2112:2019 の対象となるもの以外のもの

③業務の用に供するために製造されたもの

④都市ガスのうち 13A のガスグループに属さないガスを燃料とするもの

⑤ガス瞬間湯沸器のうち通気方式が自然通気式であって、給排気方式が開放式以外のもの

⑥ガスふろがまのうち次のいずれかに該当するもの

・給湯の機能を有しないもの

・通気方式が自然通気式のもの

・循環方式が自然循環式のもの

・屋内に設置する構造のもの

⑦暖房の用のみに供するもの

⑧既存建築物・施設等における従来型（JIS S 2091:2013 の４．４の a)の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器）の機器の取替であって、設置上の制約があるもの

２　ハイブリッド給湯器の年間給湯効率は、一般社団法人日本ガス石油機器工業会規格「電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機の年間給湯効率測定方法」（JGKAS A705）による。

３　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

４　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

５　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

６　調達を行う機関は、機器の設置上の制約がない場合は、可能な限り潜熱回収型ガス温水機器を設置すること。

表　ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区　分		基準エネルギー消費効率又は算定式	
用　途	通気方式	基準値１	基準値２
ガス瞬間湯沸器	自然通気式	－	77.50%
	強制通気式	87%	84.37%×αⅡ
ガスふろがま	－	88%	87.21%×αⅢ
ガス暖房機器	－	92%	90.32%

備考）１　ガス瞬間湯沸器のうち自然通気式のものに係る判断の基準は基準値２のみとする。

２　αⅡ及びαⅢは別表に示した構造の種類に応じた数値とする。

３　エネルギー消費効率の算定方法については、「ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 16 年経済産業省告示第 316 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(2)」による。

別表　構造係数（αⅡ及びαⅢ）

構　造	αⅡ	αⅢ
壁貫通型	0.9998	0.9839
壁組込型	0.9869	－
壁組込型（従来型に限る。）	－	0.9576
強制給排気式	0.9900	－
強制排気式（従来型に限る。）	0.9661	－
レンジフード一体型（従来型に限る。）	0.8415	－
その他	1.0000	1.0000

備考）１　「壁貫通型」とは、JIS S 2092:2010 の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ自然給排気式（BF）の機器の給排気筒トップに置き換えて設置する機器であって JIS S 2092:2010 の表２―屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。

２　「壁組込型」とは、壁組込型取付ボックスと一体の機器としてガス機器防火性能評定試験により評定された機器であって JIS S 2092:2010 の表２―屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。

３　「強制給排気式」とは、JIS S 2092:2010 の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式（FF）の機器をいう。

４　「強制排気式」とは、JIS S 2092:2010 の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する半密閉式かつ強制排気式（FE）の機器をいう。

５　「レンジフード一体型」とは、JIS S 2092:2010 の４の表３の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式の強制給排気外壁式（FF－W）の機器であって操作部がレンジフードに内蔵されており給気管及び排気管の直径が 40 ミリメートル以下の機器をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス温水機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１１－３ 石油温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

石油温水機器	【判断の基準】 ①基準値１は、潜熱回収型石油温水機器であること。 ②基準値２は、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した以下の数値を下回らないこと。 ア．給湯用のもののうち、瞬間形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に98/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値。 イ．給湯用のもののうち、貯湯式急速加熱形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に95/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値。 ウ．暖房用のもののうち、貯湯式急速加熱形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に98/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考） １　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。

①バーナー付ふろがま（ポット式バーナーを組み込んだものに限る。）

②JIS S 3021:2017、JIS S 3024:2017 又は JIS S 3027:2017 の対象となるもの以外（JIS S 2091:2013に規定する高圧力型石油小形給湯機及び高圧力型石油給湯機付ふろがまを除く。）のもの

③業務の用に供するために製造されたもの

④給湯用のもののうち、加熱形態が貯湯式であって、急速加熱形以外のもの

⑤暖房用のもののうち、加熱形態が貯湯式であって、急速加熱形以外のもの

２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

３　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

５　調達を行う機関は、機器の設置上の制約がない場合は、可能な限り潜熱回収型石油温水機器を設置すること。

表　石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率又は算定式
用　途		加熱方式	
給湯用のもの	浴用なし	瞬間形	89.68×βⅠ
		貯湯式急速加熱形	76.88
	浴用あり	瞬間形	90.01×βⅢ
		貯湯式急速加熱形	76.07
暖房用のもの		貯湯式急速加熱形	87.06×βⅤ

備考）１　βⅠ、βⅢ及びβⅤは別表に示した構造の種類に応じた数値とする。

２　エネルギー消費効率の算定方法については、「石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 14 年経済産業省告示第 435 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(2)」による。

別表　構造係数（βⅠ、βⅢ及びβⅤ）

構　造	βⅠ	βⅢ	βⅤ
圧力噴霧式	0.9585	0.9492	－
オンーオフ制御式（従来型に限る。）	－	－	1.0051
その他	1.0000	1.0000	1.0000

備考）１　「圧力噴霧式」とは、JIS S 3031:2009 の４．１の表２の燃焼方式による機器の区分に規定する圧力噴霧式の機器をいう。

２　「オンーオフ制御式」とは、JIS S 2091:2013 の４．４の e）の３）の制御及び制御装置に規定するオンーオフ制御の方式の機器をいう。

３　「従来型」とは、JIS S 2091:2013 の４．４の a)の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度の石油温水機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１１－４ ガス調理機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス調理機器	【判断の基準】 ①こんろ部にあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②グリル部にあっては、エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ③オーブン部にあっては、エネルギー消費効率が表３に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考） １　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

①業務の用に供するために製造されたもの

②ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの

③ガスグリル

④ガスクッキングテーブル

⑤ガス炊飯器

⑥カセットこんろ

２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

３　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表１　ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

区分			こんろ部 基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2口以下	56.3
		3口以上	52.4
	組込形	2口以下	53.0
		3口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

備考）１　「ガスレンジ」とは、ガスオーブンとガスこんろを組み合わせたものをいう。

２　「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

３　「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

４　「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。

５　「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

６　こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 16 年経済産業省告示第 315 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(1)」による。

表２　ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分		グリル部 基準エネルギー消費効率の算定式
燃焼方式	調理方式	
片面焼き	水あり	E=25.1Vg+123
	水なし	E=25.1Vg+16.4
両面焼き	水あり	E=12.5Vg+172
	水なし	E=12.5Vg+101

備考）１　E 及び Vg は、次の数値を表すものとする。

E：グリル部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）

Vg：庫内容積（単位：L）

２　「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。

３　「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。

４　「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。

５　「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。

６　「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下 2 桁で四捨五入した数値をいう。

７　グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 16 年経済産業省告示第 315 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(2)」による。

表３　ガス調理機器のオーブン部（ガスオーブンを含む。）に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オーブン部 基準エネルギー消費効率の算定式
卓上又は据置形	E=18.6Vo+306
組込形	E=18.6Vo+83.3

備考）１　E 及び Vo は、次の数値を表すものとする。

E：オーブン部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）

Vo：庫内容積（単位：L）

２　「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

３　「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

４　「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

５　「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下 2 桁で四捨五入した数値をいう。

６　オーブン部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 16 年経済産業省告示第 315 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス調理機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１２．照明

１２－１ 照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

LED 照明器具	【判断の基準】 ①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。 ア．基準値１は、固有エネルギー消費効率が表１－１に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率が表１－２に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 イ．基準値２は、固有エネルギー消費効率が表１－２に示された基準を満たすこと。 ウ．演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。 ②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。 ア．固有エネルギー消費効率が表２に示された基準を満たすこと。 イ．演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
LED を光源とした内照式表示灯	【判断の基準】 ①定格寿命は30,000時間以上であること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル

	における温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑤プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有する LED ランプを装着できる照明器具のうち、口金を経て LED ランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成 11 年消防庁告示第２号）に定める誘導灯又は建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 126 の５に定める非常用の照明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は、LED 照明器具には含まれないものとする。

２　本項の LED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

３　「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）及び JIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第 2 部：LED モジュール及び LED ライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

４　本項の LED 照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。

５　本項の LED 照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束 11,000lm 以上のものをいう。

６　本項の LED 照明器具の「投光器」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される投光器をいう。

７　本項の LED 照明器具の「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。

８　本項の LED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第 3 部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。

９　LED 照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011（照明器具－第 5 部：配光測定方法）に準ずるものとする。

１０　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

１１　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の

含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

１２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１３　LED 照明器具に係る配慮事項②及び LED を光源とした内照式表示灯に係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１４　LED 照明器具に係る配慮事項③及び LED を光源とした内照式表示灯に係る配慮事項②の「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、第三者機関により検証等を受けたライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。

１５　オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM)、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

１６　本項の「LED を光源とした内照式表示灯」とは、内蔵する LED 光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成 11 年消防庁告示第２号）に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。

１７　本項の LED を光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 50%まで減衰するまでの時間とする。

１８　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

１９　調達を行う各機関は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。

２０　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表１－１　LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値１（投光器及び防犯灯を除く。）

光 源 色	固有エネルギー消費効率
昼 光 色	144lm/W以上
昼 白 色	
白　　色	
温 白 色	102lm/W以上
電 球 色	

備考）１　「光源色」は、JIS Z 9112（蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分）に規定する光源色の区分に準ずるものとする（表１－２及び表２において同じ。)。

２　昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED 照明器

具」に含まれないものとする。

3　ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm 以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 114lm/W 以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 96lm/W 以上とする。

4　高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 156lm/W 以上とする。

表１－２　LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値２（投光器及び防犯灯を除く。）

光 源 色	固有エネルギー消費効率
昼 光 色	120lm/W以上
昼 白 色	
白　　色	
温 白 色	85lm/W以上
電 球 色	

備考）１　ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm 以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 95lm/W 以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 80lm/W 以上とする。

２　高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 130lm/W 以上とする。

表２　投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

光 源 色	固有エネルギー消費効率	
	投光器	防犯灯
昼 光 色	105lm/W以上	80lm/W以上
昼 白 色		
白　　色		
温 白 色	90lm/W以上	対象外
電 球 色		

(2) 目標の立て方

当該年度の投光器及び防犯灯を除く LED 照明器具の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

投光器及び防犯灯にあっては、調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

LED を光源とした内照式表示灯にあっては、調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１２－２ ランプ

(1) 品目及び判断の基準等

電球形LEDランプ	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．口金の種類がE26、E17又はGX53の場合は、表１に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。 イ．上記ア以外の場合は、ランプ効率が表２に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。 ウ．演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 エ．定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「電球形LEDランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプであって、一般照明として使用する白色LED使用の電球形状のランプとする。ただし、振動又は衝撃に耐えることを主目的とするもの、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等は除く。

２　「口金の種類がE26、E17又はGX53」とは、JIS C 8158（一般照明用電球形LEDランプ（電源電圧50V超））に規定する口金の種類を表す記号が「E26、E17又はGX53」であるものをいう。

３　「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

４　「光源色」は、JIS Z 9112（蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分）に規定する光源色の区分に準ずるものとする。

５　昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「電球形LEDランプ」に含まれないものとする。

６　「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第3部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。

７　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.150「電球形 LED ランプ Version1」に係る認定基準をいう。

８　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

９　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１０　「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、第三者機関により検証等を受けたライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。

１１　オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM)、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

表１　E26、E17又はGX53口金の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光 源 色	ランプ効率
昼 光 色	110.0lm/W以上
昼 白 色	
白　　色	
温 白 色	98.6lm/W以上
電 球 色	

備考）　次のいずれかに該当する場合は、表２に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。

①電源電圧 50V 以下のもの

②平均演色評価数 Ra が 90 以上のもの

③調光器対応機能付きのもの

表２　E26、E17又はGX53口金以外の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光 源 色	ランプ効率
昼 光 色	80lm/W以上
昼 白 色	
白　　色	
温 白 色	70lm/W以上
電 球 色	

備考）　調光・調色対応の電球形 LED ランプについては、表２の光源色別の区分のランプ効率の基準から 5lm/W を差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度における調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

１３．自動車等

１３－１ 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	【判断の基準】 ①乗用車にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表１に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表２に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考１２に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。 イ．エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150 以下であること。 ②小型バスにあっては、基準値１はアを、基準値２はイを満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表１に示された区分の排出ガス基準に適合すること。 ア．電動車等であること。 イ．次世代自動車であること又は表３に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 ③小型貨物車にあっては、基準値１はアを、基準値２はイを満たすこと。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、これに加えて表１に示された区分の排出ガス基準に適合すること。 ア．電動車等であること。 イ．次世代自動車であること又は利用する燃料に対応した表４－１及び表４－２に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 ④バス等にあっては、基準値１はアを、基準値２はイを満たすこと。 ア．電動車等であること。 イ．次世代自動車であること又は表５に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 ⑤トラック等にあっては、基準値１はアを、基準値２はイを満たすこと。 ア．電動車等であること。 イ．次世代自動車であること又は表６に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 ⑥トラクタにあっては、基準値１はアを、基準値２はイを満たすこと。 ア．電動車等であること。 イ．次世代自動車であること又は表７に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 【配慮事項】 ①エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生材が可能な限り使用されていること。 ④バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

	⑤エコドライブ支援機能を搭載していること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第２条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。

２　「車両総重量」とは、道路運送車両法第 40 条第３号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。

３　「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第１条第６号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

４　「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。

５　「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。

６　「乗用車」とは、乗車定員９人若しくは 10 人以下かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。

７　「小型バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車をいう。

８　「小型貨物車」とは、車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車をいう。

９　「バス等」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車をいう。

１０　「トラック等」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。

１１　「トラクタ」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。

１２　乗用車に係る燃費基準値（WLTC モード燃費値）の算定方法は、次式による。なお、次式において係数α及びβを乗ずる前に小数点以下第１位未満を四捨五入すること。

$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta$　（M＜2,759kg）

$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta$　（M≧2,759kg）

FE：燃費基準値（km/L）　（小数点以下第１位未満を四捨五入）

M ：車両重量（kg）

α：燃費基準達成率であって 0.8

β：燃料がガソリンの場合は 1.0、軽油の場合は 1.1、LP ガスの場合は 0.74

１３　判断の基準①イ及び配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第２項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

１４　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１５　「希少金属類」とは、昭和 59 年８月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をいう。

１６　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１７　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

１８　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１９　「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。

２０　ガソリンを燃料とする自動車にあっては、バイオエタノール混合ガソリン（E3、E10及びETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

２１　軽油を燃料とする自動車にあっては、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）及びリニューアブルディーゼル（RD）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

２２　判断の基準①イについては、令和９年３月31日まで経過措置を設けることとし、この期間においては適用はしない。

表１　ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区　　分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t以下）軽量貨物車	JC08モード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超）中量貨物車	JC08モード	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
	WLTCモード	2.55g/km以下	0.075g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	JC08モード	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	4.02g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

備考）１　粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

２　「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

３　「中量貨物車」とは、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

４　「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

５　排出ガスの測定モードに即しJC08モード又はWLTCモードのいずれかを満たすこと。

表２　ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車及びLPガス乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区　　分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が　741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が　741kg以上　856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が　856kg以上　971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が　971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上

車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上	18.2km/L以上	12.9km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上	12.1km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上	11.3km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上	14.9km/L以上	10.6km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	12.7km/L以上	14.0km/L以上	10.0km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	11.9km/L以上	13.1km/L以上	9.3km/L以上
車両重量が2,271kg以上	10.6km/L以上	11.7km/L以上	8.3km/L以上

表３　小型バス（車両総重量3.5t以下）に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区　　分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表４―１　ガソリン及びディーゼル小型貨物車に係る JC08 モード又は WLTC モード燃費基準

区分			燃費基準値	
変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	ガソリン	ディーゼル
	741kg未満	構造A	25.3km/L以上	27.8km/L以上
	741kg以上　856kg未満		22.5km/L以上	24.8km/L以上
	856kg以上　971kg未満		20.4km/L以上	22.5km/L以上
	971kg以上1,081kg未満		18.7km/L以上	20.6km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		16.7km/L以上	18.3km/L以上
	1,196kg以上		15.2km/L以上	16.7km/L以上
手　動　式	741kg未満	構造B	18.9km/L以上	20.8km/L以上
	741kg以上　856kg未満		18.4km/L以上	20.2km/L以上
	856kg以上　971kg未満		17.9km/L以上	19.7km/L以上
	971kg以上1,081kg未満		17.5km/L以上	19.2km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		15.0km/L以上	16.5km/L以上
	1,196kg以上1,311kg未満		13.6km/L以上	14.9km/L以上
	1,311kg以上1,421kg未満		12.5km/L以上	13.8km/L以上
	1,421kg以上1,531kg未満		11.6km/L以上	12.8km/L以上
	1,531kg以上1,651kg未満		10.9km/L以上	11.8km/L以上
	1,651kg以上1,761kg未満		10.4km/L以上	15.1km/L以上
	1,761kg以上1,871kg未満		9.9km/L以上	14.3km/L以上
	1,871kg以上1,991kg未満			13.7km/L以上

	1,991kg以上			13.1km/L以上
手動式以外のもの	741kg未満	構造B	18.4km/L以上	20.2km/L以上
	741kg以上　856kg未満		17.8km/L以上	19.6km/L以上
	856kg以上　971kg未満		17.3km/L以上	19.0km/L以上
	971kg以上1,081kg未満		16.8km/L以上	18.5km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		14.7km/L以上	16.1km/L以上
	1,196kg以上1,311kg未満		13.2km/L以上	14.6km/L以上
	1,311kg以上1,421kg未満		12.2km/L以上	13.4km/L以上
	1,421kg以上1,531kg未満		11.3km/L以上	12.4km/L以上
	1,531kg以上1,651kg未満		10.5km/L以上	11.6km/L以上
	1,651kg以上1,761kg未満		10.0km/L以上	12.6km/L以上
	1,761kg以上1,871kg未満		9.5km/L以上	12.3km/L以上
	1,871kg以上1,991kg未満		9.2km/L以上	12.2km/L以上
	1,991kg以上2,101kg未満			12.0km/L以上
	2,101kg以上			11.7km/L以上

備考）　1　「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。

ア　最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

イ　乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ウ　運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2　「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。以下同じ。

表４－２　LPガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

区分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手　動　式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
			構造B	13.3km/L以上
		703kg以上　828kg未満	構造A	14.1km/L以上
			構造B	13.1km/L以上
		828kg以上		12.1km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	14.8km/L以上
			構造B	12.7km/L以上
		703kg以上　828kg未満	構造A	12.9km/L以上
			構造B	12.1km/L以上
		828kg以上		11.7km/L以上
軽量貨物車	手　動　式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
中量貨物車（車両総重量が2.5t	手　動　式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上
			構造B	9.6km/L以上

以下のものに限る）		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上
		1,516kg以上		7.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
			構造B	8.8km/L以上
		1,266kg以上		8.1km/L以上

表５　路線バス、一般バス（車両総重量 3.5t 超）に係る JH25 モード燃費基準

区　　分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が3.5t超 6t以下	6.79km/L以上	9.06km/L以上
車両総重量が　6t超 8t以下		7.34km/L以上
車両総重量が　8t超10t以下	5.99km/L以上	6.05km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下	5.51km/L以上	5.76km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下	5.01km/L以上	5.03km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下	4.29km/L以上	5.02km/L以上
車両総重量が 16t超		4.88km/L以上

備考）１　「路線バス」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。

２　「一般バス」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって、路線バス以外の自動車をいう。

表６　トラック等（車両総重量3.5t超）に係るJH25モード燃費基準

区　　分	最大積載量	燃費基準値
車両総重量が3.5t超7.5t以下	最大積載量が1.5t以下	12.78km/L以上
	最大積載量が1.5t超2t以下	11.33km/L以上
	最大積載量が2t超3t以下	10.06km/L以上
	最大積載量が3t超	9.41km/L以上
車両総重量が7.5t超8t以下		7.97km/L以上
車両総重量が　8t超10t以下		7.09km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下		7.07km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下		6.10km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下		5.60km/L以上
車両総重量が 16t超20t以下		4.64km/L以上
車両総重量が 20t超		4.20km/L以上

表７　トラクタ（車両総重量3.5t超のけん引自動車）に係るJH25モード燃費基準

区　　分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトラクタ	2.95km/L以上
車両総重量が20t超のトラクタ	2.20km/L以上

(2) 目標の立て方

乗用車にあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタにあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１３－２ タイヤ

(1) 品目及び判断の基準等

乗用車用タイヤ	【判断の基準】 ①次の要件を満たすこと。 ア．基準値１は、転がり抵抗係数が7.7以下であること。 イ．基準値２は、転がり抵抗係数が9.0以下であること。 ②車外騒音性能が表に示したタイヤのサイズごとの基準値以下であること。 ③スパイクタイヤでないこと。 【配慮事項】 ①製品の長寿命化に配慮されていること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。

２　「転がり抵抗係数」の試験方法は、ISO 28580 による。

３　「車外騒音性能」の試験方法は、ISO 13325 による。ただし、国際連合欧州経済委員会の「タイヤの車外騒音・ウェット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則第 117 号（以下 UN R117」という。)」による規制の対象外となるタイヤには判断の基準②を適用しない。

４　判断の基準①については、ISO 23671 に基づき基準タイヤ対比によるウェットグリップ指数を算出し、100 倍したウェットグリップ性能が 110 以上であるタイヤとする。

５　判断の基準③は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するというスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成２年法律第 55 号）の趣旨を踏まえたものである。

６　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

７　配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

表　車外騒音（通過騒音）性能の基準

断面幅の呼び	車外騒音性能の基準値【ｄB(A)】
185 以下	70
185 超 245 以下	71
245 超 275 以下	72
275 超	74

備考）シビアスノータイヤ（UN R117 に規定される性能要件を満たすスノータイヤ。スタッドレスタイヤを除く。)、エクストラロードタイヤ及びレインフォースタイヤ（ISO 4000-1 に規定された標

準空気圧より高い空気圧でより大きい荷重を支えるように設計されたタイヤ）又はこれらの組み合わせについては、表の基準値に 1dB(A)加算するものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度における乗用車用タイヤの調達総量（本数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

１３－３ エンジン油

(1) 品目及び判断の基準等

２サイクルエンジン油	【判断の基準】 ①生分解度が28日以内で60%以上であること。 ②魚類による急性毒性試験の96時間LC_{50}値が100mg/L以上であること。 【配慮事項】 ①製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考） １　生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。

※OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン
- 301B（CO_2 発生試験）
- 301C（修正 MITI(Ⅰ)試験）
- 301F（Manometric Respirometry 試験）

※ASTM（アメリカ材料試験協会）
- D5864（潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法）
- D6731（密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法）

２　魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

※JIS
- K 0102-5（魚類急性毒性試験）
- K 0420-71 シリーズ（10、20、30）

（水質-淡水魚［ゼブラフィッシュ（真骨類，コイ科)］に対する化学物質の急性毒性の測定-第１部：止水法、第２部：半止水法、第３部：流水法）

※OECD（経済協力開発機構）
- 203（魚類急性毒性試験）

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081（水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法: サンプル準備及び結果解釈） の方法などを参考に調製された WAF（水適応性画分）や WSF（水溶解性画分）を試料として使ってもよい。この場合、96 時間 LL_{50} 値が 100mg/L 以上であること。

(2) 目標の立て方

当該年度における調達総量（リットル）に占める基準を満たす物品の数量（リットル）の割合とする。

１４．消火器

(1) 品目及び判断の基準等

消火器	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア.消火薬剤に､再生材料が重量比で40%以上使用されていること。 イ．製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤消火器の設置台又は収納箱等にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが使用されていること。また、使用後に製品とともに回収され、再使用、再生利用が行われること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り単一素材化が図られていること。また、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末（ABC）消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年９月 17 日自治省令第 27 号）による粉末消火器であって、A 火災、B 火災及び電気火災の全てに適用するものをいい､エアゾール式簡易消火具､船舶用消火器、航空用消火器は含まない。）とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。

２　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者等が自主的に廃消火器を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者等における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収するこ

と。

3　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.127「消火器 Version2」に係る認定基準をいう。

4　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

6　配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

7　配慮事項⑤は、消火器の設置に当たり、設置台又は収納箱等を併せて導入する場合に適用する。

8　調達を行う各機関は、消火器の設置、保守及び廃棄までを一括して行う役務の調達について検討を行うこと。

(2) 目標の立て方

当該年度の消火器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

１５．制服・作業服等

(1) 品目及び判断の基準等

制服 作業服 帽子	【判断の基準】 〇繊維（天然繊維及び化学繊維）を使用した製品について、基準値１は①及び②から⑦のいずれかの要件を、基準値２は②から⑦のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ．製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ③故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④故繊維から得られるポリエステル繊維を除く、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。 ⑤再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ポリエステル繊維重量比で50%以上、かつ、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、ポリエステルを除く繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。 ⑥植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で30%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が12%以上であること。 ⑦エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品について環境配慮設計がなされていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
靴	【判断の基準】 〇甲部に繊維（天然繊維及び化学繊維）を使用した製品について基準値１は①及び②から⑦のいずれかの要件を、基準値２は②から⑦のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ．製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ③故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量

	比で10%以上使用されていること。 ④故繊維から得られるポリエステル繊維を除く、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、甲材の繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。 ⑤再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上、かつ、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、ポリエステルを除く甲材の繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。 ⑥植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で30%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が12%以上であること。 ⑦エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品について環境配慮設計がなされていること。 ②甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

２　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

３　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

４　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸、芯地等の付属品の重量を除いたものをいう。
　なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

５　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

６　「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

７　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

８　「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

９　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

１０　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１１　制服、作業服、帽子及び靴に係る判断の基準①アの定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１２　制服、作業服及び帽子に係る判断の基準⑦の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.103「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。

１３　靴に係る判断の基準⑦の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.143「靴・履物 Version1」に係る認定基準をいう。

１４　「甲材」とは、JIS S 5050（革靴）の付表１「各部の名称」のつま革、飾革、腰革、べろ、一枚甲及びバックステーの部分に該当する部位材料をいう。

１５　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１６　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

１７　制服、作業服、帽子及び靴に係る配慮事項①の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

１８　調達を行う各機関は、制服又は作業服のクリーニング等を行う場合には、次の事項に十分留意すること。

ア．クリーニングに係る判断の基準（クリーニング参照）を満たす事業者を選択すること。

イ．JIS L 0001（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。

１９　制服、作業服、帽子及び靴に係る判断の基準②から⑥については令和８年度１年間は

経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和７年１月 28 日閣議決定）の制服、作業服、帽子及び靴に係る判断の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。

⑵ 目標の立て方

①制服及び作業服にあっては、当該年度における調達総量（着数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする。

②帽子にあっては、当該年度における調達総量（点数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

③靴にあっては、当該年度における調達総量（足数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（足数）の割合とする。

１６．インテリア・寝装寝具

１６－１ カーテン等

(1) 品目及び判断の基準等

カーテン 布製ブラインド	【判断の基準】 〇使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品について、基準値１は①及び③から⑥のいずれかの要件を、基準値２は②から⑥のいずれかの要件を満たすこと。 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ④再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品について環境配慮設計がなされていること。 ③臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ④製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
金属製ブラインド	【判断の基準】 〇日射反射率が表に示された数値以上であること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

２　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

３　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

４　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からフック、ランナー、ブラケット、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

５　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

６　「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

７　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

８　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

９　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

１０　カーテン及び布製ブラインドに係る判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、

商品類型No.104「家庭用繊維製品 Version3」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準の４－1－1.（３）①及び②を満たす製品については、判断の基準②から⑤によらず、判断の基準を満たすものとみなす。

１１　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１２　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１３　カーテン及び布製ブラインドに係る配慮事項②の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

１４　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

１５　「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

１６　日射反射率の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度L*の測定及び算出方法は、JIS Z 8781-4にそれぞれ準ずるものとする。

１７　調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

表　日射反射率の基準

明度L*値	日射反射率（%）
70.0以下	40.0
70.0超80.0以下	50.0
80.0超	60.0

(2) 目標の立て方

カーテン及び布製ブラインドにあっては、当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用したカーテン及び布製ブラインドの調達総量（枚数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

金属製ブラインドにあっては、当該年度における金属製ブラインドの調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

１６－２ カーペット

(1) 品目及び判断の基準等

タイルカーペット	【判断の基準】 〇基準値１は①及び②又は③の要件を、基準値２は②又は③の要件を満たすこと。 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ．製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ③エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ②製品について環境配慮設計がなされていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ニードルパンチカーペット タフテッドカーペット 織じゅうたん	【判断の基準】 〇ニードルパンチカーペットにあっては、①から③のいずれかの要件を、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあっては①又は③の要件を満たすこと。 ①未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ③エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ③製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ④製品について環境配慮設計がなされていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ

	及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。

２　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

３　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

４　「故繊維から得られる繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生された繊維をいう。

５　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

６　「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

７　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

８　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

９　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１０　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

１１　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

１２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度

に対する比を示す数値をいう。

１３　タイルカーペットに係る判断の基準①ア、タフテッドカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットに係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１４　タイルカーペットに係る判断の基準③の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.123「建築製品（内装工事関係用資材） Version2」に係る認定基準をいう。

１５　ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット及び織じゅうたんに係る判断の基準③の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.104「家庭用繊維製品 Version3」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準の４－1－1.（３）①及び②を満たす製品については、判断の基準①又は②によらず、判断の基準を満たすものとみなす。

１６　タイルカーペットに係る配慮事項①、タフテッドカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットに係る配慮事項②の「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。

１７　オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM)、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

１８　タイルカーペットに係る配慮事項②、ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット及び織じゅうたんに係る配慮事項④の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

(2) 目標の立て方

タイルカーペットにあっては、当該年度の調達総量（m^2）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（m^2）の割合とする。

ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあっては、当該年度の調達総量（m^2）に占める基準を満たす物品の数量（m^2）の割合とする。

１６－３ 毛布等

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	【判断の基準】 〇使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品について、基準値１は①及び②から④のいずれかの要件を、基準値２は②から④のいずれかの要件を満たすこと。 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品について環境配慮設計がなされていること。 ③製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ふとん	【判断の基準】 〇基準値１は①及び②から④のいずれかの要件を、基準値２は②から④のいずれかの要件を満たすこと。 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 イ．再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。 ③使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で 80%以上使用されていること。 ④エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

	【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品について環境配慮設計がなされていること。 ③製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

２　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
　なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

３　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

４　「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

５　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

６　「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

７　ふとんの判断の基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充てんされているものをいう。

８　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

９　毛布及びふとんに係る判断の基準④の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.104「家庭用繊維製品 Version3」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準の４－1－1.（３）①及び②を満たす製品については、判断の基準②又は③によらず、判断の基準を満たすものとみなす。

１０　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１１　毛布及びふとんに係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１２　毛布及びふとんに係る配慮事項②の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

１３　調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

(2) 目標の立て方

①毛布にあっては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

②ふとんにあっては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用したふとん又は再使用した詰物を使用したふとんの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

１６－４ ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

ベッドフレーム	【判断の基準】 〇金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと、又は④の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、イ及びウ、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ②次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア．間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ．間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ．上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 エ．材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/㎡ h 以下又はこれと同等のものであること。 ③次の要件を満たすこと。 ア．紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ．紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ．上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ④エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易、耐久性の向上等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ③材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

マットレス	【判断の基準】 〇次の①から④の要件又は⑤の要件を満たすこと。 ①詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 イ．再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ウ．植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ②フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。 ③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ④ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

２　高度医療に用いるもの（手術台、ICU ベッド等）については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

３　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

５　「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

６　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

７　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

８　「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

９　放散速度が 0.02mg/㎡h 以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した JIS 又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、Ｆ☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1102 に適合する住宅用普通ベッドは、本基準を満たす。

イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

１０　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１１　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

１２　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１３　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

１４　「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）。

１５　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

１６　「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

１７　ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

１８　ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。

１９　ベッドフレームに係る判断の基準②イについては、クリーンウッド法の対象物品に適用することとする。

２０　ベッドフレームに係る判断の基準③ウについては、クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しないこととする。

２１　ベッドフレームに係る判断の基準④及びマットレスに係る判断の基準⑤の「エコマー

ク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.130「家具 Version2」に係る認定基準をいう。

２２　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

２３　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

２４　マットレスに係る配慮事項③の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

２５　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。

ア．クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

イ．クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。

ただし、平成 18 年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年１回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

１７．作業手袋

(1) 品目及び判断の基準等

作業手袋	【判断の基準】 〇主要材料が繊維（天然繊維及び化学繊維）の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ②故繊維から得られる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。 ②漂白剤を使用していないこと。 ③製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ④製品について環境配慮設計がなされていること。

備考）１　「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

２　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

３　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

４　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

５　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

６　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

７　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分

全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

８　「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

９　判断の基準⑤の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.103「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。

１０　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１１　配慮事項③の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１２　配慮事項④の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度における作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の数量（双）の割合とする。

１８．その他繊維製品

１８－１ テント・シート類

(1) 品目及び判断の基準等

集会用テント	【判断の基準】 〇使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品について、基準値１は①及び②から⑤のいずれかの要件を、基準値２は②から⑤のいずれかの要件を満たすこと。 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品について環境配慮設計がなされていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ブルーシート	【判断の基準】 〇使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品について、基準値１は①及び②又は③の要件を、基準値２は②又は③の要件を満たすこと。 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ．製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生ポリエチレン繊維が、製品全体重量比で50%以上使用されていること。 ③エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品について環境配慮設計がなされていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ

	及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

２　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からポール、ファスナ、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

　なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

３　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

４　「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

５　「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

６　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

７　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

８　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

９　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量又は製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比又は製品全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

１０　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収するこ

と。

１１　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１２　ブルーシートに係る判断の基準①ア及び集会用テントに係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１３　集会用テントに係る判断の基準⑤の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.104「家庭用繊維製品 Version3」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準の４－1－1.（３）①及び②を満たす製品については、判断の基準②から④によらず、判断の基準を満たすものとみなす。

１４　ブルーシートに係る判断の基準③の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.128「日用品 Version1」に係る認定基準をいう。

１５　集会用テントに係る配慮事項②及びブルーシートに係る配慮事項①の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用している集会用テント又はポリエチレン繊維を使用しているブルーシートの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の各品目の数量（点数）の割合とする。

１８－２ 防球ネット

(1) 品目及び判断の基準等

防球ネット	【判断の基準】 〇使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④再生ポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③製品について環境配慮設計がなされていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考） １ 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

２ 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

３ 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

４ 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

５　「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

６　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

７　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

８　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

９　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

１０　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

１１　判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.105「工業用繊維製品 Version3」に係る認定基準をいう。

１２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１３　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１４　配慮事項③の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

⑵ 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用している防球ネットの調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

１８－３ 旗・のぼり・幕類

(1) 品目及び判断の基準等

旗 のぼり 幕	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ③製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ④製品について環境配慮設計がなされていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。

２　「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

３　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から棹、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原

料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

４　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

５　「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

６　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

７　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

８　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

９　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

１０　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

１１　判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.105「工業用繊維製品 Version3」に係る認定基準をいう。

１２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１３　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１４　配慮事項④の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等に準拠して製品設計がなされているものとする。

⑵ 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用している旗、のぼり及び幕の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

１８－４ モップ

(1) 品目及び判断の基準等

モップ	【判断の基準】 〇繊維（天然繊維及び化学繊維）を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。 ③エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③製品について環境配慮設計がなされていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量」に含めてよい。

２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

３　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

４　「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

５　「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

６　「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

７　「回収及び再使用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用すること。

エ．回収された製品のうち再使用できない部分は、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル又はエネルギー回収すること。

８　判断の基準③の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.104「家庭用繊維製品 Version3」又は商品類型 No.167「清掃用資材 Version1」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であって「家庭用繊維製品 Version3」に係るエコマーク認定基準の４－1－1.（３）①及び②を満たす製品については、判断の基準①又は②によらず、判断の基準を満たすものとみなす。

９　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１０　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１１　配慮事項③の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

１９．設備

(1) 品目及び判断の基準等

太陽光発電システム（公共・産業用）	【判断の基準】 ①太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表１に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。 ②太陽電池モジュール及び周辺機器について、表２に示された項目について、情報が開示され、ウエブサイト等により、容易に確認できること。 ③発電電力量等が確認できるものであること。 ④太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。 ⑤パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び２分の１負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を５年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。 ⑥太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが３年以内であること。 ⑦太陽電池モジュールについては、表３に掲げた環境配慮設計の事前評価が行われており、その内容が確認できること。 ⑧修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計がなされていること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②来庁者の多い施設等に設置するものにあっては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。 ③設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。 ④特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。 ⑤太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑥重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。

２　「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960 において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。

セル実効変換効率＝モジュールの公称最大出力／（太陽電池セルの合計面積×放射照度）

太陽電池セルの合計面積＝１セルの全面積×１モジュールのセル数

放射照度＝1000W/㎡

１セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系

のセル全面積には集積部を含まない。

3　「定格負荷効率」「部分負荷効率」は JIS C 8961 に準拠して算出するものとする。

4　太陽電池モジュールの適格性確認試験及び形式認証については JIS C 61215-1、JIS C 61215-2、JIS C 61730-1、JIS C 61730-2 に加え、セルの形式に合わせて JIS C 61215-1-1～JIS C 61215-1-4 のうち一つに準拠するものとする。

5　判断の基準⑧の「長期使用が可能となる設計」とは、自社の同等の性能を有する従来機種と比較して、部品・材料の耐久性の向上、消耗品や部品の交換性の向上、保守・修理の容易化等を図るための設計がなされることにより、太陽光発電システムの長期使用を促すことをいう。ただし、架台等の従来機種と比較して耐久性の向上等を確認することが困難な場合は当該評価項目を除く。なお、長期使用のための保守点検・修理、維持管理に係る範囲、体制及び内容に関する情報提供については、判断の基準②において担保すること。

6　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 発電量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表２の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。

イ. 調達に当たっては、発電に係る機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては太陽光発電システムの長期使用等を踏まえつつ、架台の部分が過剰に大きくなることを避けるなど適切な設計を行うこと。

ウ. 太陽光発電システムの導入に当たっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあっては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。

エ. 調達に当たっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を設置事業者を通じ把握すること。

オ. 太陽光発電システムの更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化の観点から、蓄電池設備の導入について検討を行うこと。

カ. 太陽光発電システムによる長期安定的かつ効率的な発電が可能となるよう、適切に保守点検・修理及び維持管理を実施すること。また、必要に応じ、設備の更新について検討を行うこと。

キ. 使用済みの太陽光発電システムを撤去・廃棄する場合は、資源循環の観点から再使用又は再生利用に努めることとし、再使用又は再生利用できない部分については、重金属等有害物質の含有情報等を踏まえ、その性状等に応じた適正な処理を行うこと。

表１　太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準

区　　分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%
化合物系太陽電池	12.0%

表２　太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示（基準状態）	年間の推定発電電力量
		算定条件（用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等）

	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件（モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載）
		温度の影響（モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載）
		その他（配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載）
周辺機器	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式　等
	接続箱	形式　等
	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、（有の場合）回収・リサイクル方法
保守点検・修理、維持管理の要件	保守点検	範囲、体制、内容
	修理	範囲、体制、内容
	維持管理	範囲、体制、内容
モジュール及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項（使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等）　等
	保証体制	保証履行期限　等

表３　太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価方法等

目　　的	評 価 項 目	事前評価方法等
減量化・共通化	減量化	モジュールに使用する原材料を削減するため、質量を評価していること。
	部品の削減	モジュールに使用されている部品の点数・種類を評価していること。
	部品の共通化	他機種と共通化している部品の割合を評価していること。
再生資源の使用	再生資源の使用	モジュールに使用されている部品のうち、再生資源を使用した部品の割合を評価していること。
長期使用	耐久性の向上	モジュールの信頼性試験結果を評価していること。
	耐汚染性の向上	モジュールの表面の耐汚染性を評価していること。
撤去の容易性	撤去作業の容易性	使用済みモジュールの撤去が容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
再生資源等の活用	リサイクル可能率の向上	モジュール全体質量のうち、リサイクル可能な部品や材料の質量の比率を評価していること。
解体・分別処理の容易化	フレーム解体の容易性	分別処理のために、モジュールのフレームの解体が容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
	フレーム解体で取り外すネジの数量・種類の削減	フレーム解体時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	フレーム解体のための情報提供	フレームを取り外す際に、フレームの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	端子箱解体の容易性	端子ボックスのモジュールからの取外しが容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
	端子箱解体で取り外すネジの数量・種類の削減	端子ボックスの取外し時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	端子箱解体のための情報提供	端子箱を取り外す際に、端子ボックスの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。

環境保全性	環境負荷物質等の減量化	モジュールに含まれる環境負荷物質、適正処理・リサイクル処理に当たって負荷要因となる原材料の質量を評価していること。
情報の提供	使用、保守点検、安全性に関する情報提供	使用上の注意、故障診断及びその措置、保守点検・修理、安全性等に関する情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報提供	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
ライフサイクルの各段階における環境負荷低減	ライフサイクルアセスメントの実施	資源採取、製造段階、使用段階、撤去、解体、適正処理・リサイクルまでの一連のライフサイクルの各段階における環境負荷を定量的に評価していること。

太陽熱利用システム（公共・産業用）	【判断の基準】 〇次の①及び②の要件、又は③の要件を満たすこと。 ①日集熱効率が次の要件を満たすこと。 ア．基準値１は、表１の基準値１の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。 イ．基準値２は、表１の基準値２の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。 ②集熱器及び周辺機器について、表２に示された項目が、ウエブサイト等により、容易に確認できること。 ③エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。 ③原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ④設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。 ⑤外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑥重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。加えて、プラスチック代替素材の活用等により、プラスチック使用の削減が図られていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。

２　「日集熱効率」とは、集熱器の１日の単位面積当たりの集熱量（集熱媒体平均温度から、周囲温度を差し引いた値が 10K かつ日射量が 20,000kJ/(㎡・日)であるときの値を JIS A 4112 に準拠して算出したもの）を、集熱器総面積に入射する単位面積当たりの太陽放射エネルギー又はソーラーシミュレーターによって受けるエネルギーの１日の積分値で除した値をいう。

３　判断の基準③の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型 No.154「太陽熱利用システム Version1」に係る認定基準をいう。なお、判断の基準①アを満たし、かつ、判断の基準③を満たす場合は基準値１とする。

４　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

５　配慮事項③の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

６　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表２の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。

イ. 調達に当たっては、集熱に係る機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。

ウ. 太陽熱利用システムの導入に当たっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。

エ. 調達に当たっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を設置事業者を通じ把握すること。

オ. 長期安定的かつ効率的な利用が可能となるよう、適切に保守点検・修理及び維持管理を実施すること。また、必要に応じ、設備の更新について検討を行うこと。

カ. 使用済みの太陽熱利用システムを撤去・廃棄する場合は、資源循環の観点から再使用又は再生利用に努めることとし、再使用又は再生利用できない部分については、廃棄方法、廃棄時の注意事項等の提供情報を踏まえ、適正な処理を行うこと。

表１　集熱器に係る日集熱効率の基準

集熱器の区分			日集熱効率	
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体		基準値１	基準値２
液体	平板形透過体付き		60%以上	40%以上
	真空ガラス管形		50%以上	40%以上
空気	平板形	透過体付き	40%以上	30%以上
		透過体なし	－	10%以上
太陽光発電機能付き	－		－	10%以上

備考）　空気集熱式の集熱器であって平板形透過体なしのもの及び太陽光発電機能付き集熱器に係る判断の基準は基準値２のみとする。

表２　　太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量
		算定条件（用いた日射量データ、集熱器及び蓄熱槽の損失等）
	集熱量が判断の基準①を満たさない条件及び要因	影の影響、日射条件（集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について、具体的に記載）
		温度の影響（集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載）
		その他（配管や配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載）
集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項（使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等）　等
	保守点検	保守点検の条件（点検の頻度等）　等
	保証体制	保証条件（修理・交換の対応範囲、内容）、保証履行期限　等

燃料電池	【判断の基準】 〇商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。 【配慮事項】 〇分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
エネルギー管理システム	【判断の基準】 〇建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステムであること。 【配慮事項】 〇設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。
生ゴミ処理機	【判断の基準】 〇バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 ③処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。

節水器具	【判断の基準】 ＜共通事項＞ ①電気を使用しないこと。 ②吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。 ＜個別事項＞ ①節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。 ア．ハンドルを 120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20%を超え 70%以下の吐水流量であること。 イ．ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70%以上の吐水流量であること。 ②定流量弁にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は 8L/分以下であること。 イ．水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 ウ．定流量弁 1 個は、水栓 1 個に対応していること。 ③泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。 ア．水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。 イ．水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において 5L/分以上の吐水流量であること。 ④流量調整弁にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の 80%以下であること。 イ．水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。 ウ．水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 【配慮事項】 ①取替用のコマにあっては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。 ②使用用途における従前どおりの使用感であること。

備考）１　「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。

２　本項の判断の基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径 13 の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。また、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えるものであること。

３　「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものをいう。

４　本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるも

のであって、ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁とする。

5　本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップとする。

6　「流量調整弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものであって、止水栓より吐水口側に設置することにより節水が図れる弁をいう。

7　判断の基準＜個別事項＞①の吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。

表　流量調整弁に係る機器設置場所別の吐水流量

機器設置場所	吐水流量
洗面所	5L/分
台所・調理場	5L/分
シャワー	8L/分

給水栓	【判断の基準】 ①節水コマ内蔵水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．ハンドルを 120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20%を超え 70%以下の吐水流量であること。 イ．ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70%以上の吐水流量であること。 ウ．電気を使用しないこと。 ②定流量弁内蔵水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は 8L/分以下であること。 イ．水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 ウ．電気を使用しないこと。 ③泡沫機能付水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。 イ．水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において 5L/分以上の吐水流量であること。 ウ．電気を使用しないこと。 ④時間止め水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．設定した時間に達すると自動的に止水すること。 イ．次の性能を有していること。 ｜(設定時間－実時間)／設定時間｜≦0.05 ⑤定量止め水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．次の性能を有していること。 ｜(設定吐水量－実吐水量)／設定吐水量｜≦0.2 イ．電気を使用しないこと。

	⑥自動水栓（自己発電機構付）にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。 イ．水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。 ウ．単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。 ⑦自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。 イ．水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。 ⑧手元止水機構を有する水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．吐水切替機能、流量及び温度の調節機能から独立して吐水及び止水操作ができる機構を有していること。 イ．ボタンやセンサーなどのスイッチによって使用者の操作範囲内で吐水及び止水操作だけができること。 ⑨小流量吐水機構を有する水栓にあっては、吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．流水中に空気を混入させる構造を持たないものにあっては、0.6N以上であること。 イ．流水中に空気を混入させる構造を持つものにあっては、0.55N以上であること。 ⑩水優先吐水機構を有する水栓にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造であること。 イ．吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平で、かつ、レバーハンドルが水平から上方45°までの角度で湯が吐出しない構造であること。 ウ．湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造であること。 【配慮事項】 〇製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「節水コマ内蔵水栓」とは、給水栓において、節水を目的として製作されたコマを内蔵した水栓をいう。普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。

２　「定流量弁内蔵水栓」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものを内蔵した水栓をいう。

３　「泡沫機能付水栓」とは、水流にエアーを混入することにより、節水が図れる水栓をいう。

４　「時間止め水栓」とは、設定した時間に達すると自動的に止水する水栓をいう。

５　「定量止め水栓」とは、浴槽などへの貯水及び貯湯に用い、ハンドルで設定した所定の水量で自動的に止水する水栓をいう。

６　「自動水栓」とは、光電式などのセンサー、電磁弁などを組み込み、自動的に開閉する給水栓をいう。なお、水用と湯用があり、また、自己発電機構により作動するものとAC100Vの電源又は乾電池を使用するものがある。

７　「節湯水栓」とは、サーモスタット湯水混合水栓（あらかじめ温度調整ハンドルによって吐水温度を設定することにより、湯水の圧力及び温度変動などがあった場合でも、湯水の混合量を自動的に調整し、設定温度の混合水を供給する機構を組み込んだ湯水混合水栓)、ミキシング湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水温度の調整ができる湯水混合水栓）又はシングル湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水、止水、吐水流量及び吐水温度の調節ができる湯水混合水栓）であって、流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にあり湯の使用量を削減できる水栓をいい、手元止水機構を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓、又は水優先吐水機構を有する水栓などの型式を総称するもの。

８　「手元止水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓であって、使用者の操作範囲内で吐水及び止水ができる水栓（シャワー部を含む。）をいう。

９　「小流量吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓において小流量吐水性能を持つ水栓（シャワー部を含む。）をいう。

１０　「水優先吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓及び洗面水栓において、意図しない操作による湯の使用を削減する水栓をいう。

１１　吐水流量の試験方法は、JIS B 2061の吐水流量試験に準ずるものとする。

１２　定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061の定量止水性能試験に準ずるものとする。

１３　止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。

１４　調達する各機関は、湯用の自動水栓の調達に当たって、水道直圧式（瞬間式）のガス給湯器・石油給湯器では湯側流量が着火流量に満たない可能性があることに十分留意すること。

日射調整フィルム 低放射フィルム	【判断の基準】 ①日射調整フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。 ア．遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。 イ．熱貫流率は5.9W/(㎡･K)未満であること。 ②低放射フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。 ア．可視光線透過率は60%以上であること。 イ．熱貫流率は4.8W/(㎡･K)以下であること。 ③日射調整性能及び低放射性能について、適切な耐候性が確認されていること。 ④貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ⑤上記①、③及び④並びに②、③及び④について、ウエブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。

	⑥フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。 【配慮事項】 〇遮蔽係数が可能な限り低いものであること。

備考）１　「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。

２　「低放射フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、断熱機能を持ったフィルムをいう。

３　遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759 による。

４　判断の基準①アにおいて、可視光線透過率が 70%以上の場合は、遮蔽係数は 0.8 未満とする。

５　日射調整性能及び低放射性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759 に規定された耐候性試験において 1,000 時間の試験を実施し、日射調整性能については、遮蔽係数の変化が判断の基準①アに示されたものから±0.10 の範囲であること、また、低放射性能については、熱還流率の変化が判断の基準②イに示されたものから±0.40W/(㎡･K)の範囲であること。

６　「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。併せて、年間を通じた環境負荷に関する情報を開示すること。

７　調達を行う各機関は、次の事項に留意すること。

ア．ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム１・２級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。

イ．電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。

ウ．著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。

エ．照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。

テレワーク用ライセンス	【判断の基準】 〇インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントであること。 【配慮事項】 〇テレワークの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。

備考）１　「テレワーク」とは、情報通信技術を活用した、場所と時間に捕らわれない柔軟な働き方をいう。

２　テレワークの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、事務所等において使用するエネルギー等に対し、増加が見込まれる環境負荷としては家庭や拠点施設において使用するエネルギー等があげられ、これらの増減を比較して、環境負荷低減効果を算定することが望ましい。

Web 会議システム	【判断の基準】 ①インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること。 ②他の機関と相互に利用可能な会議システムであること。 【配慮事項】 ①Web会議システムの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。 ②オンライン名刺交換機能が導入できること。

備考） 1　「Web 会議システム」とは、テレワークを行っている職員であってもその他の職員と遜色なく業務を遂行できるよう、当該機関等で行われる会議への遠隔参加が可能となるシステムをいう。

2　Web 会議システムの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、紙資源の削減（ペーパーレス化）等があげられる。

地中熱利用システム	【判断の基準】 〇地中熱（地下水熱を含む。）を利用する設備であり、暖気・冷気、温水・冷水、冷媒、不凍液等によって空気調和・給湯及び融雪を行うものであること。地中熱設備整備に際し、地下水熱利用を行う場合は、導入場所の地下水採取規制等を遵守の上、適切な設計及び運用を行うこと。 【配慮事項】 ①地下水・地盤環境を継続的にモニタリング可能であること。 ②地中熱利用ヒートポンプシステムの効率（成績係数）が高いこと。 ③ライフサイクル全体における環境負荷の低減を考慮していること。

備考）　「地中熱（地下水熱を含む。）」とは、地中浅部の一年を通して温度が安定している地中（地下水を含む。）の熱を利用するものをいう。

(2) 目標の立て方

①太陽光発電システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量（kW）とする。

②太陽熱利用システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす基準値１及び基準値２それぞれの物品の総集熱面積（㎡）とする。

③太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量（kW）及び総集熱面積（㎡）とする。

④地中熱利用システムにあっては、当該年度における総調達件数とする。

⑤燃料電池にあっては、当該年度における総設備容量（kW）とする。

⑥エネルギー管理システムにあっては、当該年度における総調達件数とする。

⑦生ゴミ処理機にあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約及び食堂運営受託者による導入を含む。）総量（台数）とする。

⑧節水器具にあっては、当該年度における総調達量（個）に占める基準を満たす物品の数量（個）の割合とする。
⑨給水栓にあっては、当該年度における総調達量（個）に占める基準を満たす物品の数量（個）の割合とする。
⑩日射調整フィルムにあっては、当該年度における総調達面積（㎡）に占める基準を満たす物品の面積（㎡）の割合とする。
⑪低放射フィルムにあっては、当該年度における総調達面積（㎡）に占める基準を満たす物品の面積（㎡）の割合とする。
⑫テレワーク用ライセンスにあっては、当該年度における調達による基準を満たす総調達件数（ライセンス数）とする。
⑬Web会議システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす総調達件数（システム数）とする。

２０．災害備蓄用品

２０－１ 災害備蓄用品（飲料水）

(1) 品目及び判断の基準等

災害備蓄用飲料水	【判断の基準】 ①次の要件を満たすこと。 ア．基準値１は、賞味期限が10年以上であること。 イ．基準値２は、賞味期限が５年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ①回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③使用する容器、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「災害備蓄用飲料水」は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。

２　判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。

３　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

４　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．災害備蓄用飲料水の調達に当たり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勘案すること。

イ．災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

ウ．納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

エ．災害備蓄用の飲料水は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。

５　ペットボトル容器にあっては、使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PET ボトルリサイクル推進協議会作成の「指定 PET ボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する災害備蓄用飲料水の総調達量（本数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

２０－２ 災害備蓄用品（食料）

(1) 品目及び判断の基準等

アルファ化米 保存パン 乾パン	【判断の基準】 ①賞味期限が５年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 〇回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
レトルト食品等	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．賞味期限が５年以上であること。 イ．賞味期限が３年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 〇回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
栄養調整食品 フリーズドライ食品	【判断の基準】 ①賞味期限が３年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 〇回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、災害備蓄用品として調達するものに限る。

２　「レトルト食品等」とは、気密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。

３　「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。

４　「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断の基準①については、市場動向を勘案しつつ今後見直しを実施することとする。

５　判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。

６　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

７　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

イ．納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

ウ. 災害備蓄用の食料は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度に調達する総調達量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

２０－３ 災害備蓄用品（生活用品・資材等）

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	【判断の基準】 〇使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③製品について環境配慮設計がなされていること。 ④製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
作業手袋	【判断の基準】 〇主要材料が繊維（天然繊維及び化学繊維）の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ②故繊維から得られる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止

	め塗布加工部分を除く。)。 ②漂白剤を使用していないこと。 ③製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ④製品について環境配慮設計がなされていること。
テント	【判断の基準】 〇使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③製品について環境配慮設計がなされていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ブルーシート	【判断の基準】 〇使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生ポリエチレン繊維が、製品全体重量比で50%以上使用されていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル

	における温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③製品について環境配慮設計がなされていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

２　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

３　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

４　「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

５　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

６　「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

７　「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

８　「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量又は製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比又は製品全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。

９　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１０　「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

１１　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１２　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）す

るルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

１３　毛布に係る判断の基準④及びテントに係る判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.104「家庭用繊維製品 Version3」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準の４－1－1.（３）①及び②を満たす製品については、判断の基準②又は③によらず、判断の基準を満たすものとみなす。

１４　作業手袋に係る判断の基準⑤の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.103「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。

１５　ブルーシートに係る判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.128「日用品 Version1」に係る認定基準をいう。

１６　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１７　定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１８　環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。

１９　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

２０　調達を行う各機関は災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

備蓄用作業服	【判断の基準】 〇使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックから得られる合成繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①保管スペースの狭小化を図るため、製品の小型化及び軽量化等がなされていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ

	及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「備蓄用作業服」は、災害時において作業に従事する場合に作業者が着用することにより安全を確保することを目的として備蓄するものであって防護服を含む。

２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）

３　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」に含めてよい。

４　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.103「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。

一次電池	【判断の基準】 ①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②使用推奨期限が５年以上の製品仕様であること。 【配慮事項】 ①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「一次電池」は、我が国における形状の通称「単１形」「単２形」「単３形」又は「単４形」とする。

２　「最小平均持続時間」は、JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、判断の基準①を満たす。

３　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

４　配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

５　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

６　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

イ．納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与え

る等の配慮を行う契約方法について検討すること。

表　一次電池に係る最小平均持続時間

通称	主な用途など	放電試験条件			最小平均持続時間
		放電負荷	1日当たりの放電時間	終止電圧	初度
単1形	携帯電灯	2.2Ω	注１	0.9V	750分
	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V	16時間
	ポータブルステレオ	600mA	2時間	0.9V	11時間
単2形	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	14時間
	携帯電灯	3.9Ω	注１	0.9V	790分
	ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9V	8時間
単3形	高負荷機器	1,500mW 650mW	注２	1.05V	40回
	携帯電灯（LED）	3.9Ω	注３	0.9V	230分
	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	5時間
	玩具（モーターなし）	250mA	1時間	0.9V	5時間
	CDプレーヤ・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9V	15時間
	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注４	1.0V	30時間
単4形	携帯電灯	5.1Ω	注３	0.9V	130分
	モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8V	120分
	デジタルオーディオ	50mA	注５	0.9V	12時間
	リモコン	24Ω	注６	1.0V	14.5時間

備考）初度の最小平均持続時間に対する12か月貯蔵後の最小平均持続時間の比率は90%以上であること。

注１：4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注２：5分放電（1,500mWの2秒放電・650mWの28秒放電の交互放電）・55分放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注３：4分放電・56分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注４：1時間放電・7時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注５：1時間放電・11時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注６：15秒放電・45秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

非常用携帯燃料	【判断の基準】 ①品質保証期限が５年以上であること。 ②名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

２　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組

みを構築すること。

イ．納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

携帯発電機	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．ガソリンエンジンを搭載する発電機（天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。）にあっては、排出ガスが表１に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。 イ．ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては、排出ガスが表２に示された基準値以下であること。 ②騒音レベルが98デシベル以下であること。 ③連続運転可能時間が３時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあっては１時間以上であること。 【配慮事項】 ①燃料消費効率が可能な限り高いものであること。 ②使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。 ③製品の小型化及び軽量化が図られていること。 ④製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が 3kVA 以下の発動発電機とする。

２　騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法」（平成９年建設省告示第 1537 号）による。

３　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

４　調達を行う各機関は、発電する電気の周波数に留意すること。

表１　ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排気量の区分	排出ガス基準値（g/kWh）	
	HC+NOx	CO
66cc 未満	50	610
66cc 以上 100cc 未満	40	
100cc 以上 225cc 未満	16.1	
225cc 以上	12.1	

備考）排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の G2 モードによる。

表２　ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排出ガス基準値（g/kWh）		
NMHC+NOx	CO	PM
7.5	8	0.4

備考）排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の D2 モードによる。

非常用携帯電源	【判断の基準】 ①電気容量が 100Wh 以上であること。 ②保証期間又は使用推奨期限が５年以上であること。 【配慮事項】 〇分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。

備考）本項の判断の基準の対象とする「非常用携帯電源」は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度の各品目の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

なお、集計に当たっては、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池については、通常業務において使用する本基本方針に示す特定調達品目との合計で行う。

２１．公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 ○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表１に示す資材（材料及び機材を含む。）、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。 【配慮事項】 ○資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

注）義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表１

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		（品目分類）	（品目名）	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表２
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	

			中温化アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		セメント	エコセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
		塗料	下塗用塗料（重防食）	
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
			高日射反射率塗料	
		防水	高日射反射率防水	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
			再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
		園芸資材	バークたい肥	
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
		道路照明	LED 道路照明	
		中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
		タイル	セラミックタイル	
		建具	断熱サッシ・ドア	
		製材等	製材	
			集成材	
			合板	

			単板積層材	
			直交集成板	
		フローリング	フローリング	
		再生木質ボード	パーティクルボード	
			繊維板	
			木質系セメント板	
		木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	
		ビニル系床材	ビニル系床材	
		断熱材	断熱材	
		照明機器	照明制御システム	
		変圧器	変圧器	
		空調用機器	吸収冷温水機	
			氷蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
			送風機	
			ポンプ	
		配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
			大便器	
		コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
			合板型枠	
	建設機械	―	排出ガス対策型建設機械	表３
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表４
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	

		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（表層）	路上表層再生工法	
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
		山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
	目的物	舗装	排水性舗装	表５
			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

表２【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 ①建設汚泥から再生された処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）及び「土壌の汚染に係る環境基準」（平成３年環境庁告示第46号）を満たすこと。
	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 〇天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。 【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 〇ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 〇ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	【判断の基準】 〇サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。 【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 〇天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。 【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考）「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。

備考）「フェロニッケルスラグ骨材」については、JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	銅スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。

備考）「銅スラグ骨材」については、JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考）「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 ○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考）「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。

備考）「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 ○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考）「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。

路盤材	再生骨材等	【判断の基準】 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 ①間伐材（林地残材・小径木等の再生資源を含む。）であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 ②林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあっては、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 ○林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあっては、原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考）間伐材の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。

混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 ○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。

備考）「高炉セメント」については、JIS R 5211 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

混合セメント	フライアッシュセメント	【判断の基準】 ○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。

備考）「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

セメント	エコセメント	【判断の基準】 ○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。

備考）１　「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。
２　「エコセメント」については、JIS R 5214 に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 ○透水係数 1×10^{-2}cm/sec以上であること。

備考）１　「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。
２　「透水性コンクリート」については、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品 附属書 B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様 B-1 平板）で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。

鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	【判断の基準】 ○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で 50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。 別表 種　類 転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む） 電気炉酸化スラグ 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 ○吹付けコンクリートであって、1m^3当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。
塗料	下塗用塗料（重防食）	【判断の基準】 ○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 ○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。
	高日射反射率塗料	【判断の基準】 ①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
２　近赤外波長域日射反射率、明度 L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675 による。
３　「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675 に適合する資材は、本基準を満たす。

表　近赤外波長域日射反射率

明度L*値	近赤外波長域日射反射率（%）
40.0以下	40.0
40.0を超え80.0未満	明度L*値の値
80.0以上	80.0

防水	高日射反射率防水	【判断の基準】 ○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。

２　日射反射率の求め方は、JIS K 5602に準じる。

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	【判断の基準】 ①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③「土壌の汚染に係る環境基準」（平成３年環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2㎜以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。 【配慮事項】 ○土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2㎜以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。 別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象
無機珪砂（キラ）	
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑	
石炭灰	
建材廃材	
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。）	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
磨き砂汚泥	
石材屑	
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化

<table>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td></tr>
<tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td></td><td>再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）</td><td>【判断の基準】
①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。
②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。

別表
<table>
<tr><td>再生材料の原料となるものの分類区分</td><td>前処理方法</td></tr>
<tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td rowspan="2">溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>下水道汚泥</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

備考）判断の基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

園芸資材	バークたい肥	【判断の基準】 ○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 35以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g以上 ・pH 5.5～7.5 ・水分 55～65% ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上 ・りん酸全量〔P_2O_5〕（現物） 0.2%以上 ・加里全量〔K_2O〕（現物） 0.1%以上

	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	【判断の基準】 ○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・有機物の含有率（乾物） 35%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 20以下 ・pH 8.5以下 ・水分 50%以下 ・窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上 ・りん酸全量〔P2O5〕（現物） 1.0%以上 ・アルカリ分（現物） 15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）

備考） 1　「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。

2　肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第３条及び第 25 条ただし書の規定に基づく「普通肥料の公定規格」（昭和 61 年農林水産省告示第 284 号）に適合するもの。

道路照明	LED 道路照明	【判断の基準】 ○LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表１に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ．LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。 ②トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表２に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ．LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。 ③トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表３に示された種別ごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ．LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。

備考） 1　「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測定方法）及び JIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法－第 2 部：LED モジュール及び LED

ライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

２　「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式の LED モジュールの寿命及び同一形式の LED モジュール用制御装置の寿命の残存率が 50%となる時間の平均値をいう。

なお、「LED モジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させた LED モジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値（LED モジュールの規定光束）の 80%未満になった時点（不点灯とみなす）までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LED モジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LED モジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表１　道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ			標準皮相電力
連続照明	a	２車線　路面輝度　1.0 cd/㎡　歩道有り		125 VA
	b	２車線　路面輝度　1.0 cd/㎡　歩道無し		
	c	３車線　路面輝度　1.0 cd/㎡　歩道有り		180 VA
	d	３車線　路面輝度　1.0 cd/㎡　歩道無し		
	e	２車線　路面輝度　1.0 cd/㎡　高規格		175 VA
	f	２車線　路面輝度　0.7 cd/㎡　歩道有り		95 VA
	g	２車線　路面輝度　0.7 cd/㎡　歩道無し		
	h	３車線　路面輝度　0.7 cd/㎡　歩道有り		125 VA
	i	３車線　路面輝度　0.7 cd/㎡　歩道無し		
	j	２車線　路面輝度　0.7 cd/㎡　高規格		120 VA
	k	平均路面輝度　0.5 cd/㎡　歩道有り		70 VA
	ℓ	平均路面輝度　0.5 cd/㎡　歩道無し		
歩道照明	－	平均路面照度　5 lx		20 VA
	－	平均路面照度　10 lx		40 VA
局部照明	m	十字路　（2 車線×2 車線）20 lx		160 VA
	n	十字路　（2 車線×2 車線）15 lx		125 VA
	o	十字路　（2 車線×2 車線）10 lx		95 VA
	p	十字路（4 車線×2 車線）20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	q	十字路（4 車線×2 車線）15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	q'	十字路（4 車線×2 車線）10 lx	連続照明用	70 VA
			交差点隅切り部用	70 VA
	r	十字路（4 車線×4 車線）20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	s	十字路（4 車線×4 車線）15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	t	十字路（6 車線×4 車線）20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	u	十字路（6 車線×4 車線）15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	－	Ｔ字路（2 車線×2 車線）20 lx		95 VA
	－	Ｔ字路（2 車線×2 車線）15 lx		70 VA
	－	Ｔ字路（2 車線×2 車線）10 lx		70 VA
	－	Ｔ字路（4 車線×2 車線）20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA

	―	Ｔ字路（4 車線×2 車線）15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	―	Ｔ字路（4 車線×2 車線）10 lx	連続照明用	70 VA
			交差点隅切り部用	70 VA
	―	Ｙ字路（4 車線×2 車線） 20 lx		125 VA
	―	Ｙ字路（4 車線×2 車線） 15 lx		95 VA
	―	Ｙ字路（4 車線×2 車線） 10 lx		70 VA
	v	歩行者の背景を照明する方式 20 lx		180 VA
	―	歩行者の背景を照明する方式 10 lx		95 VA
	w	歩行者の自身を照明する方式 20 lx		180 VA
	―	歩行者の自身を照明する方式 10 lx		95 VA

備考） １　「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成 27 年３月　国土交通省)」による。

２　「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

３　電球色 LED を用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の 1.2 倍の値を標準とする。

表２　トンネル照明器具（基本照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
一般国道等 車道幅員 6～7m （歩道有りの断面含む）	x (1/2 低減)	設計速度 40(km/h) 2 車線 0.75(cd/m²) 千鳥	40 VA
	z (1/2 低減)	設計速度 50(km/h) 2 車線 0.95(cd/m²) 千鳥	50 VA
	bb (1/2 低減)	設計速度 60(km/h) 2 車線 1.15(cd/m²) 千鳥	65 VA
	x	設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m²) 千鳥	65 VA
	y	設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m²) 向合せ	40 VA
	z	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m²) 千鳥	75 VA
	aa	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m²) 向合せ	50 VA
	bb	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m²) 千鳥	95 VA
	cc	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m²) 向合せ	65 VA
高速自動車国道等	dd	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m²) 千鳥	95 VA
	ee	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m²) 向合せ	65 VA
	ff	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m²) 千鳥	125 VA
	gg	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m²) 向合せ	95 VA

備考） １　「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成 27 年３月　国土交通省)」による。

２　「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表３　トンネル照明器具（入口照明）の標準皮相電力

種　　別	標準皮相電力
NH 70W 相当	50 VA
NH 110W 相当	75 VA
NH 150W 相当	105 VA
NH 180W 相当	160 VA
NH 220W 相当	205 VA
NH 270W 相当	250 VA
NH 360W 相当	290 VA

備考）「種別」は高圧ナトリウムランプ相当の LED トンネル照明器具をさす。

中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	【判断の基準】 ○再生プラスチックが原材料の重量比で 70%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。 ②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。

備考）１　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

２　「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401（再生プラスチック製中央分離帯ブロック）に適合する資材は、本基準を満たす。

<table>
<tr>
<td>タイル</td>
<td>セラミックタイル</td>
<td>【判断の基準】
①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。
②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
③「土壌の汚染に係る環境基準」（平成３年環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2㎜以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。

【配慮事項】
〇土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2㎜以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。

別表
<table>
<tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr>
<tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="15">前処理方法によらず対象</td></tr>
<tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr>
<tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr>
<tr><td>非鉄スラグ</td></tr>
<tr><td>鋳物砂</td></tr>
<tr><td>陶磁器屑</td></tr>
<tr><td>石炭灰</td></tr>
<tr><td>廃プラスチック</td></tr>
<tr><td>建材廃材</td></tr>
<tr><td>廃ゴム</td></tr>
<tr><td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td></tr>
<tr><td>製紙スラッジ</td></tr>
<tr><td>アルミスラッジ</td></tr>
<tr><td>磨き砂汚泥</td></tr>
<tr><td>石材屑</td></tr>
<tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td></tr>
<tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>建具</td>
<td>断熱サッシ･ドア</td>
<td>【判断の基準】
〇建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。
①複層ガラスを用いたサッシであること。</td>
</tr>
</table>

		②二重サッシであること。 ③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。 【配慮事項】 ①サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。 ②エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第２号及び第３号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。

備考）「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」（平成 26 年経済産業省告示第 234 号）、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」（平成 26 年経済産業省告示第 235 号）による。

製材等	製材	【判断の基準】 ①間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 〇原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。
	集成材 合板 単板積層材 直交集成板	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源である

		原木は除く。 ②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」（以下「製材等」という。）は、建築の木工事において使用されるものとする。

２　「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

３　ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

４　製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。

ただし、平成 18 年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年１回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

フローリング	フローリング	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ④居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材（基材に木材を使用しない場合に限る。）である原木は除く。 ②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。

備考） １　本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。

２　判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

３　ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

４　フローリングの原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。

ア．基材に木材を使用したものにあっては、木材関連事業者は、当該木材についてはクリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

イ．上記ア以外の物品にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

ただし、平成 18 年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年１回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

５　判断の基準③にある「基材に木材を使用した場合」及び、配慮事項①にある「(基材に木材を使用しない場合に限る。)」、備考４のアにある「基材に木材を使用したもの」の木材とはクリーンウッド法の対象となるものを示す。

再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。)。 ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ①原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源、間伐材である原木は除く。 ②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。

	木質系セメント板	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。 ②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源である原木は除く。 ②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。

備考） 1　ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460 による。

2　パーティクルボード、繊維板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

3　木質セメント板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。

4　「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908 及び A 5905 で規定される F☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。

木材・プラスチック複合材製品	木材･プラスチック再生複合材製品	【判断の基準】 ①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。 ③重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。 ④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサ

		イクルを行う際に支障を来さないものであること。 【配慮事項】 ○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。

備考） 1　本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。

2　判断の基準①②及び③については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。

3　判断の基準①③及び④については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」4.2 リサイクル材料等の含有率区分 R60,R70,R80 及び R90 は本基準を満たす。

ビニル系床材	ビニル系床材	【判断の基準】 ○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。

備考）JIS A 5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号 KS に該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	断熱材	【判断の基準】 ○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ①フロン類が使用されていないこと。 ②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。 【配慮事項】 ○押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材、ロックウール断熱材、硬質ウレタンフォーム断熱材２種及び硬質ウレタンフォーム断熱材３種については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。

備考） 1　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。

2　「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 270 号）による。

3　「硬質ウレタンフォーム断熱材２種」、「硬質ウレタンフォーム断熱材３種」とは、それぞれ JIS A 9521 に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が２種のもの、３種のものをいう。

照明機器	照明制御システム	【判断の基準】 ○連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。

変圧器	変圧器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。

備考） 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものとする。ただし、次のいずれかに該当するものについては、これに含まれないものとする。

① 絶縁材料としてガスを使用するもの
② H 種絶縁材料を使用するもの
③ スコット結線変圧器
④ ３以上の巻線を有するもの
⑤ 柱上変圧器
⑥ 単相変圧器であって定格容量が５kVA 以下のもの又は 500kVA を超えるもの
⑦ 三相変圧器であって定格容量が 10kVA 以下のもの又は 2000kVA を超えるもの
⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
⑨ 定格二次電圧が 100V 未満のもの又は 600V を超えるもの
⑩ 風冷式又は水冷式のもの

表　変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区分					基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種別	相　数	定格周波数	定格容量	仕　様	
油入変圧器	単　相	50Ｈｚ		標準仕様（JIS C4304 及び JIS C 4306 に規定する標準仕様状態のこと。）	$E=9.34S^{0.737}$
		60Ｈｚ			$E=8.60S^{0.744}$
	三　相	50Ｈｚ	500kVA 以下		$E=14.5S^{0.694}$
			500kVA 超		$E=10.6S^{0.797}$
		60Ｈｚ	500kVA 以下		$E=14.4S^{0.681}$
			500kVA 超		$E=8.00S^{0.825}$
モールド変圧器	単　相	50Ｈｚ			$E=14.1S^{0.685}$
		60Ｈｚ			$E=13.3S^{0.692}$
	三　相	50Ｈｚ	500kVA 以下		$E=16.9S^{0.699}$
			500kVA 超		$E=31.2S^{0.659}$
		60Ｈｚ	500kVA 以下		$E=16.2S^{0.702}$
			500kVA 超		$E=17.4S^{0.742}$
油入変圧器	単　相	50Ｈｚ		準標準仕様（JIS C 4304 及び JIS C 4306 に規定する以外の仕様状態のこと。）	$E=(9.34S^{0.737})\times1.10$
		60Ｈｚ			$E=(8.60S^{0.744})\times1.10$
	三　相	50Ｈｚ	500kVA 以下		$E=(14.5S^{0.694})\times1.10$
			500kVA 超		$E=(10.6S^{0.797})\times1.10$
		60Ｈｚ	500kVA 以下		$E=(14.4S^{0.681})\times1.10$
			500kVA 超		$E=(8.00S^{0.825})\times1.10$
モールド変圧器	単　相	50Ｈｚ			$E=(14.1S^{0.685})\times1.05$
		60Ｈｚ			$E=(13.3S^{0.692})\times1.05$
	三　相	50Ｈｚ	500kVA 以下		$E=(16.9S^{0.699})\times1.05$
			500kVA 超		$E=(31.2S^{0.659})\times1.05$
		60Ｈｚ	500kVA 以下		$E=(16.2S^{0.702})\times1.05$
			500kVA 超		$E=(17.4S^{0.742})\times1.05$

備考）　１　「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。

２　「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。

３　E 及び S は、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：W）

S：定格容量（単位：kVA）

４　エネルギー消費効率については、JIS C 4304「7.5 エネルギー消費効率」及び JIS C 4306「7.5 エネルギー消費効率」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 ①冷房の成績係数が表１に示された区分の数値以上であること。 ②冷房の期間成績係数が表２に示された区分の数値以上であること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 105kW 以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。

２　吸収冷温水機の成績係数及び期間成績係数の算出方法は、JIS B 8622 による。

表１　冷房の成績係数

区　　分	成績係数
冷凍能力が 352kW 未満	1.20

表２　冷房の期間成績係数

区　　分	期間成績係数
冷凍能力が 352kW 以上	1.45

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 ①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表３に示された区分の数値以上であること。

備考）１　「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

２　「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW 以上のものに適用する。

３　成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は 10 時間とする。

①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力（kW・h）}}{\text{定格蓄熱消費電力量（kW・h）＋昼間熱源機冷却消費電力量（kW・h）}}$$

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

成績係数＝日量蓄熱利用冷房効率

４　「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合）を 85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。

５　「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表１に

規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表１　温度条件　　単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	―
	定格冷房蓄熱	―	―	25	―

６　「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。

７　「定格蓄熱消費電力量」とは、別表２に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表２　温度条件　　単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	―
	定格冷却蓄熱	25	―

８　「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表２に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。

９　「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。

１０　「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表１に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した後、別表１に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。

１１　「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表１に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表１に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表３　冷房の成績係数

区　　分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 ①期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。

備考）　１　本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が 28kW 以上のものとする。

２　期間成績係数（APFp）の算出方法は、JIS B 8627 による。

表　期間成績係数

区　　分	期間成績係数（APFp）
冷房能力が 28kW 以上 35.5kW 未満	1.22 以上
冷房能力が 35.5kW 以上 45kW 未満	1.37 以上
冷房能力が 45kW 以上 56kW 未満	1.59 以上
冷房能力が 56kW 以上	1.70 以上

空調用機器	送風機	【判断の基準】 ○プレミアム効率のモータが使用されていること。

備考）１　プレミアム効率のモータは、JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ）で規定される低圧トップランナーモータとする。

２　適用範囲は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	【判断の基準】 ○プレミアム効率のモータが使用されていること。

備考）１　プレミアム効率のモータは、JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ）で規定される低圧トップランナーモータとする。

２　適用範囲は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	【判断の基準】 ○排水用又は通気用の硬質ポリ塩化ビニル管であって、リサイクル材料使用率が表に示された区分の数値以上であること。 【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。

備考）１　判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質ポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。

２　「排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管」は、JIS K 9797 で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管」、JIS K 9798 で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管」、AS 58 で規定される「排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管」に定める基準による。

３　「リサイクル材料使用率」とは、管体の質量に対して、硬質ポリ塩化ビニル管・継手類から作られた「再利用ポリ塩化ビニル」の割合をいう。

４　「再利用ポリ塩化ビニル」とは、JIS K 9797 の 3.a)4)、JIS K 9798 の 3.a)4)及び AS 58 の 3.1 による。

表　リサイクル材料使用率

管の区分	管の種類	使用率
三層管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	50%
	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	30%
単層管	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	80%

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 ①自動水栓（自己発電機構付）にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。 イ．水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。 ウ．単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。 ②自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。 イ．水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
	大便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が6.5L/回以下であること。

備考）１　自動水栓の判断の基準は、トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とする。

２　吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。

３　定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061 の定量止水性能試験に準ずるものとする。

４　止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5 回測定した平均とする。

５　大便器のうち、高座面形及び和風便器は、対象外とする。

６　大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。

コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	【判断の基準】 ○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。 別表 再生材料の原料となるものの分類区分 廃プラスチック 古紙パルプ 【配慮事項】 ①再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）

		が確保されたものであること。 ②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。

備考）１　プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。

２　再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

コンクリート用型枠	合板型枠	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 ①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材は除く。 ②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。

備考）１　本項の判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

２　合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考３ア．及びイ．に示す内容が表示されていることを確認すること。

３　合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠したものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

ア．本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク

イ．認定・認証番号、認定団体名等

なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。

また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア．及びイ．を板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。

表３【建設機械】

<table>
<tr><th>品目名</th><th>判断の基準等</th></tr>
<tr><td>排出ガス対策型建設機械</td><td>
【判断の基準】

○別表１及び別表２に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第２次基準値又はこれより優れるものであること。

別表１　トンネル工事用建設機械
<table>
<tr><th>機　　種</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>バックホウ</td><td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む</td></tr>
<tr><td>ホイールローダ・クローラローダ</td><td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下</td></tr>
<tr><td>ダンプトラック</td><td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td></tr>
<tr><td>トラックミキサ</td><td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td></tr>
</table>
別表２　一般工事用建設機械
<table>
<tr><th>機　　種</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>バックホウ</td><td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td></tr>
<tr><td>ホイールローダ</td><td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td></tr>
<tr><td>ブルドーザ</td><td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td></tr>
</table>
第２次基準値
<table>
<tr><th>対象物質（単位）
出力区分</th><th>HC
(g/kW･h)</th><th>NOx
(g/kW･h)</th><th>CO
(g/kW･h)</th><th>PM
(g/kW･h)</th><th>黒煙
(%)</th></tr>
<tr><td>8kW以上19kW未満</td><td>1.5</td><td>9</td><td>5</td><td>0.8</td><td>40</td></tr>
<tr><td>19kW以上37kW未満</td><td>1.5</td><td>8</td><td>5</td><td>0.8</td><td>40</td></tr>
<tr><td>37kW以上75kW未満</td><td>1.3</td><td>7</td><td>5</td><td>0.4</td><td>40</td></tr>
<tr><td>75kW以上130kW未満</td><td>1</td><td>6</td><td>5</td><td>0.3</td><td>40</td></tr>
<tr><td>130 kW以上560kW以下</td><td>1</td><td>6</td><td>3.5</td><td>0.2</td><td>40</td></tr>
<tr><td colspan="6">１．測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）による。
２．トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の１／５以下とする。</td></tr>
</table>
○別表３及び別表４に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第１次基準値又はこれより優れるものであること。

別表３　トンネル工事用建設機械
<table>
<tr><th>機　　種</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>ドリルジャンボ</td><td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下
（40.8PS以上353PS以下）</td></tr>
<tr><td>コンクリート吹付機</td><td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下
（40.8PS以上353PS以下）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

別表４　一般工事用建設機械

機　　種	摘　　要
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 （10.2PS以上353PS以下）、可搬式（溶接兼用機を含む）
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 （10.2PS以上353PS以下）、可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 （10.2PS以上353PS以下）、基礎工事用機械で独立したもの
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 （10.2PS以上353PS以下）、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 （10.2PS以上353PS以下）、ラフテレーンクレーン

第１次基準値

対象物質（単位）／出力区分	HC (g/kW･h)	NOx (g/kW･h)	CO (g/kW･h)	黒煙 (%)
7.5kW以上15kW未満	2.4	12.4	5.7	50
15kW以上30kW未満	1.9	10.5	5.7	50
30kW以上272kW以下	1.3	9.2	5	50

１．測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年10月８日付建設省経機発第249号）による。
２．トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。

備考）特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。

低騒音型建設機械	【判断の基準】 ○建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。

別表

機種	機関出力（kW）	騒音基準値（dB）
ブルドーザー	P ＜55	102
	55≦ P ＜103	105
	103≦ P	105
バックホウ	P ＜55	99
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P ＜206	106
	206≦ P	106
ドラグライン クラムシェル	P ＜55	100
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P ＜206	107
	206≦ P	107
トラクターショベル	P ＜55	102
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P	107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P ＜55	100
	55≦ P ＜103	103
	103≦ P ＜206	107
	206≦ P	107
バイブロハンマー		107
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P ＜55	98
	55≦ P ＜103	102
	103≦ P	104
アースオーガー	P ＜55	100
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P	107
オールケーシング掘削機	P ＜55	100
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P ＜206	105
	206≦ P	107
アースドリル	P ＜55	100
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P	107
さく岩機（コンクリートブレーカー）		106

ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー		P ＜55 55≦ P	101 104
コンクリートポンプ（車）		P ＜55 55≦ P ＜103 103≦ P	100 103 107
コンクリート圧砕機		P ＜55 55≦ P ＜103 103≦ P ＜206 206≦ P	99 103 106 107
アスファルトフィニッシャー		P ＜55 55≦ P ＜103 103≦ P	101 105 107
コンクリートカッター			106
空気圧縮機		P ＜55 55≦ P	101 105
発動発電機		P ＜55 55≦ P	98 102

表４【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 ①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）及び「土壌の汚染に係る環境基準」（平成３年環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。

舗装（表層）	路上表層再生工法	【判断の基準】 ○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。
舗装（路盤）	路上再生路盤工法	【判断の基準】 ○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。

備考）アスファルト混合物の層の厚さが 10cm 以下の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断の基準】 ○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。

山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	【判断の基準】 ○セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。

備考）本項の判断の基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

表５【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	【判断の基準】 〇雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。

備考）道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

舗装	透水性舗装	【判断の基準】 〇雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。

備考）雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	【判断の基準】 ①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。 【配慮事項】 ①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。

備考）建物の屋上等において設置するものとする。

２２．役務

２２－１ 省エネルギー診断

(1) 品目及び判断の基準

省エネルギー診断	【判断の基準】 〇表１に掲げる技術資格を有する者又はこれと同等と認められる技能を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表２の内容を含む省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法について提案が行われるものであること。

備考）当該庁舎等においてエネルギー管理を実施するに当たって必要となる各種目標の設定に係る提案は、エネルギー管理方法に含まれる。

表１

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士
建築設備士
電気主任技術者

表２

過去 3 年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況、再生可能エネルギーの導入可能性
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
設備･機器の導入（再生可能エネルギーの活用に係る設備･機器を含む。）、改修に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備･機器の導入（再生可能エネルギーの活用に係る設備･機器を含む。）、改修に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する省エネルギー診断の総件数及び対象となり得る施設等の具体的範囲を示すこととする。

２２－２ 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	【判断の基準】 ＜共通事項＞ 〇基準値１は、次の①から⑤の要件を、基準値２は、次の①から④の要件をそれぞれ満たすこと。 ①印刷・情報用紙に係る判断の基準（「紙類」参照。）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②表１に示されたＢ、Ｃ及びＤランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。 ③印刷物へリサイクル適性を表示すること。 ④印刷の各工程において、表２に示された環境配慮のための措置が講じられていること。 ⑤次のいずれかの要件を満たした事業者又は印刷物であること。 ア．環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者であること。 イ．環境報告書等を作成・公表している事業者であること。 ウ．印刷物の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 エ．ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた印刷物であること。 オ．グリーンプリンティング認定制度又は環境推進工場認定制度による認定を取得している事業者（工場等）であること。 ＜個別事項＞ ①オフセット印刷 ア．バイオマスを含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 イ．インキの化学安全性が確認されていること。 ②デジタル印刷 ア．電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。 イ．電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。

	【配慮事項】 ①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ②デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ③揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。 ④インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。 ⑤印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。 ⑥紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。

２　「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。

３　「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式又はインクジェット方式による印刷方式をいう。

４　判断の基準＜共通事項＞②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。

５　判断の基準＜共通事項＞③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。

ア．Ａランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」

イ．Ａ又はＢランクの材料のみ使用（ア．の場合を除く。）する場合は「板紙にリサイクルできます」

ウ．Ｃ又はＤランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」

なお、製本加工したカレンダーであって、綴じ部と本紙が分離可能なものについては、本紙の用紙ごとにリサイクル適性を表示すること。

６　調達を行う各機関は、表３の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあった資材を適切に選択すること。

７　「バイオマスを含有したインキ」とは、バイオマス割合（再生可能な生物由来の有機性原材料（植物由来の油を含み、化石資源を除く。）の含有量の割合）及び石油系溶剤割合（インキに含まれる石油（化石燃料系）を原料とした溶剤の含有量の割合）が、インキの種類ごとに下表に定める要件を満たすものをいう。なお、UV インキは VOC 成分（WHO（世界保健機関）の化学物質の分類において「高揮発性有機化合物」及び「揮発性有機化合物」に分

類される揮発性有機化合物）が 3%未満かつリサイクル対応型 UV インキであることをもって、判断の基準＜個別事項＞①アの基準に適合するものとみなす。

インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合
枚葉インキ	30%以上	30%以下
オフ輪インキ	20%以上	45%以下
金インキ（枚葉・オフ輪）	10%以上	25%以下
新聞インキ（ノンヒートオフ輪）	30%以上	30%以下

備考１　インキには OP ニス及びメジウムを含む。
　　２　油性ビジネスフォームインキは枚葉インキの基準を適用する。

８　「芳香族成分」とは、JIS K 2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

９　判断の基準＜共通事項＞④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。

１０　「環境マネジメント」とは、事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくことをいい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。環境マネジメントシステムの例としては ISO 14001、エコアクション 21 等がある。

１１　「環境報告書等」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第２条第４項に規定する環境報告書及び環境報告書に記載すべき事項等に関する内容を包含している報告書をいう。

１２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１３　判断の基準＜共通事項＞⑤ウの定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１４　「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた印刷物」とは、当該印刷物のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）印刷物をいう。

１５　オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM)、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

１６　「グリーンプリンティング認定制度」とは、事業者（工場等）の環境負荷低減への取組及び環境に配慮した印刷製品を認定するという総合認定制度であり、一般社団法人日本印刷産業連合会が運営する制度。「環境推進工場認定制度」とは、印刷物製造工程における環境負荷低減への取組を一定水準以上達成した中小印刷事業者（工場等）を認定・登録する制度であり、全日本印刷工業組合連合会及び東京都印刷工業組合が運営する制度。

１７　調達を行う各機関は、必要に応じ表４のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認すること。

１８　判断の基準＜個別事項＞①イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準＜個別事項＞②イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。

ア．印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制（NL 規制)」（平成 23 年９月１

日改訂）に適合していること。

イ．特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

ウ．特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の対象物質を特定していること（SDS（安全データシート）を備えていること。）。

１９　調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう、また、少部数の場合はデジタル印刷を選択する等適切な発注に努めること。

２０　調達を行う各機関は、印刷物の校正に当たっては、可能な限り本機校正によらずデジタル校正とし、VOC 排出量の抑制に努めること。

２１　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

表１　古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Ａランク】	【Ｂランク】	【Ｃランク】	【Ｄランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	－	－	－
	【加工紙】 抄色紙(Ａ)*／ファンシーペーパー(Ａ)*／樹脂含浸紙（水溶性のもの）	【加工紙】 抄色紙(Ｂ)*／ファンシーペーパー(Ｂ)*／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙(Ｃ)*／ファンシーペーパー(Ｃ)*／樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
②インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ（オフセットインキ）／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	―	―
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCRインキ（油性）	【特殊インキ】 UVインキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UVインキ／EBインキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	―	―	―
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー☆	【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー	―	―
③加工資材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化EVA系ホットメルト☆／PUR系ホットメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス、紙クロス）	―
	【表面加工】 光沢コート(ニス引き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP貼り）／UVコート、UVラミコート／箔押し	―	―
	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	―
④その他	―	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

備考）１　☆印の資材（難細裂化EVA系ホットメルト、PUR系ホットメルト、リサイクル対応型UVインキ、リサイクル対応型シール、リサイクル対応型ドライトナー）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

２　＊印の資材（抄色紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表２　オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程		項　　目	基　　準
製版		デジタル化	工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上であること。
		廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。
刷版		印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。
印刷	オフセット	VOC の発生抑制	次のいずれかの対策を講じていること。 ・水なし印刷システムを導入していること。 ・湿し水循環システムを導入していること。 ・VOC 対策に資する環境に配慮した湿し水を導入していること。 ・自動布洗浄を導入している、又は自動液洗浄の場合は循環システムを導入していること。 ・VOC 対策に資する環境に配慮した洗浄剤を導入していること。 ・廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じていること。
			輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上であること。
	デジタル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
表面加工		VOC の発生抑制	アルコール類を濃度 30%未満で使用していること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
製本加工		騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上であること。

備考）　１　本基準は、印刷役務の元請か下請かを問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。

２　製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。

３　製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

４　刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル（印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む。）は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

５　オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」の環境に配慮した湿し水及び環境に配慮した洗浄剤については、日本印刷産業連合会が運営する「グリーンプリンティング資機材認定制度」において認定されたエッチ液（湿し水）及び洗浄剤を参考とすること。

６　オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」の廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等及び輪転印刷工程の VOC 処理装置の設置・適切な運転管理、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。

7　デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPF への加工やエネルギー回収等）を含む。

表３　資材確認票の様式（例）

作成年月日：　　年　　月　　日

御中

件名：

資　材　確　認　票

〇〇印刷株式会社

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	〇	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	表紙	〇	A	コート紙	〇〇製紙／〇〇	
	見返し	〇	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	カバー	―	―			
インキ類		〇	A	平版インキ	〇〇インキ／〇〇	
加工	製本加工	〇	A	PUR 系ホットメルト	〇〇化学／〇〇	
	表面加工	〇	A	OP ニス	〇〇化学／〇〇	
	その他加工	―	―			
その他						

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Ａランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	〇
ＡまたはＢランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
ＣまたはＤランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

備考）１　資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

２　古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、

「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。

３　内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

表４　オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式（例）

作成年月日：　　年　　月　　日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

○○印刷株式会社

工程		実　現	基　準（要求内容）
製版		はい／いいえ	①次のＡ又はＢのいずれかを満たしている。 Ａ　工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 Ｂ　製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版		はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフセット	はい／いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄剤を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
		はい／いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい／いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	はい／いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい／いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
表面加工		はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
		はい／いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本加工		はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
		はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

備考）　内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす印刷の件数の割合とする。

２２－３ 食堂

(1) 品目及び判断の基準等

食堂	【判断の基準】 〇庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあっては、基準値１は、①及び②から⑩までの要件を、基準値２は、②から⑩までの要件をそれぞれ満たすこと。 ①食堂内における飲食物の提供に当たっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物又はこれを原材料とする加工食品を取り扱うこと。 イ．可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物又はこれを原材料とする加工品を取り扱うこと。 ウ．環境負荷低減に寄与する持続可能な農業生産工程管理から生産されたことが第三者によって確認された農産物又はこれを原材料とする加工品を取り扱うこと。 ②生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ③繰り返し利用できる食器が使われていること。 ④食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しないこと。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。 ⑤食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。 ⑥食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。 ⑦食品循環資源の再生利用等の実施率が、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第４号。以下「判断基準省令」という。）で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。 ⑧提供する飲食物の量を調整可能とすること又は消費者に求められた場合に持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。 ⑨食堂内の掲示を利用する等、飲食物の食べ残しが減るよう食堂の利用者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。 ⑩食堂の運用に伴うエネルギー使用量（電力、ガス等）、水使用量を把握し、省エネルギー・節水のための措置を講じていること。 【配慮事項】 ①食品廃棄物等は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和元年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第１号）に基づく再生利用の優先順位を踏まえ、飼料化、肥料化、きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地への活用、メタン化等により再生利用されること。 ②生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミ

	と一緒にコンポスト処理されること。 ③食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。 ④食堂で使用する加工食品・化成品の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ⑤修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。 ⑥食器は、可能な限り修繕又は再生利用されること。また、高耐久性を有し長期使用されること。 ⑦再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。 ⑧食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ⑨冷凍冷蔵機器を使用する場合は、次のいずれかであること。 ア．冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 イ．冷媒にフロン類を使用する場合は、常時監視システムを使用したものであること。

備考）１　会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。

２　判断の基準①アの「環境負荷低減の取組の「見える化」」とは、「みどりの食料システム戦略」（令和３年５月 12 日みどりの食料システム戦略本部決定）及び「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」（令和６年３月農林水産省策定）に基づく農業者等による環境負荷低減の努力の評価とそのラベル表示をいう。

３　判断の基準①イの「有機農業」とは、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）第２条を踏まえ、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

４　判断の基準①ウの「持続可能な農業生産工程管理」とは、GAP（Good Agricultural Practices）に基づき、農業の各工程を実施・記録・点検・評価しながら、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理について継続的な改善活動を行う取組であって、第三者による確認によって信頼性と透明性を確保し、環境負荷の低減に寄与することで、持続可能な農業の実現を目指して行われる農業をいう。なお、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 又は JGAP の認証を受けて生産された農産物、農林水産省作成の「国際水準 GAP ガイドライン」に準拠し、第三者による確認を受けた都道府県 GAP 等により生産された農産物は、この要件を満たす。

５　判断の基準①ア、イ及びウについては、当該要件を満たす農産物又は加工食品若しくは加工品を常時取り扱うことが困難な場合において、提供する飲食物の種類、量、提供期間等の一部においてそれらを取り扱うことで、適合しているものとみなす。

６　判断の基準⑤及び⑦の「再生利用等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく再生利用等のことをいう。

７　判断の基準⑤及び⑥の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。

８　判断の基準⑥については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。

９　判断の基準⑧に関して、食堂は客から持ち帰りを求められた場合には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明の上、持ち帰り容器を提供する。なお、生や半生の食品などについて持ち帰りが求められた場合や外気温が高い真夏など、食中毒

等のリスクが高い場合には、要望に応じずに提供する分量を調節し、極力食べ残しが発生しないように努めることが求められる。

１０　判断の基準⑩については、食堂の運用に伴うエネルギー使用量、水使用量の把握が可能な場合に適用する。

１１　配慮事項③の「地域の農林水産物の利用」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 25 条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

１２　冷凍冷蔵機器のうち、飲料自動販売機を使用する場合は、本基本方針「２２－１１　飲料自動販売機設置」における自動販売機本体に係る判断の基準及び配慮事項を満たす機器を設置するよう努めるものとする。

１３　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。配慮事項⑨アにおいて使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン等。

１４　「常時監視システム」とは、「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号）第二１（２）①に規定するフロンの漏えい又は機器の故障等を常時監視するシステムをいう（本体に内蔵・搭載されているタイプと別売りの専用機器を本体に接続するタイプの両方を含む。）。本体の使用開始時点において、当該システムの利用に必要な機器の設置・接続（サービス契約を要する場合には当該契約の締結を含む。）が完了して、当該システムが利用可能な状態となっていることをもって適合となる。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する食堂の総件数に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす食堂の件数の割合とする。

２２－４ 自動車専用タイヤ更生

(1) 品目及び判断の基準等

自動車専用タイヤ更生	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ(ケーシング)に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。 ②再生することなく再溝切り（リグルーブ）が可能であること。 【配慮事項】 ①ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考） １　本項の判断の基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とするタイヤは、「小形トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。

２　JIS K 6329（更生タイヤ）に適合する更生タイヤは、判断の基準①を満たす。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車専用タイヤ更生（自動車整備の一部として調達されるものを含む。）の総件数とする。

２２－５ 自動車整備

(1) 品目及び判断の基準等

自動車整備	【判断の基準】 ①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取り外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。 ②エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。 ア．大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。 なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。 イ．エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。 【配慮事項】 ①エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。 ②ロングライフクーラントの再利用に努めていること。 ③自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。

２　本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。

３　部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部品のみによる整備についても本項の集計の対象とする。

４　本項の判断の基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。

５　本項の判断の基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2 サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く。）を対象とする。

６　本項の判断の基準②アのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、「大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度」（昭和 49 年環境庁告示第１号）による。

7　エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、対応を図る体制が確保されていること。

表　エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素（CO）	炭化水素（HC）
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車整備の総件数に占める基準を満たす自動車整備の件数の割合とする。

２２－６ 庁舎管理等

(1) 品目及び判断の基準等

庁舎管理	【判断の基準】 ①庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②次のアからエに係る設備の管理、計測及び記録、保守及び点検について、管理標準に基づきエネルギー使用の合理化を図ること。 ア．空気調和設備、換気設備 イ．ボイラー設備、給湯設備 ウ．照明設備、昇降機、動力設備 エ．受変電設備 ③当該施設における省エネルギーに関する計画を定めるとともに、実施すべき省エネルギー対策を選定し、当該対策に係る実施基準等に基づき、その実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告すること。また、対策の実施結果を踏まえ、必要な省エネルギー対策の見直しを行うこと。 ④常駐管理にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。 ア．エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。）。 イ．水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）。 ウ．廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。）。 ⑤常駐管理以外にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力してその要因分析を行い、削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。 ⑥省エネルギー診断を実施した施設にあっては、診断結果に基づき設備・機器等の運用改善の措置が講じられていること。 ⑦エネルギー管理システムを導入している施設にあっては、エネルギー消費の可視化及び把握したデータの分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置が講じられていること。 ⑧庁舎管理に空気調和設備、熱源設備の維持管理を含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏えいの防止のための適切な措置が講じられていること。 【配慮事項】 ①建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく建築物環境衛生管理基準等に配慮されていること。 ②エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」（平成25年経済産業省告示第271号）

	を踏まえ、庁舎における電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 ③エネルギーの使用状況等を詳細に分析・評価し、設備・機器等、システムを適切に管理・運用すること等により、温室効果ガスの排出削減が図られていること。 ④施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価に当たっては、各種管理・評価ツール等の活用に努めていること。 ⑤庁舎管理に必要な省エネルギー、省資源、廃棄物排出抑制等に係る専門技術を有する担当者が配置されるとともに、当該技術を有する人材の育成に向けた教育・研修等の継続的な実施に努めていること。 ⑥庁舎管理において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮するよう努めていること。

備考）１　「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。

２　判断の基準②から⑤については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。

３　庁舎管理に係る判断の基準②の管理標準は、別表１に示したエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年経済産業省告示第 66 号）を参考とし、必要に応じ、施設管理者と協議の上、定めるものとする。

４　判断の基準③の施設における省エネルギーに関する計画は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、省エネルギーに係る目標、実施すべき省エネルギー対策、推進体制等を盛り込むものとする。また、実施すべき省エネルギー対策（当該対策に係る実施基準を含む。）は、別表２を参考として選定するものとする。

５　「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。

６　判断の基準②から⑤については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。

７　判断の基準⑥の省エネルギー診断は、本基本方針に示した「２２－１　省エネルギー診断」の「省エネルギー診断」をいう。

８　判断の基準⑦のエネルギー管理システムは、本基本方針に示した「１９　設備」の「エネルギー管理システム」をいう。

９　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。

１０　配慮事項④の「各種管理・評価ツール等」には、学会、業界団体等において作成されたマニュアル、ガイドライン等を含む。

１１　配慮事項⑥の物品については、判断の基準②アからエの設備の管理に当たって使用する修繕等に伴う部品や消耗品等の交換を含む。例えば、空気調和設備にあっては、一般に使い捨てとされる従来型フィルターに比べ、省エネルギー性能が高く、洗浄により再使用が可能な一体型となったフィルターがあることなどから、これらの製品や部品等の選択に当たって環境負荷の低減について考慮するよう努めること。

１２　調達を行う各機関は、省エネルギー・脱炭素化の推進の観点から、次の事項に留意すること。

ア．庁舎管理を複数年契約で調達する場合は、当該契約期間に応じた温室効果ガスの排出削減等に係る目標を設定するとともに、毎年度達成状況を評価し、目標達成に向けた継続的な運用改善が図られるよう努めること。なお、単年度契約の場合にあっても、

適切な対応が図られるよう努めること。

イ. 省エネルギー診断の実施、エネルギー管理システムの導入について、可能な施設から積極的に対応を図るよう努めること。

ウ. 空気調和設備又は熱源設備等の冷媒としてフロン類を使用している場合は、フロン類の漏えい防止のため、常時監視システム（「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号）第二１（２）①に規定するフロンの漏えい又は機器の故障等を常時監視するシステム）の導入及び漏えい時における早期対応が可能な体制の整備について検討すること。

別表１

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（抄）

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
空気調和設備、換気設備	ア. 空気調和を施す区画を限定し、ブラインドの管理等による負荷の軽減、設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等についての管理標準を設定。なお、冷暖房温度は、政府の推奨する設定温度を勘案した管理標準とする。 イ. 燃焼を行う熱源設備の管理は、空気比についての管理標準を設定。 ウ. 熱源設備、熱搬送する設備、空気調和機設備の管理は、外気条件変動等に応じ、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。 エ. 複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。 オ. 熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。 カ. 空気調和機設備が複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により総合的にエネルギー効率を向上させるよ	ア. 空気調和を施す区画ごとに、温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。 イ. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。 ウ. 換気を施す区画ごとに温度、二酸化炭素濃度その他の空気の状態の把握及び換気効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。	ア. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、保温材や断熱材の維持、フィルターの目づまり及び凝縮器や熱交換器に付着したスケールの除去等個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。 イ. 空気調和設備、換気設備の自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。 ウ. 換気設備を構成するファン、ダクト等は、フィルターの目づまり除去等個別機器の効率及び換気設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
	うに管理標準を設定。 キ.換気設備の管理は、換気を施す区画を限定し、換気量、運転時間、温度等についての管理標準を設定。		
ボイラー設備、給湯設備	ア.ボイラー設備は、ボイラーの容量及び使用する燃料の種類に応じて空気比についての管理標準を設定。 イ.ア.の管理標準は、ボイラーに関する基準空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定。 ウ.ボイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間に関する管理標準を設定し、適切に運転し過剰な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくす。 エ.ボイラーへの給水は水質に関する管理標準を設定し、水質管理を行う。なお、給水水質の管理は、JIS B 8223（ボイラーの給水及びボイラー水の水質）に規定するところ（これに準ずる規格を含む。）により行う。 オ.複数のボイラー設備を使用する場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定し、適切な運転台数とする。 カ.給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所の限定や供給期間、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項についての管理標準を設定。 キ.給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。 ク.給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。	ア.ボイラー設備は、燃料の供給量、蒸気の圧力、温水温度、排ガス中の残存酸素量、廃ガスの温度、ボイラー給水量その他のボイラーの効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。 イ.給湯設備は、給水量、給湯温度その他給湯の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。	ア.ボイラー設備の効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。 イ.ボイラー設備の保温及び断熱の維持、スチームトラップの蒸気の漏えい、詰まりを防止するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。 ウ.給湯設備は、熱交換器に付着したスケールの除去等給湯効率の改善に必要な事項、自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。
照明設備、昇降機、動力設備	ア.照明設備は、JIS Z 9110（照度基準）又は Z 9125（屋内作業場の照明基準）及びこれらに準ずる規格に規定するところにより管理標準を設定して使用。また、	照明設備は、照明を施す作業場所等の照度の計測及び記録に関する管理標準を設定。定期的に計測し、その結果を記録。	ア.照明設備は、照明器具及びランプ等の清掃並びに光源の交換等保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
	過剰又は不要な照明をなくすように管理標準を設定し、調光による減光又は消灯を行う。 イ. 昇降機は、時間帯や曜日等により停止階の制限、複数台ある場合には稼働台数の制限等に関して管理標準を設定し、効率的な運転を行う。		保守及び点検を行う。 イ. 昇降機は、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。 ウ. 給排水設備、機械駐車設備等の動力設備は、負荷機械（電動機の負荷となる機械をいう。以下同じ。）、動力伝達部及び電動機における機械損失を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。また、負荷機械がポンプ、ファン等の流体機械の場合は、流体の漏えいを防止し、流体を輸送する配管、ダクトの抵抗を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。
受変電設備	ア. 変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行う。 イ. 受電端における力率は、95 パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御するように管理標準を設定して管理。	事務所その他の事業場における電気の使用量並びに受変電設備の電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。	受変電設備は、良好な状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。

別表２

庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
熱源・空調設備共通	室内設定温湿度条件の変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	運転時間の短縮など機器の起動・停止期間の最適な値に設定	毎日実施	季節ごとに実施
	季節ごと・室内負荷状況に応じた最適な運転方法の設定	週１回以上実施	季節ごとに実施
	空調終了前に関連補機（外調機・熱源機器）などの停止	毎日実施	ー
	インテリア・ペリメータの年間冷暖房の取りやめ	季節・外気温に応じ実施	ー
	冷房・暖房同時使用に伴うミキシングロスの確認及び防止	随時実施	随時実施
	温湿度センサを適正な位置に取付	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	吹出し口の位置、方向の調整による温度分布均一化	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	冷暖房期間の短縮化	季節・外気温に応じ実施	ー
	空室・倉庫等の空調換気の停止	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	運転時間の短縮	毎日実施	ー
	残業時間帯の空調制限	毎日実施	ー
	ブラインド・カーテンの休日前の閉止による休日明けの空調負荷の低減	毎日実施	ー
	早朝・深夜の清掃作業における空調制限	毎日実施	ー
	空調時間帯の扉・窓開放の禁止	季節・外気温に応じ実施	ー
	空調の障害となる間仕切り・家具の配置の変更	随時実施	ー
	共用部の温度設定を居室よりも緩和する措置の実施	毎日実施	季節ごとに実施
	クールビズ・ウォームビズの実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施
	夏季における屋上等への散水の実施	当該期間外気温に応じ実施	ー
個別空調機	各種センサを含む自動制御装置の適正保守の実施	随時実施	随時実施
	エアーフィルタの定期清掃の実施	年２回以上実施	年２回以上実施
	冷温水フィンコイルの定期清掃の実施	年２回以上実施	年２回以上実施
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	ー
	ウォーミングアップ制御の採用	毎日実施	ー
	空調立ち上げ時に対し定常運転後に設定温度を２℃～３℃上げる又は下げる措置の実施	季節・外気温に応じ実施	ー
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	ー
	外気温度の低い夜間に適温外気を取り入れるナイトパージの実施	季節・外気温に応じ実施	ー
	吸気口と排気口の近接により生じるショートサーキットの防止	随時実施	随時実施
	スケジュール運転の実施	随時実施	随時実施

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
個別空調機	ダクトのエアー漏れ・水漏れ・保温材の脱落等について保守管理の徹底	年 1 回以上実施	年 1 回以上実施
	全熱交換器の清掃管理	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	温湿度を一定の範囲内で制御するゼロエナジーバンドの設定	毎日実施	ー
セントラル空調システム関連	冷水は高め、温水は低め、冷却水は低めの温度管理	毎日実施	ー
	冷温水の大温度差運転の制御運転の実施（ポンプの搬送動力の低減）	随時実施	ー
	冷温水・冷却水の定期的な水質管理の実施（熱伝導率低下の防止）	月 1 回以上実施	月 1 回以上実施
	空調終了 30 分程度前の熱源機器の停止	毎日実施	ー
冷凍機	冷凍機の運転圧力の適正管理	随時実施	随時実施
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	機器の COP 値（効率）の管理	随時実施	ー
冷温水発生機・吸収式冷凍機	機内の機密の適正な維持管理	随時実施	随時実施
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	機器の COP 値（効率）の管理	随時実施	ー
冷却塔	冷却水出入口温度の適正化	随時実施	随時実施
	充填材の汚れ、水質の汚れ等の管理	随時実施	随時実施
	冷却塔水槽の清掃	随時実施	随時実施
	バルブの開閉状態の確認	随時実施	随時実施
	冷却水の薬注管理の実施	随時実施	随時実施
蓄熱槽	空調負荷予測等を踏まえた蓄熱槽における水・氷蓄熱量の最適な運転の実施	随時実施	ー
	槽内温度分布の適正管理	随時実施	ー
ファンコイル	ペリメータ用ファンコイルの最適な運転（時間帯・設定温度）	季節・外気温に応じ実施	ー
	エアーフィルタの定期的な清掃	月 1 回以上実施	月 1 回以上実施
	冷温水フィンコイルの定期的な清掃	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	ー
空冷ヒートポンプ	室外機フィンコイルの定期的な洗浄	年 1 回以上実施	年 1 回以上実施
	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年 1 回以上実施	年 1 回以上実施
	室内機のエアーフィルタの定期的な清掃	月 1 回以上実施	月 1 回以上実施
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	ー
	全熱交換器の清掃	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
空冷ヒートポンプ	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
水冷パッケージ方式	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年 1 回以上実施	年 1 回以上実施
	エアーフィルタの定期的な清掃	月 1 回以上実施	月 1 回以上実施
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	ー
	全熱交換器の清掃	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	冷却水薬洗の実施	年 1 回以上実施	年 1 回以上実施
給排気設備	機械室、電気室、倉庫の換気量の制限	随時実施	随時実施
	不使用室の換気停止（倉庫、機械室等）	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	ー
	ファンベルトの点検・交換	年 1 回以上実施	年 1 回以上実施
	排熱用換気ファンの起動設定温度の変更	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	ファン、ダクト等のフィルターの目詰まり除去	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	換気風量の適正な値への設定、外気量の削減	必要に応じ実施	ー
ポンプ関連	二次ポンプの起動・停止・圧力・流量が最適な状態になるように設定	随時実施	ー
	グランドパッキン等の水量適正管理の実施	月 1 回以上実施	月 1 回以上実施
	断熱材の状態管理	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	3 管・4 管式設備の場合、状況に応じた運転停止などの実施	随時実施	ー
ボイラ	空気比・排ガス温度等燃焼装置の適切な設定	随時実施	随時実施
	蒸気等の圧力、温水の温度の適切な設定	随時実施	随時実施
	伝熱面の清掃・スケール等の除去	年 1 回以上実施	年 1 回以上実施
	熱交換器類の伝熱面の管理	月 1 回以上実施	月 1 回以上実施
	ボイラーの水質管理（JIS B 8223 による）	月 1 回以上実施	月 1 回以上実施
	蒸気トラップの機能維持（ドレンの回収）	月 1 回以上実施	月 1 回以上実施
	機器の COP 値（効率）の管理	随時実施	ー
給湯設備	給湯時間の制限と給湯範囲の縮小	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	夏季における手洗い場等の給湯の停止	当該期間毎日実施	当該期間毎日実施
	給湯温度の設定変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	使用上、支障のない範囲で給湯の分岐バルブを絞込み	必要に応じ実施	必要に応じ実施
照明設備	作業スペースの過剰照明の消灯、自然採光の活用、窓際の消灯	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	調光による減光	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	廊下・ホールの消灯及び間引き	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	トイレ・給湯室不在時の消灯	毎日実施	―
	空室・倉庫等の消灯	毎日実施	必要に応じ実施
	昼休みの消灯	毎日実施	―
	残業実施場所を集約化することによる残業時間帯における部分消灯の実施	毎日実施	―
	始業点灯時間の短縮・制限	毎日実施	―

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
照明設備	器具の清掃による照明効率の向上	年1回以上実施	年1回以上実施
	定期的なランプ交換の実施（蛍光ランプ、HIDランプ等）	1回/2～3年	1回/2～3年
	ランプ交換時の初期照度補正の初期化	交換時に実施	―
	間仕切りの取りやめ	必要に応じ実施	―
	部分消灯を行いやすくするような照明の点灯範囲における机及び作業場所の適正な配置	必要に応じ実施	―
	ソーラータイマーのこまめな調整	月1回以上実施	月1回以上実施
	局部照明の採用	随時実施	―
	照明スイッチに点灯範囲を表示	必要に応じ実施	―
	照明制御設備の作動点検	必要に応じ実施	―
	手動によるこまめな点消灯	随時実施	―
搬送設備	エレベータ・エスカレータの運転台数制御（停止階の制限、稼働台数の制御）	毎日実施	―
	階段利用の促進	毎日実施	―
	庁舎内配送共同化の実施	毎日実施	―
	電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機器損失を低減するような保守及び点検	必要に応じ実施	―
給排水・衛生設備	配管のさび・腐食・水漏れの確認	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	熱源機とポンプ等の補機を含めたエネルギー消費効率の向上	必要に応じ実施	―
	使用上、支障のない範囲で給水の分岐バルブを絞込み	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	夏季における温水洗浄便座暖房の停止	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
受変電設備	受変電室の室内温度の見直し	季節ごとに実施	―
	デマンドの状況による負荷の調節	随時実施	―
	進相コンデンサによる力率管理	随時実施	―
	不要期間・不要時間帯の変圧器の切離し	必要に応じ実施	―
	変圧器の稼働台数の調整及び適正負荷の維持	随時実施	―
受変電設備	無停電電源装置の稼働台数の調整及び適正負荷の維持	随時実施	―
その他	自動販売機の節電（照明の消灯・夜間運転停止時）の実施	毎日実施	―
	OA機器等の昼休み等不使用時における電源の切断	毎日実施	―
	ブラインド・カーテンの有効利用	毎日実施	―
	対象設備・機器等の設定値の確認、運転結果の測定・記録	毎日実施	月1回以上実施
	省エネルギーに必要なエネルギーデータの把握・活用	毎日実施	月1回以上実施

植栽管理	【判断の基準】 ①植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②病害虫予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草管理を行う体制が確保されていること。 ③農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。 【配慮事項】 ①灌水の雨水利用に配慮されていること。 ②剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等の環境負荷低減が図られていること。 ③施肥に当たっては、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壌改良材）が使用されていること。 ④剪定・伐採等にチェンソーを使用する場合のチェンソーオイルは、生分解性のものが使用されていること。 ⑤植替え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病害虫の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。 ⑥植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。 ⑦植栽管理に当たり、可能な限り、再使用又は再生利用可能であって、土の代替となる植込み材の使用に努めていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。

２　判断の基準②の「総合的病害虫・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。

３　判断の基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について（平成 25 年４月 26 日付 25 消安第 175 号環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)」に準拠したものであること。

４　生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。

※OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン
- 301B（CO_2発生試験）
- 301C（修正 MITI(Ⅰ)試験）
- 301F（Manometric Respirometry 試験）

※ASTM（アメリカ材料試験協会）
- D5864（潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法）
- D6731（密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法

加煙試験	【判断の基準】 〇加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。 【配慮事項】 〇製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断の基準を適用する。

２　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。

清掃	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 イ．洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ウ．ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。 エ．資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。 オ．清掃に使用する床維持剤（ワックス）、洗浄剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。 カ．環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ②補充品等は、過度な補充を行わないこと。 ③洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度（pH）のものが使用されていること。 ④清掃に使用する床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ⑤清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。 ⑥建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。 ⑦清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しな

	い場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。

備考）１　判断の基準①イの「持続可能な原料が使用されていること」とは、石けん液又は石けんの製造事業者が原料に係る持続可能な調達方針を作成した上で当該方針に基づき原料を調達している場合をいう。

２　判断の基準①エの紙類の排出に当たって、調達を行う各機関は、庁舎等における紙類の使用･廃棄の実態を勘案しつつ、別表１及び２を参考とし、清掃事業者等と協議の上、古紙排出に当たっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、印刷役務の判断の基準を満たしたリサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙原料として使用されるよう、適切に分別すること。

３　判断の基準①オの揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。

４　判断の基準①カの「環境負荷低減が図られる清掃方法等」とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施等をいう。

５　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.510「清掃サービス Version1」に係る認定基準をいう。

６　配慮事項③については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度（pH）の区分を参考とすること。なお、床維持剤及び床用洗浄剤については、原液で pH5～pH9 が望ましい。

７　配慮事項④の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の対象となる物質をいう。

８　調達を行う各機関は、床維持剤の剥離洗浄廃液等の建築物の清掃作業に伴う廃液の適正処理を図るよう必要な措置を講ずること。

別表１　　古紙の分別方法（例）

分類	品目
新聞	新聞（折込チラシを含む。）
段ボール	段ボール
雑誌	ポスター、チラシ 雑誌、報告書、カタログ、パンフレット、書籍、ノートなど冊子形状のもの
OA 用紙	コピー用紙及びそれに準ずるもの
リサイクル対応型印刷物	「印刷用の紙にリサイクルできます」の印刷物（Ａランクの材料のみ使用）
	「板紙にリサイクルできます」の印刷物（ＡまたはＢランクの材料のみ使用）
その他雑がみ	封筒、紙箱、DM、メモ用紙、包装紙など上記以外の紙
シュレッダー屑	庁舎等内において裁断処理した紙

備考）　「リサイクル対応型印刷物」とは、印刷に係る判断の基準（「印刷」参照）に示された印刷物のリサイクル適性が表示された印刷物をいう。

別表２　　古紙再生の阻害要因となる材料（例）

分類	種類
紙製品	粘着物の付いた封筒
	防水加工された紙
	裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
	圧着はがき

	感熱紙
	写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
	プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
	金・銀などの金属が箔押しされた紙
	臭いの付いた紙（石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等）
	捺染紙（昇華転写紙、アイロンプリント紙等）
	感熱発泡紙
	合成紙
	汚れた紙（使い終わった衛生用紙、食品残さなどで汚れた紙等）
紙以外	粘着テープ類
	ワッペン類
	ファイルの金属
	金属クリップ類
	フィルム類
	発泡スチロール
	セロハン
	プラスチック類
	ガラス製品
	布製品

タイルカーペット洗浄	【判断の基準】 ①洗浄に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/㎡以下であること。 ②洗浄に使用する水量が40L/㎡以下であること。 ③洗浄に使用する洗剤等は、清掃に係る判断の基準（「清掃」参照。）を満たすこと。 ④洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上であること。 【配慮事項】 ①洗浄に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ②洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ③洗浄に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ④洗浄に当たって使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。

２　判断の基準④の透視度はJIS K 0120による。

３　配慮事項③の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の対象となる物質をいう。

機密文書処理	【判断の基準】 ①当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。 ②機密文書の処理に当たっては、排出･一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じた上で、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。 ア．古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。 イ．直接溶解処理に当たっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。 ウ．破砕処理に当たっては、紙の繊維が保持される処理が行われること。 ③適正処理が行われたことを示す機密処理・リサイクル管理票を発注者に提示できること。 【配慮事項】 ①機密文書の発生量を定期的に集計し、発注者への報告がなされること。 ②紙（印刷・情報用紙及び衛生用紙）として再生可能な処理が行われること。 ③運搬に当たっては、積載方法、搬送方法、搬送ルートの効率化が図られていること。 ④可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による運搬が行われること。

備考）１　調達を行う各機関は、廃棄書類の排出に当たって機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。

２　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．判断の基準②の破砕処理の発注に当たっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は 10㎜×50㎜ 以上）。

イ．庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダー屑は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生に適した紙幅の目安は 5㎜ 以上）。

ウ．本項の「清掃」に示した別表１を参考に、施設の状況に応じた分別方法を定めるとともに、別表２に示された古紙再生の阻害要因となる材料を取り除き、適切な分別回収に努めること。

エ．庁舎等において発生した機密文書をその場でオフィス製紙機（使用済みのコピー用紙から新たな再生コピー用紙を作成する製紙機）に投入すること等による機密文書処理について、必要に応じ、オフィス製紙機の導入可能性を含め、検討するよう努めること。

３　判断の基準③の「機密処理・リサイクル管理票」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、破砕などの処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各機関内でシュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りでない。

４　配慮事項④の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「１３－１ 自動車」を対象とする。

害虫防除	【判断の基準】 ①害虫防除において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。 ③害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。 ④防除作業に当たり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。 ⑤殺そ剤又は殺虫剤の使用に当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）において製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行われていること。 【配慮事項】 〇生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること。

備考）　本項の判断の基準と対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する品目ごとの業務の総件数に占める基準を満たす業務の件数の割合とする。

２２－７ 輸配送

(1) 品目及び判断の基準等

輸配送	【判断の基準】 ①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。 ③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ④大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。 ⑤モーダルシフトを実施していること。 ⑥輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。 ⑦上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑥については実施の有無がウエブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 【配慮事項】 ①エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第７号）及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第２号）を踏まえ、輸配送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 ②電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による輸配送が実施されていること。 ③輸配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること。 ④輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。 ⑤再配達を削減するための取組が実施されていること。 ⑥エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ⑦道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。 ⑧販売されている宅配便、小包郵便物等の包装用品については、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑨搬送時の梱包物の型崩れ・荷崩れを防止するプラスチック製フィルムの代替として、繰り返し使用可能な荷崩れ等防止ベルトの活用に努めていること。 ⑩搬送時の梱包物の型崩れ・荷崩れを防止するプラスチック製フィルムが使用される場合は、再生プラスチック製フィルムが可能な限り使用されていること。 ⑪事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ⑫契約により輸配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。 ⑬自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総

	量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第70号）の対策地域において輸配送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸配送が行われていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。

ア.「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。

イ.「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量 30kg 以下の一口一個の貨物をいう。

ウ.「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量な荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量 1kg 以下の一口一冊の貨物をいう。

２　「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

３　「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和２年１月）に基づく運転をいう。

（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『ｅスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

４　判断の基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア．エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ．エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）及びエコドライブの推進体制を整備していること。

ウ．エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ．運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

５　判断の基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

６　「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ることをいう。ただし、その主業務が幹線輸送を伴わない場合は、判断の基準⑤を適用しない。

７　判断の基準⑥の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア．エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ．渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。

ウ．輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

エ．輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること。

８　「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第２条第４項に規定する環境報告書をいう。

９　配慮事項②の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「１３－１自動車」を対象とする。

１０　「契約により輸配送業務の一部を行う者」とは、本項の役務の対象となる輸配送業務の一部を当該役務の提供者のために実施するものをいう。

１１　軽油を燃料とする自動車にあっては、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）及びリニューアブルディーゼル（RD）の供給体制が整備されている地域から、その利用可能性を検討すること。

１２　輸配送に当たって航空機を利用する場合は、持続可能な航空燃料（SAF）の利用可能性を検討すること。

別　表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
	□　点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
	□　点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
	■　点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
	■　目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
	■　フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
	（エア・クリーナ・エレメント関連）
	■　エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（エンジンオイル関連）
	■　エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	■　エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（燃料装置関連）
	□　燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（排出ガス減少装置関連）

	■　排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（その他）
	■　タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
	□　トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目
「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する輸配送業務の総件数に占める基準を満たす輸配送業務の件数の割合とする。

２２－８ 旅客輸送（自動車）

(1) 品目及び判断の基準等

旅客輸送	【判断の基準】 ①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。 ③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ④エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 ⑤旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。 ⑥上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑤については実施の状況がウエブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 【配慮事項】 ①エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第６号）及び「旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第３号）を踏まえ、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 ②電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による旅客配送が実施されていること。 ③エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ④道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。 ⑤事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ⑥GPS-AVMシステムの導入による効率的な配車に努めていること。

備考）１　「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和２年１月）に基づく運転をいう。

（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『ｅスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

２　「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

３　判断の基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア．エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ．エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）及びエコドライブの推進体制を整備していること。

ウ．エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ．運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

4　判断の基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

5　判断の基準⑤の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減のための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

一般貸切旅客自動車にあっては次の要件ア及びイを満たすことをいう。

ア．エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ．輸送人数、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

一般乗用旅客自動車にあっては次の要件ウを満たすことをいう。

ウ．配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。

6　配慮事項②の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「１３－１自動車」を対象とする。

7　「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第２条第４項に規定する環境報告書をいう。

8　軽油を燃料とする自動車にあっては、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）及びリニューアブルディーゼル（RD）の供給体制が整備されている地域から、その利用可能性を検討すること。

別　表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】		
	□	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
	□	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】		
	■	車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直ちに点検・整備を実施していること。
	■	ディーゼル車にあっては、目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
	■	フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。

【自主的な管理基準による点検・整備】	
	（エア・クリーナ・エレメント関連）
	■　ディーゼル車にあっては、エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（エンジンオイル関連）
	■　エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	■　エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（燃料装置関連）
	□　ディーゼル車にあっては、燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（排出ガス減少装置関連）
	■　ディーゼル車にあっては、排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（その他）
	■　タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
	□　トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目
「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する旅客輸送業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。

２２－９ 小売業務

(1) 品目及び判断の基準等

庁舎等において営業を行う小売業務	【判断の基準】 〇庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあっては、次の要件を満たすこと。 ①容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。 ②消費者のワンウェイ製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。 ③食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。 ア．食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。 イ．食品廃棄物の発生抑制のため、消費者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。 ウ．食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、持続可能性に関する調達方針等が公表されていること。 エ．食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。 オ．食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。 ④店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能であること。 ⑤ワンウェイのプラスチック製の買物袋（以下「レジ袋」という。）を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 ア．バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが50%以上使用されていること。 イ．呼び厚さが0.02㎜以下であること。 ウ．素材が単一であるなど、再生利用のための工夫がなされていること。 ⑥認定プラスチック使用製品の対象となる製品分野に該当する製品を取り扱う場合は、備考１５に示す要件を満たす製品を取り扱うこと。 【配慮事項】 ①店舗において取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。 ②店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。 ③レジ袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いものであること。 ④食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。 ⑤食品ロスの削減のために納品期限を緩和する等、フードチェーン全体の環境負荷の低減に資する取組に協力していること。 ⑥冷凍冷蔵機器を使用する場合は、次のいずれかであること。 ア．冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 イ．冷媒にフロン類を使用する場合は、常時監視システムを使用したものであること。

	⑦プラスチック製のごみ袋を使用する場合は、本基本方針「２３．ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。

備考）１　判断の基準①の「独自の取組」とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

２　判断の基準②の「独自の取組」とは、商品の販売に際して消費者に買物袋等を有償で提供すること、消費者がワンウェイのプラスチック製の買物袋等を使用しないように誘因するための手段として景品等を提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、ワンウェイの箸、フォーク、スプーン、ストロー等や容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

３　判断の基準③及び配慮事項④の「再生利用等」とは、食品リサイクル法に基づく再生利用等のことをいう。

４　判断の基準③の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。

５　判断の基準③ウの「持続可能性に関する調達方針等」とは、事業者が環境、社会、経済活動等の方向性を示した方針等に、持続可能な調達に関する記述が含まれたものをいう。なお、「持続可能な調達」とは、持続可能性に関する方針を明示している生産者・流通業者からの調達など持続可能な生産・消費に資する調達をいう。

６　判断の基準③エについては、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。

７　判断の基準④は、当該店舗においてリユースびんを使用した飲料等を販売している場合に、販売した製品の容器包装を返却・回収が可能なように回収箱の設置等を行うことをいう。

８　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

９　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１０　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいい、植物を原料とするポリエチレン等が該当する。

１１　判断の基準⑤ア及び配慮事項③の「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。マスバランス方式によりバイオマス由来特性が割り当てられたプラスチックを原料とする場合にあっては、当該割当率をもってバイオベース合成ポリマー含有率に代えて適用するものとする。

１２　判断の基準⑤イの「呼び厚さ」の基準については、主に飲食料品や日用雑貨等を販売

する小売店で提供する一般的なレジ袋に適用するものとする。また、当該基準の試験方法、許容範囲等は、JIS Z 1702 に準ずるものとし、平均厚さの許容される誤差は、呼び厚さの－0.001㎜から＋0.002㎜の範囲とする。

１３　判断の基準⑤ウは、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的とした物質の添加を妨げない。

１４　判断の基準⑤アのバイオマスプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について」（令和元年 12 月 25 日）に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。

１５　「認定プラスチック使用製品」とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号）第８条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品をいい、対象となる製品分野及び製品、求められる要件等は、次のとおり。ただし、調達に際しての支障や供給上の制約等がない場合に限る。

ア．ペットボトル入り清涼飲料製品のうち、清涼飲料用ペットボトル容器が認定プラスチック使用製品、かつ、再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックが合計でプラスチック重量の 30%以上使用されていること。

イ．文具のうち、クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダーであって、本基本方針「３．文具類」に示す各品目に係る基準値１を満たすこと。

ウ．家庭用化粧品製品のうち、シャンプー・リンス、ボディーウォッシュ、ハンドソープであって、家庭用化粧品容器が認定プラスチック使用製品であること。

エ．家庭用洗浄剤製品のうち、洗濯用洗剤、柔軟仕上げ剤、台所用洗剤、食洗器用洗剤、住居用洗剤であって、家庭用洗浄剤容器が認定プラスチック使用製品であること。

１６　冷凍冷蔵機器のうち、飲料自動販売機を使用する場合は、本基本方針「２２－１１　飲料自動販売機設置」における自動販売機本体に係る判断の基準及び配慮事項を満たす機器を設置するよう努めるものとする。

１７　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。配慮事項⑥アにおいて使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン等。

１８　「常時監視システム」とは、「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号）第二１（２）①に規定するフロンの漏えい又は機器の故障等を常時監視するシステムをいう（本体に内蔵・搭載されているタイプと別売りの専用機器を本体に接続するタイプの両方を含む。）。本体の使用開始時点において、当該システムの利用に必要な機器の設置・接続（サービス契約を要する場合には当該契約の締結を含む。）が完了して、当該システムが利用可能な状態となっていることをもって適合となる。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する庁舎等において営業を行う小売業務の総件数に占める基準を満たす庁舎等において営業を行う小売業務の件数の割合とする。

２２－１０ クリーニング

(1) 品目及び判断の基準等

クリーニング	【判断の基準】 ①ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。 ④袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられていること。 【配慮事項】 ①揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。 ②ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。 ③事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ④可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。 ⑤プラスチック製のハンガーにあっては、再生プラスチック配合率が可能な限り高いこと。 ⑥包装用のプラスチック製の衣類カバーにあっては、厚みを薄くする等可能な限り減量化が図られていること。 ⑦プラスチック製の袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの又は再生プラスチックが使用されていること。 ⑧省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。

備考） １　本項の判断の基準の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断の基準は適用しない。

２　「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。

３　「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和２年１月）に基づく運転をいう。

（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『ｅスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

４　判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア．エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ．エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）等の取組を実施していること。

ウ．エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。

５　判断の基準③の「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、

次の要件を満たすことをいう。

ア．回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

イ．回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。

ウ．回収されたプラスチック製のハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。

６　「袋・包装材」とは、持ち帰りのためにクリーニング品などを入れるための袋、クリーニング品にほこり、汚れなどが付着することを防ぐための袋等をいう。

７　判断の基準④の「独自の取組」とは、サービスの提供に当たって、エコバック等の利用を推奨すること、持ち帰り袋等の使用に関する意思を確認すること、ユーザに対し持ち帰り袋等を有償で提供すること、その他ユーザによる持ち帰り用の袋・包装材の削減を促進するために取り組む措置をいう。

８　「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「１３－１　自動車」を対象とする。

９　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１０　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１１　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１２　調達を行う各機関は、クリーニング品の受け取りに当たってはエコバックを利用するなど、袋・包装材の削減に取り組むこと。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約するクリーニング業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。

２２－１１ 自動販売機設置

(1) 品目及び判断の基準等

飲料自動販売機設置	【判断の基準】 ①缶・ボトル飲料自動販売機にあっては、次の要件を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率達成率が125%以上であること。 イ．エネルギー消費効率が900kWh以下であること。ただし、エネルギー消費効率達成率が140%以上のものにあっては、エネルギー消費効率が1000kWh以下であること。 ②紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあっては、表１に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ③自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ④自動販売機本体は表２に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウエブサイト等により公表され、容易に確認できること。 ⑤自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。 ⑥自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ⑦屋内に設置される場合にあっては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 ⑧飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ⑨使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。 ⑩缶・ボトル飲料自動販売機にあっては、認定プラスチック使用製品の対象となる製品分野に該当する製品を取り扱う場合は、備考１１に示す要件を満たす製品を取り扱うこと。 【配慮事項】 ①自動販売機本体の年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウエブサイトにおいて公表されていること。 ②自動販売機本体の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③屋外に設置される場合にあっては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。 ④カップ式飲料自動販売機にあっては、マイカップに対応可能であること。 ⑤真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ⑥プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

	⑦缶・ボトル飲料自動販売機にあっては、ゾーンクーリング機能を有すること。 ⑧自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって電動車等又は低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ⑨飲料容器の回収に当たってプラスチック製のごみ袋を使用する場合は、本基本方針「２３．ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。 ⑩製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑪包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。

①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの

②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの

③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの

④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの

２　本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替が発生しない場合には適用しないものとする。

３　「エネルギー消費効率基準達成率」とは、表１に示された区分ごとの算定式を用いて算出した当該機器の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。

４　判断の基準①及び②については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものには適用しないものとする。

５　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。判断の基準③において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等。

６　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。

７　判断の基準⑥については、リユース部品には適用しないものとする。

８　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

９　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

１０　判断の基準⑧については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。

１１　「認定プラスチック使用製品」とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号）第８条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチッ

ク使用製品をいい、対象となる製品分野及び製品、求められる要件等は、次のとおり。ただし、調達に際しての支障や供給上の制約がない場合に限る。

・ペットボトル入り清涼飲料製品のうち、清涼飲料用ペットボトル容器が認定プラスチック使用製品、かつ、再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックが合計でプラスチック重量の 30%以上使用されていること。

１２　配慮事項②の定量的環境情報は、自動販売機本体に適用することとし、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。ただし、令和８年４月１日以降に製造された缶・ボトル飲料自動販売機に適用するものとする。

１３　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

１４　配慮事項⑧の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「１３－１　自動車」を対象とする。

１５　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。

イ. 設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。

ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表１　飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区　　分			基準エネルギー消費効率の算定式
販売する飲料の種類	自動販売機の種類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機		E=0.218V+401
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400㎜ 未満のもの）		E=0.798Va+414
	ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が 400㎜ 以上のもの)	電子マネー対応装置のないもの	E=0.482Va+350
		電子マネー対応装置のあるもの	E=0.482Va+500
紙容器飲料	A タイプ（サンプルを使用し､商品販売を行うもの）	コールド専用機	E=0.948V+373
		ホットアンドコールド機(庫内が 2 室のもの)	E=0.306Vb+954
		ホットアンドコールド機(庫内が 3 室のもの)	E=0.630Vb+1474
	B タイプ（商品そのものを視認し､商品販売を行うもの）	コールド専用機	E=0.477V+750
		ホットアンドコールド機	E=0.401Vb+1261
カップ式飲料	―		E=1020[T≦1500] E=0.293T+580[T>1500]

備考）　１　「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。

２　「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。

３　「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。

４　E,V,Va,Vb 及び T は、次の数値を表すものとする。

E ：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V ：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）

Va：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）

Vb：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）

T ：調整熱容量（湯タンク容量に 80 を乗じた数値、冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯氷量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値）（単位：kJ）

５　エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 19 年経済産業省告示第 289 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(2)」による。

表２　飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目　　的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース（省資源化）	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース（再使用化）	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル（再資源化）	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の統一化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

⑵ 目標の立て方

当該年度の契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める基準を満たす設置台数の割合とする。

２２－１２ 引越輸送

(1) 品目及び判断の基準等

引越輸送	【判断の基準】 ①梱包及び養生に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。 ③引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。 ④自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。 ア. エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 イ. 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。 ウ. エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 エ. 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること。 【配慮事項】 ①環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。 ②梱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図るなどの省資源化に配慮されていること。 ③梱包用資材及び養生用資材には、再生材料又は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④自動車による輸送を伴う場合には、次の事項に配慮されていること。 ア. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第７号）及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第２号）を踏まえ、輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 イ. 電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による輸送が実施されていること。 ウ. 輸送効率の向上のための措置が講じられていること。 エ. エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 オ. 道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。 カ. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域において輸送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸送が行われていること。

備考） １　本項の判断の基準の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植

物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。

２　判断の基準③は、段ボール等紙製の梱包用資材が業務提供者によって提供される場合に適用し、発注者の求めに応じて回収を実施する。ただし、あらかじめ回収期限及び回数を定めるものとする。

３　判断の基準④及び配慮事項④は、引越輸送の元請か下請かを問わず、自動車による輸送を行う者に適用する。

４　「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

５　「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和２年１月）に基づく運転をいう。

（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『ｅスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

６　判断の基準④ウの「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア．エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ．エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）及びエコドライブの推進体制を整備していること。

ウ．エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ．運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

７　判断の基準④エの「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

８　配慮事項①の「引越輸送の方法の適切な提案」は、発注者に対し、具体的な提案が可能となる契約方式の場合に適用する。

９　「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１０　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

１１　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１２　配慮事項④イの「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「１３－１　自動車」を対象とする。

１３　配慮事項④ウの「輸送効率の向上のための措置」とは、次の事項に配慮することをいう。

ア．エネルギーの使用に関して効率的な輸送経路を事前に選択し、運転者に周知している

こと。

イ．渋滞情報等を把握することにより、適切な輸送経路を選択できる仕組みを有していること。

ウ．輸送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

１４　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．引越に伴い発生する廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を第三者に依頼する場合には、一般廃棄物については市町村又は一般廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第２条第１項及び第２条の３第１項に該当する者を含む。）に、産業廃棄物については産業廃棄物処理業者（同施行規則第９条第１項及び第 10 条の３第１項に該当する者を含む。）にそれぞれ収集若しくは運搬又は処分を委託する必要がある。なお、一般廃棄物の収集又は運搬については委任状を交付した上で引越事業者に依頼することも可能である。

イ．引越輸送業務と併せて廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託する場合には、委託基準に従う必要があり、産業廃棄物については、収集又は運搬を委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分を委託する産業廃棄物処分業者とあらかじめ契約し、運搬先である産業廃棄物処理施設の所在地及び処分方法を確認するとともに、最終処分される場合には最終処分場の所在地の確認が必要である。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。

ウ．廃棄物の引渡しにおいて、産業廃棄物については、引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、運搬及び処分の終了後に処理業者からその旨を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの送付を受け、委託内容どおりに運搬、処分されたことを確認する必要がある。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。

別　表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
	□　点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
	□　点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
	■　点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
	■　目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
	■　フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
	（エア・クリーナ・エレメント関連）
	■　エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（エンジンオイル関連）

	■　エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	■　エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（燃料装置関連）
	□　燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（排出ガス減少装置関連）
	■　排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（その他）
	■　タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
	□　トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目
「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

⑵ 目標の立て方

当該年度に契約する引越輸送業務の総件数に占める基準を満たす引越輸送業務の件数の割合とする。

２２－１３ 会議運営

(1) 品目及び判断の基準等

会議運営	【判断の基準】 〇委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。 ①紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。 ③紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。 ④会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。 ア．公共交通機関の利用 イ．クールビズ及びウォームビズ ウ．筆記具等の持参 ⑤飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 ア．ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 イ．繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。 【配慮事項】 ①会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。また、新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ②ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。 ③自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、電動車等又は低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。 ④食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。また、提供する飲食物の量を調整可能とすること又は会議参加者に求められた場合に衛生上の注意事項を説明した上で、持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。 ⑤資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「１３－１　自動車」を対象とする。

２　「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和２年１月）に基づく運転をいう。

（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『ｅスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使

用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する会議の運営を含む委託業務の総件数に占める基準を満たす会議の運営を含む委託業務の件数の割合とする。

２２－１４ 印刷機能等提供業務

(1) 品目及び判断の基準等

印刷機能等提供業務	【判断の基準】 ①印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと。 ア．コピー機、複合機又は拡張性のあるデジタルコピー機にあっては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 イ．プリンタ又はプリンタ複合機にあっては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ウ．ファクシミリにあっては、ファクシミリに係る判断の基準を満たすこと。 エ．スキャナにあっては、スキャナに係る判断の基準を満たすこと。 オ．デジタル印刷機にあっては、デジタル印刷機に係る判断の基準を満たすこと。 カ．契約終了後に使用済の印刷機能等提供業務に係る機器を回収すること。また、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ②カートリッジ等を供給する場合は、カートリッジ等に係る判断の基準を満たすこと。 ③用紙を供給する場合であって、特定調達品目に該当する用紙は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ④印刷機能等提供業務に係る機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。 ア．コピー機能又はプリント機能を有する印刷機能等提供業務に係る機器の場合、紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策。 イ．環境負荷低減に向けた適切な印刷機能等提供業務に係る機器の製品仕様及び設置台数。 【配慮事項】 ①コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の導入に当たっては、可能な限り再生型機又は部品リユース型機を利用すること。 ②使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ③印刷機能等提供業務に係る機器の導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「印刷機能等提供業務に係る機器」とは、本基本方針「５．画像機器等」に示すコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナ並びに「７．オフィス機器等」に示すデジタル印刷機の対象になるものをいう。

２　「カートリッジ等」とは、本基本方針「５－６　カートリッジ等」の対象であるトナーカートリッジ及びインクカートリッジをいう。

３　印刷機能等提供業務に係る機器の「導入」とは、受注者が印刷機能等提供業務に係る機器の全部又は一部を導入することをいい、受注者が当該機器以外の物品を同時に導入する場合も含む。

４　本項の判断の基準の対象とする「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務であって、以下のいずれかの業務をいう。

ア．印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務

イ．印刷機能等提供業務に係る機器の導入及び導入した当該機器の保守業務

ウ．印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務

５　判断の基準①カは、資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種の機器に適用する。

６　判断の基準④ア及びイの提案については、発注者及び受注者双方協議の上、提案可能である場合は、業務の履行期間内の適切な時期又は定期的に実施すること。

７　判断の基準④アの「紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策」には、両面印刷（自動両面機能の要件が適用されない機器の場合に限る。）、縮小印刷、集約印刷の促進、機器パネルによる環境負荷情報（印刷枚数、カラー印刷率、両面利用率、集約利用率、用紙削減率等）の可視化、用紙の再利用機能、ソフトウェアによるトナー又はインクの節約、ユーザ認証による管理の実施等を含む。

８　判断の基準④イについては、環境負荷低減効果（消費電力量の削減、温室効果ガス排出量の削減、消耗品の使用量の削減等）、費用対効果及び調達事務の効率化等を勘案し、定量的な提案が可能な場合に実施する。

９　配慮事項②は、受注者がカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を供給した場合に適用する。

１０　調達を行う各機関は、ユーザ認証による管理の実施等、用紙の使用量の抑制等の環境負荷低減に係る対策の検討に努めること。

⑵ 目標の立て方

当該年度に契約する印刷機能等提供業務の総件数に占める基準を満たす印刷機能等提供業務の件数の割合とする。

２３．ごみ袋等

(1) 品目及び判断の基準等

プラスチック製ごみ袋	【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。 ア．バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の 25%以上使用されていること。 イ．再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。 ウ．上記ア又はイに関する情報が表示されていること。 エ．プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。 ②バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。 ③ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「プラスチック製ごみ袋」は、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等には適用しない。

２　判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.128「日用品　Version1」以降の「分類Ｅ．清掃用品のごみ袋」に係る認定基準をいう。

３　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

４　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいい、植物を原料とするポリエチレン等が該当する。

５　「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。マスバランス方式によりバイオマス由来特

性が割り当てられたプラスチックを原料とする場合にあっては、当該割当率をもってバイオベース合成ポリマー含有率に代えて適用するものとする。

６　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

７　「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

８　判断の基準①ウの「情報の表示」とは、判断の基準①アのバイオマスプラスチックの配合率又は判断の基準①イの再生プラスチックの配合率が製品本体、製品の包装に表示又はカタログ、ウエブサイト等において提供されていることをいう。

９　判断の基準①エの「充填剤」とは、プラスチックへの添加により容量を増すこと（増量）を主目的とする物質をいい、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的に添加する物質には適用しない

１０　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１１　配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１２　判断の基準①アのバイオマスプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年５月 31 日）に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のプラスチック製ごみ袋の調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

○　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
（平成十二年五月三十一日法律第百号）

最終改正　令和三年五月十九日法律第三十六号

（目的）

第一条　この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「環境物品等」とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

一　再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品

二　環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品

三　環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

２　この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいう。

３　この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

４　この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（国及び独立行政法人等の責務）

第三条　国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当た

っては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

2　国は、教育活動、広報活動等を通じて、環境物品等への需要の転換を促進する意義に関する事業者及び国民の理解を深めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民が相互に連携して環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第四条　地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

2　地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者及び国民の責務）

第五条　事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。

（環境物品等の調達の基本方針）

第六条　国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

二　国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等（以下「特定調達物品等」という。）の調達の推進に関する基本的事項

三　その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

3　環境大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあっては各省各庁の長、独立行政法人等にあってはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　前項の規定による各省各庁の長等との協議に当たっては、特定調達品目の判断の基準については、当該特定調達品目に該当する物品等の製造等に関する技術及び需給の動向等を勘案する必要があることにかんがみ、環境大臣が当該物品等の製造、輸入、販売等の事業を所管する大臣と共同して作成する案に基づいて、これを行うものとする。

5　環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6　前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（環境物品等の調達方針）

第七条　各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2　前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　特定調達物品等の当該年度における調達の目標

二　特定調達物品等以外の当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

三　その他環境物品等の調達の推進に関する事項

3　各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

（調達実績の概要の公表等）

第八条　各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。

2　前項の規定による環境大臣への通知は、独立行政法人等の長にあっては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

（環境大臣の要請）

第九条　環境大臣は、各省各庁の長等に対し、環境物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

（地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進）

第十条　都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県及び市町村の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2　前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

３　都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

（環境物品等の調達の推進に当たっての配慮）

第十一条　国、独立行政法人等、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、環境物品等であっても、その適正かつ合理的な使用に努めるものとし、この法律に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮するものとする。

（環境物品等に関する情報の提供）

第十二条　物品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供の事業を行う者は、当該物品の購入者等に対し、当該物品等に係る環境への負荷の把握のため必要な情報を適切な方法により提供するよう努めるものとする。

第十三条　他の事業者が製造し、輸入し若しくは販売する物品若しくは提供する役務について環境への負荷の低減に資するものである旨の認定を行い、又はこれらの物品若しくは役務に係る環境への負荷についての情報を表示すること等により環境物品等に関する情報の提供を行う者は、科学的知見を踏まえ、及び国際的取決めとの整合性に留意しつつ、環境物品等への需要の転換に資するための有効かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

（国による情報の整理等）

第十四条　国は、環境物品等への需要の転換に資するため、前二条に規定する者が行う情報の提供に関する状況について整理及び分析を行い、その結果を提供するものとする。

（経過措置）

第十五条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第七条、第八条及び第十条の規定は、同年四月一日から施行する。

（検討）

２　政府は、環境物品等への需要の転換を促進する観点から、提供すべき環境物品等に関する情報の内容及び提供の方法、環境物品等に関する情報の提供を行う者の自主性を尊

重しつつ適切な情報の提供を確保するための方策その他環境物品等に関する情報の提供体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則（平成一五年七月一六日法律第一一九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成二七年九月一一日法律第六六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則（令和三年五月一九日法律第三六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年九月一日から施行する。

特定調達品目及び判断の基準等の改定一覧

分　野	特定調達品目名称 （令和８年２月閣議決定）	令和７年１月閣議決定からの判断の基準等の改定の主な内容
分野横断	原材料に鉄鋼が使用された物品	原材料に鉄鋼が使用された物品について温室効果ガス削減に係る追加費用が一定以上の非化石電力を使用した鋼材の使用を共通の配慮事項として設定
紙　類	トイレットペーパー、ティッシュペーパー	エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準として設定（以下「エコマーク認定基準の活用」という。） トイレットペーパーについて製品の長尺化及び狭幅化を配慮事項に追加
文　具　類	**クリアーホルダー、クリアーファイル**、バインダー	**クリアーホルダー及びクリアーファイルは新規追加** 主要材料がプラスチックの認定プラスチック使用製品について２段階の判断の基準（基準値１）を設定
オフィス家具等	改定なし	
画像機器等	スキャナ	少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用に係る判断の基準に設定していた１年間の経過措置を終了
	トナーカートリッジ、インクカートリッジ	再使用・マテリアルリサイクル率に係る判断の基準を強化（トナーカートリッジ：50%以上→60%以上、インクカートリッジ：25%以上→40%以上） プラスチック製筐体部品の単一ポリマー化等を配慮事項に追加 定量的環境情報（カーボンフットプリント）を算定・開示（以下「CFPの算定・開示」という。）していることを配慮事項に追加
電子計算機等	改定なし	
オフィス機器等	改定なし	
移動電話等	スマートフォン	携帯型充電器に係るシェアリングサービスの活用可能性の検討について調達者向けの留意事項に記載
家電製品	テレビジョン受信機	エネルギー消費効率に２段階の判断の基準を設定（2K 以上 4K 未満の液晶テレビの区分を除く） エコマーク認定基準の活用 包装又は梱包への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用、素材代替等によるプラスチックの使用削減を配慮事項に追加
エアコンディショナー等	家庭用エアコンディショナー	家庭用エアコンを買い換える場合には、家電リサイクル券の写しを受け取る旨調達者向け留意事項に記載
	業務用エアコンディショナー	常時監視システムを使用したもの（使用開始時点にシステムが稼働可能であること）の導入を判断の基準に設定
温水器等	改定なし	
照　明	改定なし	
自動車等	自動車（軽油を燃料とする自動車）	供給体制が整った地域からリニューアブルディーゼル（RD）の利用に努める旨記載
	タイヤ	車外騒音性能（低車外音タイヤ）に係る判断の基準を設定 CFP の算定・開示を配慮事項に追加
	２サイクルエンジン油	魚類の急性毒性試験方法に係る JIS 規格の改正に伴う変更
消　火　器	改定なし	
制服・作業服等	制服、作業服、帽子、靴（靴は甲部に適用）	CFP の算定・開示かつ製品使用後の回収・再使用・再生利用システムの構築（以下「回収システムの構築」という。）を２段階の判断の基準の基準値１として設定（AND 要件） 再生 PET 由来のポリエステル繊維配合率の強化（25%→50%） ポリエステルを除く繊維由来の再生繊維に係る判断の基準の設定 ポリエステル混紡繊維に係る判断の基準の設定 植物由来合成繊維配合率の強化（25%→30%）等 エコマーク認定基準の活用

分　野	特定調達品目名称 （令和8年2月閣議決定）	令和7年1月閣議決定からの判断の基準等の改定の主な内容
		製品の環境配慮設計を配慮事項に追加 新規又は強化した判断の基準（基準値 2）について 1 年間の経過措置の設定
インテリア・寝装寝具	カーテン､布製ブラインド	回収システムの構築を 2 段階の判断の基準の基準値 1 として設定 エコマーク認定基準の活用 CFP の算定・開示を配慮事項に追加 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
	タイルカーペット	回収システムの構築を 2 段階の判断の基準の基準値 1 として設定（現行のカーボンフットプリントの算定・開示と OR 要件） エコマーク認定基準の活用 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
	タフテッドカーペット、ニードルパンチカーペット、織じゅうたん	エコマーク認定基準の活用 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
	毛布、ふとん	回収システムの構築を 2 段階の判断の基準の基準値 1 として設定 エコマーク認定基準の活用 CFP の算定・開示を配慮事項に追加 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
	マットレス	エコマーク認定基準の活用 CFP の算定・開示を配慮事項に追加 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
作業手袋	作業手袋	ポストコンシューマ材料由来を故繊維由来に変更 エコマーク認定基準の活用 CFP の算定・開示を配慮事項に追加 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
その他繊維製品	集会用テント	回収システムの構築を 2 段階の判断の基準の基準値 1 として設定 エコマーク認定基準の活用 CFP の算定・開示を配慮事項に追加 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
	ブルーシート	CFP の算定・開示又は回収システムの構築を 2 段階の判断の基準の基準値 1 として設定（OR 要件） 再生ポリエチレン繊維の配合率を繊維部分全体重量比から製品全体重量比に強化（50%以上） エコマーク認定基準の活用 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
	防球ネット、旗、のぼり、幕	エコマーク認定基準の活用 CFP の算定・開示を配慮事項に追加 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
	モップ	対象範囲について繊維を使用した製品であることを明記 エコマーク認定基準の活用 CFP の算定・開示を配慮事項に追加 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
設　　備	太陽熱利用システム	エコマーク認定基準の活用 CFP の算定・開示を配慮事項に追加 製品の包装又は梱包時の負荷低減及びプラスチック使用削減を配慮事項に追加
	地中熱利用システム	**新規追加** 再生可能エネルギーである地中熱利用システムの導入促進
災害備蓄用品	毛布、作業手袋、テント、ブルーシート	上述の繊維製品に係る判断の基準等の見直しに伴う変更（回収システムの構築については備蓄品であることから設定していない）
公共工事	変圧器	トップランナー基準の見直しに伴うエネルギー消費効率の強化

分　野	特定調達品目名称 （令和８年２月閣議決定）	令和７年１月閣議決定からの判断の基準等の改定の主な内容
役　　務	食堂	GAP 認証又は同等であって第三者による確認を受けたものを２段階の判断の基準の基準値１として設定（従前の基準値１との OR 基準） 冷凍冷蔵機器へのフロンの不使用又は常時監視システムを使用したものの導入を配慮事項に追加
	庁舎管理	フロン類の漏えい防止のための常時監視システムを使用したものの導入、漏えい時の早期対応のための体制整備について調達者向けの留意事項として記載
	輸配送	再生プラスチックを配合したストレッチフィルムの使用を配慮事項として追加 軽油を燃料とする自動車についてリニューアブルディーゼルの利用可能性を検討する旨記載 航空機を使用する場合は持続可能な航空燃料（SAF）の利用可能性を検討する旨記載
	旅客輸送（自動車）	軽油を燃料とする自動車についてリニューアブルディーゼルの利用可能性を検討する旨記載
	庁舎等において営業を行う小売業務	レジ袋のバイオマスプラスチック配合率を強化（25%以上→50%以上） 認定プラスチック使用製品の取扱いについて判断の基準として設定 冷凍冷蔵機器へのフロンの不使用又は常時監視システムを使用したものの導入を配慮事項に追加
	飲料自動販売機設置	缶・ボトル飲料自動販売機に係るエネルギー消費効率の強化（省エネ基準達成率 120%以上→125%以上、原則として年間消費電力量 900kWh 以下） 認定プラスチック使用製品の取扱いについて判断の基準として設定 再生プラスチックの使用を配慮事項に追加 ゾーンクーリング機能を有することを配慮事項に追加（缶・ボトル飲料自動販売機） CFP の算定・開示を配慮事項に追加（缶・ボトル飲料自動販売機の新造機に適用）

22 分野 291 品目

環境省大臣官房環境経済課

〒100-8975　東京都千代田区霞が関 1－2－2

製品対策・グリーン契約推進係

TEL：03-5521-8229　　E-mail：gpl@env.go.jp

ホームページ【**グリーン購入法.net**】
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html

リサイクル適性 Ⓐ

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
　に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
○リサイクル適性の表示
　この印刷物はＡランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。